

# 江東区の環境白書

～江東区環境基本計画 令和元年度実績報告～



スポーツと人情が熱いまち

**江東区**



### <表紙のご紹介>

表紙は、江東区<sup>シティ イン ザ グリーン</sup>CITY IN THE GREENオンラインフォトコンテストで、令和元年度 CIG 賞受賞作品です。

江東区では、CITY IN THE GREEN=CIG（みどりの中の都市）をテーマとするフォトコンテストを実施し、入賞作品は CIG の普及、推進に活用しています。

令和元年度 CIG賞「5本のポプラ」  
撮影場所：猿江恩賜公園

## 「江東区の環境白書」の発行にあたり

昨年 12 月、本区のカーボンマイナスこどもアクション事業は、環境教育活動部門で環境大臣表彰を受賞しました。本事業は、環境月間である 6 月に、全区立小学校 46 校の 5・6 年生が、地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量削減に向け、家庭において環境活動に取り組み、その結果を記録シートに記入する活動です。その成果を学校ごとに競うことで意欲と面白みも加味しています。平成 20 年度から他区に先駆けて始まり、これまでに 69,901 人の小学生が参加し、累計で 1,887 トンの二酸化炭素の排出量を削減しました。



今、地球温暖化を始めとする様々な問題が私たちを取り巻いています。生活が豊かになった一方、深刻な気象災害の発生やプラスチックごみによる海洋汚染など、種々な形で地球環境の危機をもたらし、経済・社会活動に大きな影響を与えています。こどもたちが未来を安心して生きていける社会を実現するためには、従来型の社会システムや日常生活を見直し、環境、経済、社会を統合的に向上する社会へ変革していかななくてはなりません。折しも新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、私たちの生活は一変しました。経済・社会活動が制限される中、日常生活を改めて振り返る機会が与えられています。

このたびの江東区の環境白書では、平成 27 年に策定した江東区環境基本計画の前期計画（平成 27 年度～31 年度※）の最終年度として、これまでの施策の実施状況とその評価をまとめました。後期の計画は本年 3 月に改定しましたが、本書は前期計画における地球温暖化・エネルギー対策の推進をはじめ 6 つを柱として取り組んできた成果の報告書です。

本書が環境問題への理解を深めていただく一助として、また、区民・事業者・区が手を取り合って環境問題へ取り組むための礎になれば幸いです。

※平成 31 年：1 月 1 日～ 4 月 30 日

令和元年：5 月 1 日～12 月 31 日

令和 2 年 10 月

江東区長  
山崎孝明

# 目 次

第1章	環境トピックス	1
第2章	江東区の概要	7
第3章	環境管理システム	8
1	江東区環境基本計画	8
2	環境管理体制	11
3	江東区環境審議会	12
第4章	実績報告と進捗管理	13
1	施策体系と管理指標（46）	14
2	管理指標の進捗状況の評価	16
3	重点事業（23）の進捗管理	18
①	地球温暖化・エネルギー対策の推進	20
②	循環型社会の形成	35
③	自然との共生	45
④	環境に配慮した快適なまちづくりの推進	51
⑤	安全・安心な生活環境の確保	57
⑥	環境教育及びパートナーシップの推進	69
第5章	その他	77
1	江東区みどり・温暖化対策基金	77
2	イベントへの参加	78
3	公害に関する相談・苦情	79
4	工場・指定作業場に関する事務	80
5	地下水揚水に関する規制指導	81
6	区内における空間放射線量及び土壌中の放射能の測定結果	82
7	東京都環境影響評価制度（環境アセスメント）	84
第6章	参考資料	85
1	用語解説	85
2	環境・公害関係年表	88

## 第1章 環境トピックス

### カーボンマイナスこどもアクションが地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞

平成20年度から毎年内容を充実しながら取り組んできました「カーボンマイナスこどもアクション」が環境省主催の第22回令和元年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰（環境教育活動部門）を受賞、長年に渡る地道な省エネ行動の取り組みが実を結びました。

この賞は、地球温暖化対策を推進するための一環として、教育資料の開発、情報の提供、学校や市民、企業内における教育活動や普及・啓発等継続的な取組に関する功績をたたえる表彰制度で、今回は59件の応募がありました。

「カーボンマイナスこどもアクション」とは

毎年6月の環境月間に、全区立小学校5・6年生が省エネ行動に取り組む活動です。児童は、記録シートに「誰もいない部屋の電気を消す」など、環境に配慮した行動15項目の実践結果を保護者と一緒に記録します。それらの学校ごとのCO<sub>2</sub>削減量と参加率を集計し、取組結果が優秀であった学校を招いて、表彰式・講演会を開催しています。併せて、平成23年度からは、企業と協働して「温暖化対策」をテーマとした出前授業を学校で実施しています。

＜令和元年度実績＞

参加人数 : 7,500人  
 参加率 : 94.2%  
 CO<sub>2</sub>削減量 : 199t  
 (一人当たりの削減量 26.6kg)



環境清掃部 温暖化対策課

令和元年度  
地球温暖化防止活動  
環境大臣表彰



環境大臣表彰ロゴマーク



昨年度の表彰式の様子

### えこっくる江東「ごみ戦争」の展示内容を充実



環境清掃部 温暖化対策課 環境学習情報館

えこっくる江東（環境学習情報館）常設展示室のうち、「ごみ戦争」について紹介したコーナーを、令和元年度に拡充リニューアルしました。

江東区とごみ戦争の歴史や資源循環型社会を実現するための取り組みなどをパネル・映像展示・クイズやゲーム体験などから、紹介しています。

ごみ戦争を通じて、江東区が果たした役割から未来に向けたメッセージを発信していきます。



## 全区立小・中学校等で ごみ発電の電力を使用



これまで一部の区立小・中学校で行っていた東京エコサービス株式会社による清掃工場発電した電力の供給を、全区立小・中学校及び義務教育学校へ拡大しました。(仮校舎への移設時は除く)

ごみ問題との関係が深い江東区ならではの  
ごみ発電による再生可能エネルギーについてリーフレットを作成し、環境学習へつなげています。

環境清掃部 温暖化対策課



作成したリーフレット

## 水害ハザードマップ



区民の皆さんの日頃からの防災意識を高めていただくとともに、水害発生時には、避難に関する有用な情報提供ツールとするために、水害時の避難に関する情報冊子の作成と、水害ハザードマップの改定及び新規作成を行いました。

土木部 河川公園課



### <令和元年度の成果>

- (新規) 江東区洪水高潮ブックレット : 水害時の避難に関する情報冊子
- (改定) 江東区洪水ハザードマップ : 荒川の堤防が決壊したときの災害避難地図
- (新規) 江東区高潮ハザードマップ : 東京湾に高潮が発生したときの災害避難地図

## 台風被害に伴う職員の災害派遣



令和元年に発生した台風 15 号、19 号等は全国各地に甚大な被害をもたらしました。

江東区では台風で被災した千葉県館山市他 3 自治体に職員及び収集車両を派遣し、災害廃棄物の収集運搬や搬出事業者との調整業務等の支援を行いました。

環境清掃部 清掃事務所



被災地での作業の様子

### <派遣した自治体>

- ・千葉県館山市
- ・茨城県大子町
- ・栃木県栃木市
- ・千葉県茂原市



## 江東区食べきり協力店の登録

環境清掃部 清掃リサイクル課

食品ロス削減の取り組みの一つとして、区内の飲食店で、食べ残しなどの食品ロスを削減し、生ごみ減量の取り組みをしている、またはこれから取り組もうとする店舗を応援するために「江東区食べきり協力店」の募集をはじめました。

登録された店舗は、ホームページや清掃リサイクル課フェイスブック「ぴかっと食べきり江東5Rひろば」などで紹介することにより、協力店の活動を応援し、食品ロス削減の輪を広げていきます。

＜令和元年度 登録店舗数＞ 16店舗  
(令和元年10月～募集開始)



協力店はこのステッカーが目印です

## みんなでまちをきれいにする ポスターコンクール



環境清掃部 環境保全課

毎年、区立小・中学校の児童・生徒を対象に「まちの美化」をテーマとするポスターコンクールを開催し、応募作品の中から区長賞、入賞、佳作を選び表彰します。区長賞作品は、一斉清掃等のポスターとして広報掲示板・主要駅などに掲出されます。

また、区長賞及び入賞・佳作作品は、豊洲シビックセンターなどで展示して、区民の美化意識向上を図っています。

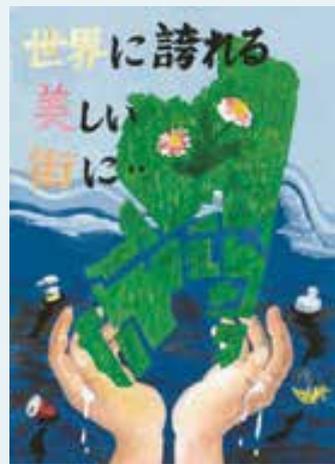
令和元年度は 650 作品（小学生 246 作品、中学生 404 作品）の応募がありました。



令和元年度  
小学生低学年の部 区長賞  
元加賀小学校3年  
須藤 彩希さん



令和元年度  
小学生高学年の部 区長賞  
北砂小学校6年  
榆井 莉花さん



令和元年度  
中学生の部 区長賞  
第三砂町中学校3年  
長崎 麟太郎さん

## 江東区環境フェア

環境清掃部 温暖化対策課 環境学習情報館



「江東区環境フェア」は、環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、毎年6月にえこっくる江東（環境学習情報館）にて開催しています。

開催にあたっては、区民、企業、行政などの各主体が良好なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し、企画の段階から協働して作り上げています。行政だけでなく、さまざまな分野で環境保全を進めている企業や団体がブースを出展し、それぞれの環境保全活動の紹介や、体験型の環境学習プログラムを提供しています。

令和元年度は「水に親しむ」をテーマとして、東京湾で見られるクラゲ類の生態展示や貝殻を使ったアクセサリー作りなど、テーマにあった新たなブース出展もあり、会場は多くの来場者で賑わいました。

オープニングセレモニー



会場の様子



水に親しむブース「寿司ネタの魚を釣ろう」



水に親しむブース「クラゲの生態展示」



## 江東区環境基本計画（後期）改定



環境清掃部 温暖化対策課

江東区環境基本計画は、平成27年に10年計画として策定し、令和元年度に策定後5年の中間見直しとして改定しました。

令和2～6年度の後期期間においても、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標として、6つの柱に基づく施策を推進します。

### <計画素案に関するパブリックコメント結果>

- 意見者数 : 84人
- 意見数 : 102件
- 区民の方から多くの意見が寄せられました



## クールエリアを創出

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会開催に向けて、区民や観光客への暑さ対策が課題となっています。観光客等が集まる注目度の高いエリアに、人が感じる暑さを緩和するクールエリアを創出します。

- ＜令和元年度実績＞
- 施工箇所：
    - 豊洲公園、豊洲六丁目公園、豊洲六丁目第二公園、豊洲ぐるり公園
  - 施工内容：
    - ミスト設備設置、パーゴラ設置、植栽



土木部 河川公園課



## 「江東区みどりの基本計画」を改定

みどりの基本計画とは、都市緑地法第 4 条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、みどりの保全と緑化の推進に関する施策を計画的に推進するために、区が策定するものです。

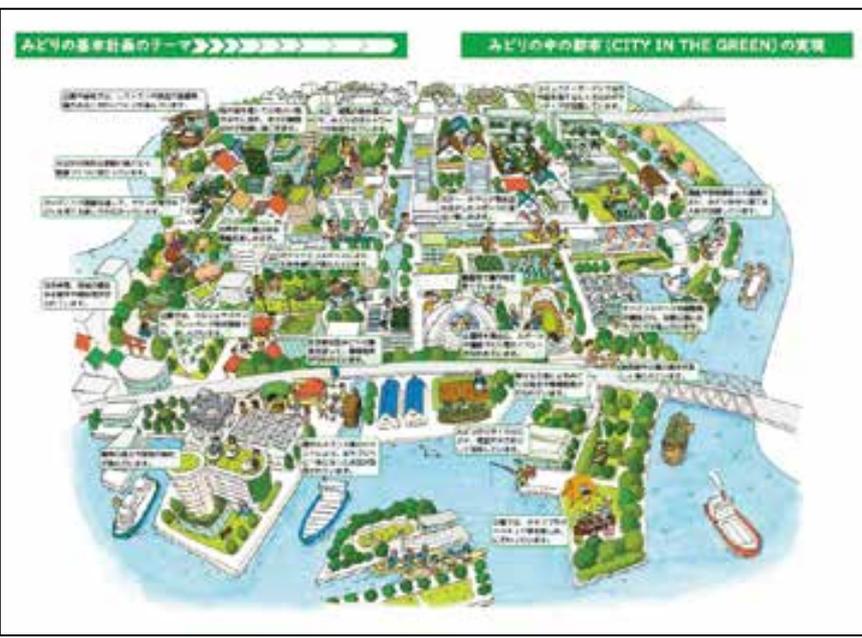
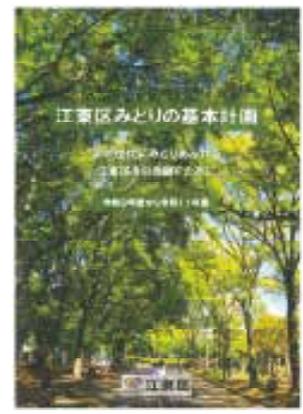
江東区では平成 19 年に当初計画である「江東区みどりと自然の基本計画」を策定し、その後長期計画において「CITY IN THE GREEN」の考え方が位置付けられたことを受け、目指すべき都市像や取組を明らかにした「江東区CIGビジョン」を策定し、緑化施策を進めてきました。

しかし、みどりを取り巻く社会情勢は大きく変化し、課題も変化しています。

そこで、当初計画の基本的な考え方を継承しつつ、これからの時代を見据えた新たな取組が必要になったため、改定することといたしました。テーマは、「みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）の実現」です。



土木部 管理課



## CITY IN THE GREEN オンラインフォトコンテスト

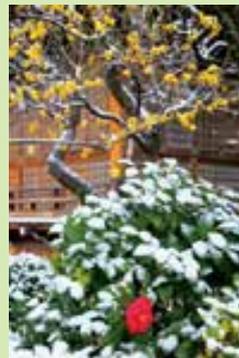


土木部 管理課

平成 25 年度から令和元年度まで CITY IN THE GREEN オンラインフォトコンテストを実施しました。

募集対象は江東区内の地域のシンボルや誇りとなるまとまった緑の写真で、ご自宅のまわりや事業所などさまざまな場所の CITY IN THE GREEN=CIG（みどりの中の都市）を象徴している写真を募集しました。

### <入賞作品>



### <令和元年度実績>

テーマ：「未来に遺したいみどりの風景」

募集期間：令和元年6月1日～10月31日

応募総数：92点

賞の内訳：CIG 賞1点、入選4点、佳作3点

選ばれた写真は、CIG の普及、推進に活用しています。

## 第2章 江東区の概要

江東区は、東京 23 区の東部に位置し、いわゆる江東デルタ地帯にあって、隅田川と荒川に挟まれています。

北は墨田区、西は中央区、東は江戸川区に接し、南には東京湾、更に南部地域では、港区、品川区とも接しています。

### ◆ 江東区の位置と面積



東京 23 区



江東区は、江戸時代初期に始まった埋め立て工事によって次第に土地が形成され、更に明治以降も海岸の埋め立て工事が継続して行われてきました。昭和 36 年から東京湾の整備も行われ、面積は 40.16km<sup>2</sup>です。

(国土地理院「令和元年全国都道府県市区町村別面積調」)

### ◆ 江東区の人口

江東区では、戦後の社会経済の発展に伴って都外からの転入者が増えつづけ、昭和 32 年には 30 万人を突破、昭和 60 年度末には 39 万人を超えました。昭和 62 年の後半から平成 8 年にかけて一時減少しましたが、その後、豊洲、有明等の南部地域の開発が進行するとともに人口は増加傾向となり、平成 14 年には 40 万人を超え、平成 27 年 6 月に 50 万人を超えています。江東区の年齢別人口は、男女とも 40 代が最も多く、戦後生まれの世代が全人口の約 85%以上を占めています。

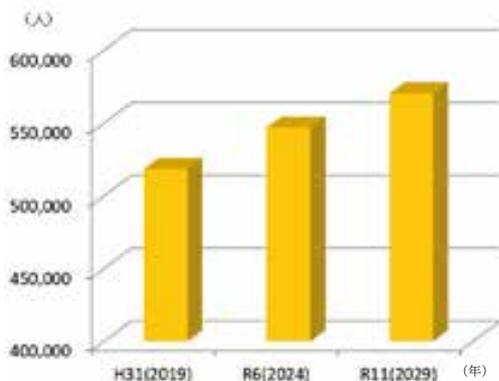
また、人口密度は、13,074 人/km<sup>2</sup> (令和 2 年 4 月 1 日現在) です。

住宅形態として、世帯の 8 割以上がマンション等の集合住宅に居住しています (平成 27 年度国勢調査)。

面積	40.16 km <sup>2</sup>
人口	525,062 人 (外国人住民数 31,366 人含む)
世帯数	273,339 世帯
人口密度	約 13,074 人/km <sup>2</sup>

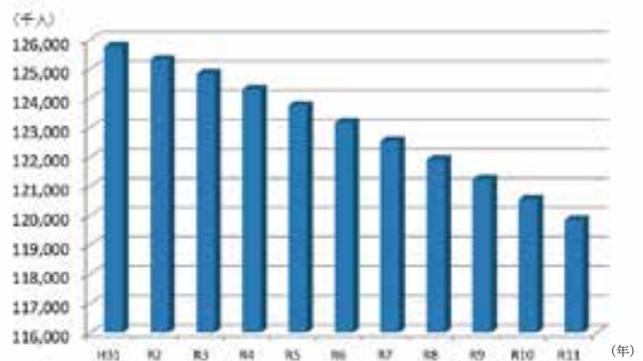
(令和 2 年 4 月 1 日現在)

江東区の将来人口推計



出典：江東区長期計画における人口の推計について (令和 2 年江東区)

【参考】 日本の将来人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所 (平成 29 年推計、出生・死亡中位)

# 第3章 環境管理システム

江東区の環境対策は、「江東区環境基本計画」に基づき実施しています。江東区環境基本計画に掲げる各施策に数値目標を設定し、庁内の部門横断的な管理体制と区民・事業者と連携した取り組みを通じて、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

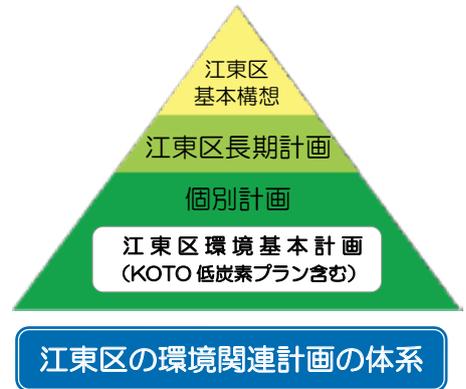
## 1 江東区環境基本計画

江東区環境基本計画（以下、環境基本計画）は、「江東区基本構想（以下、基本構想）」、「江東区長期計画（以下、長期計画）」を環境面で支えるものであり、江東区環境基本条例に基づき、環境に関する施策を総合的に推進するための計画になります。

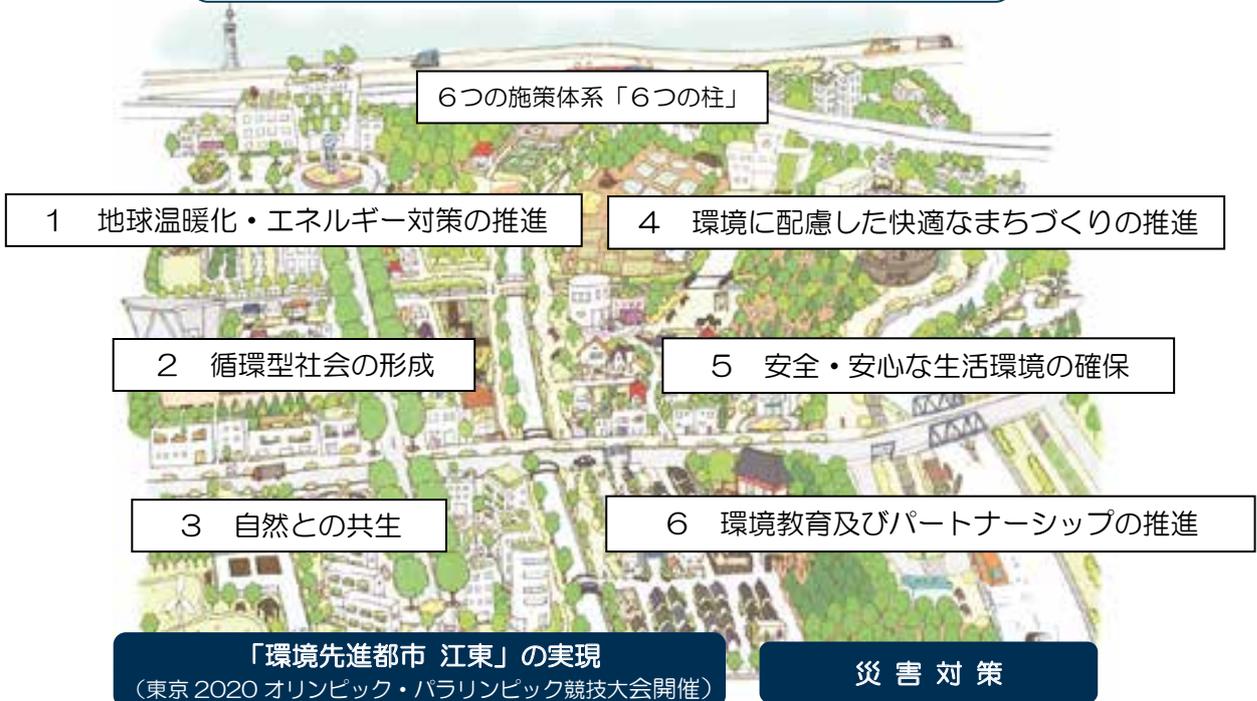
また、地球温暖化対策を積極的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、温対法）により策定が求められている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（KOTO低炭素プラン）を包含しています。

本区の将来像を定め、まちづくりの基本的な指針となる「基本構想」では、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を、目指すべき江東区の姿の一つとして掲げています。環境基本計画においても、この将来像を目標と位置づけ、目指すべき江東区の環境像とします。

その実現に向けて、6つの施策体系「6つの柱」を定め、また開催が1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「環境先進都市 江東」の実現及び災害の備えのある安全・安心なまちづくりという視点を盛り込み、関連事業を確実に進めています。



環境基本計画の目標  
『水と緑豊かな地球環境にやさしいまち』



● 江東区環境基本計画の改定

平成27年3月に10年計画で策定し、令和元年度で5年が経過したため、前期計画期間の分析・評価を行い、現在の社会状況を踏まえた後期5年間の計画を以下の視点に基づき新たに策定しました。

今後の進捗状況の報告は、新たな計画に基づいて行います。

「計画改定の視点」

① 「持続可能な開発目標（SDGs）」と後期計画の施策体系との関連性を整理

前期計画で定めた6つの計画の柱に基づき、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現を目指すと同時に、持続可能な開発目標（SDGs）と区の環境施策との関連性を示し、世界的な目標の達成にも積極的に貢献していきます。

② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承

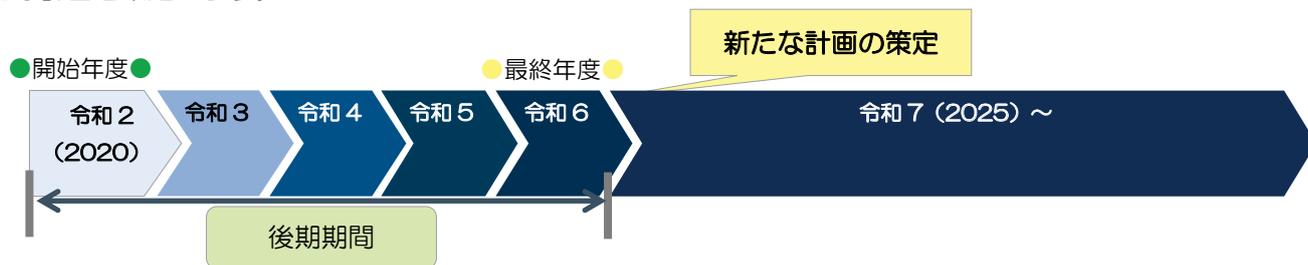
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、環境に配慮した各種施策をレガシーとして受け継ぎ、発展させていきます。

③ 前期計画期間の分析・評価と江東区長期計画の環境分野における視点を反映

前期計画期間の分析・評価を行った結果を反映するとともに、江東区長期計画の環境に関する施策との整合性を図ります。

「計画期間」

平成令和2年度から令和6年度を後期期間とし、後期期間終了までに計画の進捗状況のまとめを行い、新たな計画を策定します。



Pick up

温暖化対策課 環境調整係

「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標



平成27年9月、ニューヨーク国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。  
 このアジェンダで目標に掲げられたのが、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。

【出典】：国際連合広報センター

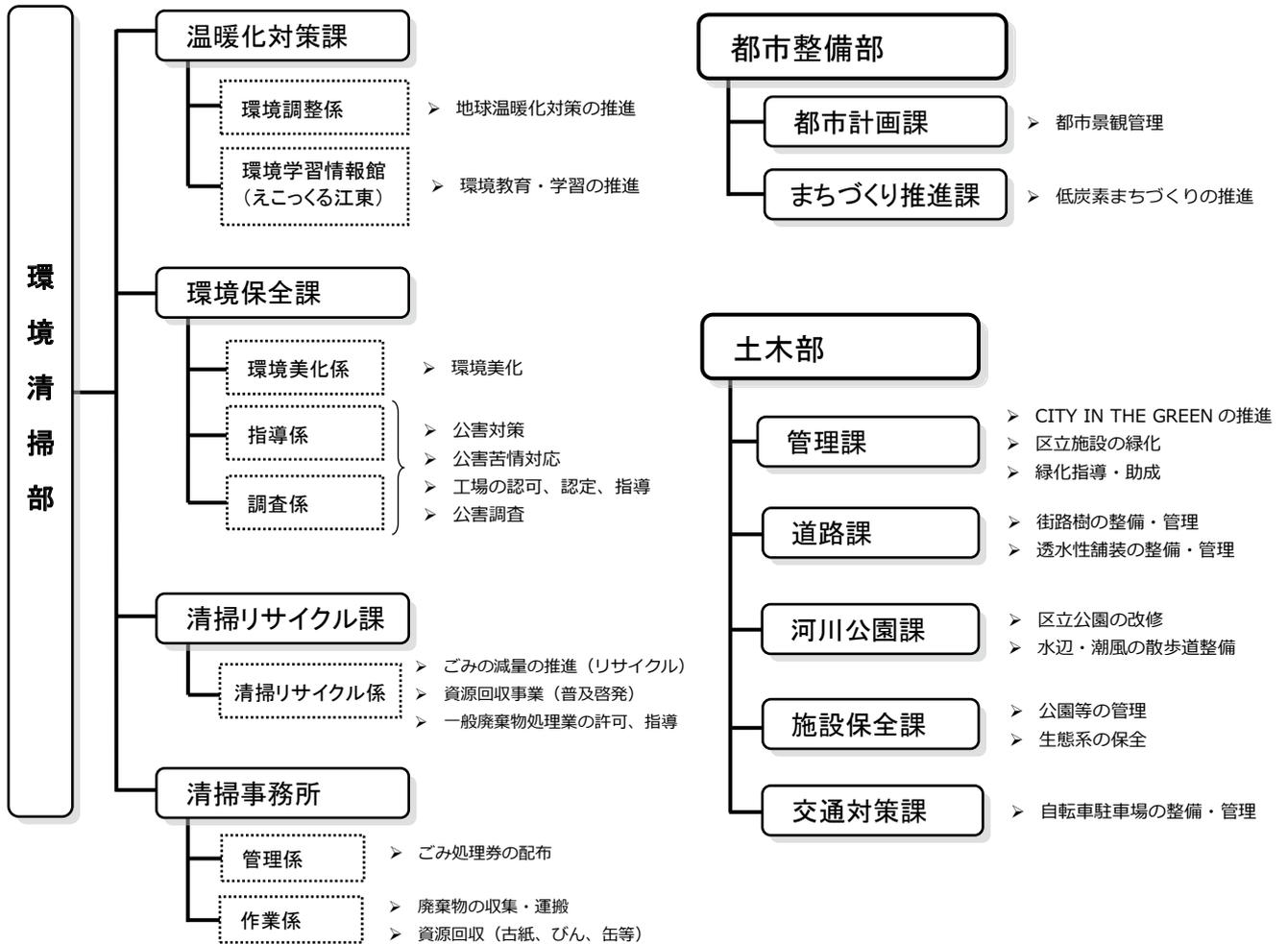
● 現行（前期）計画施策体系図とSDGsの目標

計画の目標	計画の柱	基本施策	具体的な取り組み	主に関連するSDGsの目標
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1 地球温暖・エネルギー対策の推進 ～KOTO低炭素プラン～	1-1 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能・省エネルギー機器等の利用促進</li> <li>●事業者の省エネ対策の推進</li> <li>●乗り物からのCO<sub>2</sub>排出削減</li> <li>●家庭の省エネ化の促進</li> <li>●各主体が連携した取り組みの推進</li> </ul>	
		1-2 ヒートアイランド対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「風の道」の創出 ●人工排熱の抑制</li> <li>●人工被覆面の熱環境の改善</li> </ul>	
	2 循環型社会の形成	2-1 ごみ減量と有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●循環型地域社会への理解促進</li> <li>●5Rの推進</li> <li>●廃棄物の適正処理</li> </ul>	
		3-1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生物の生息空間の確保</li> <li>●生物及び生育環境に関する情報発信</li> <li>●生物多様性保全の取り組みの推進</li> </ul>	
		3-2 公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水辺と緑を活かした空間づくり</li> <li>●身近な緑を感じる空間づくり</li> </ul>	
	3-3 水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「風の道」の創出</li> <li>●水辺を活かした空間づくり</li> </ul>		
	4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進	4-1 低炭素まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギーの利用効率の向上</li> </ul>	
		4-2 景観・美観の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●魅力ある景観の形成</li> <li>●景観づくりへの参画意識の向上</li> <li>●まちの美化活動の推進</li> <li>●放置自転車対策の推進</li> </ul>	
	5 安全・安心な生活環境の確保	5-1 大気環境汚染防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規制基準の遵守と大気環境に関わる情報公開の推進 ●運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策の推進</li> <li>●石綿の飛散防止対策の徹底に向けた指導の実施</li> </ul>	
		5-2 水環境の保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川水質の常時監視の充実、事業所に対する対策の推進</li> <li>●水環境保全に対する意識の向上</li> </ul>	
		5-3 騒音・振動等の公害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発生源対策等の指導の強化</li> <li>●規制基準に基づく指導の実施</li> </ul>	
		5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有害化学物質の適正管理</li> <li>●空間放射線量の定期測定の実施</li> </ul>	
		5-5 災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「分散型エネルギーシステム」の構築</li> <li>●雨水の有効利用、水害対策の推進</li> <li>●避難地確保や延焼防止機能の強化</li> <li>●災害発生に備えた体制づくり</li> </ul>	
	6 環境教育及びパートナーシップの推進	6-1 環境情報の交流・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境情報の提供 ●環境情報の集積・共有化</li> <li>●新たな環境問題に係る情報収集・提供</li> </ul>	
		6-2 環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境パートナーシップの推進</li> <li>●環境教育を推進する人材の育成</li> </ul>	
		6-3 環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各主体が協働した環境保全の推進</li> </ul>	

## 2 環境管理体制

施策の実施にあたっては、庁内の役割を明確にしたうえで、PDCA サイクルの運用により、定期的なチェック&レビューを経て、環境管理の継続的なレベルアップを図ります。

### 環境基本計画に関わる各課の役割



### PDCA サイクルに基づく 管理体制のイメージ



### 3 江東区環境審議会

江東区環境審議会は、区長の附属機関として、環境基本計画及び環境の保全に関する基本的な事項を調査審議することを目的とし、平成11年4月に設置されました。

審議会委員は、学識経験者・事業者代表・住民代表・区議会議員によって構成され、特に環境基本計画の進行管理においては、そのPDCAサイクルの中での第三者評価として重要な役割を担っています。

江東区環境審議会委員名簿（令和元年6月5日現在） ◎:会長 ○:副会長

区分	氏名(敬称略・五十音順)	役職等
学識経験者 (5名)	芦谷 典子	東洋大学教授（環境と経済）
	奥 真美	首都大学東京 <sup>※</sup> 教授（環境法学） ※R2年4月1日より東京都立大学へ名称変更
	○長谷川 猛	元東京都環境局理事（水質分野、廃棄物分野）
	村上 公哉	芝浦工業大学教授（都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画）
	◎柳 憲一郎	明治大学教授（環境法政策、環境アセスメント法）
事業者代表 (3名)	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
	中塚 千恵	東京ガス株式会社東部支店支店長
	安田 奈穂美	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社渉外担当次長
住民代表 (4名)	石原 和哉	区民委員(江東区立小学校PTA連合会)
	増子 良男	区民委員(江東区立中学校PTA連合会)
	岡本 一恵	区民委員(公募)
	田中 真司	区民委員(公募)
区議会議員 (2名)	星野 博	区民環境委員会委員長
	矢次 浩二	区民環境委員会副委員長

「江東区環境審議会」の実施状況（令和元年度）

回数	日時	主な議題
第1回	令和元年 6月5日	(1)江東区環境基本計画(後期)の改定について (2)「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について (3)(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価調査計画書に係る江東区長意見の提出について
第2回	令和元年 9月9日	(1)江東区環境基本計画(後期)の改定について (2)江東区環境基本計画の平成30年度進捗状況について (3)第12回江東区環境フェアの実施結果について (4)東京2020大会のメダル製作に向けた小型家電の回収結果について
第3回	令和元年 12月16日	(1)江東区環境基本計画(後期)素案に対するパブリックコメントの実施結果とその対応について (2)平成30年度庁内環境配慮推進計画の進捗状況について (3)チーム江東・環境配慮推進計画の改定について (4)カーボンマイナスこどもアクション事業実施報告について (5)青海埠頭で確認されたヒアリに係る本区の対応について
第4回	令和2年 2月6日	(1)江東区環境基本計画(後期)案について (2)チーム江東・環境配慮推進計画の改定について (3)令和2年度新規・レベルアップ事業等について (4)羽田空港新飛行経路の実機飛行確認の実施について (5)環境学習情報館におけるごみ戦争展示リニューアルについて

# 第4章 実績報告と進捗管理

環境基本計画では、基本構想に掲げる「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現に向け、

- ①地球温暖化・エネルギー対策の推進
- ②循環型社会の形成
- ③自然との共生
- ④環境に配慮した快適なまちづくりの推進
- ⑤安全・安心な生活環境の確保
- ⑥環境教育及びパートナーシップの推進

の「6つの柱」として46の管理指標を定め、その実施状況と評価を行っています。(管理指標の項目数は、施策体系ごとに合算しており、延べ46の指標のうち3項目は重複している)

本書は、この46の管理指標により、江東区環境基本条例第9条に規定される「施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表する」役割を担っています。

## ③ 自然との共生

### 3-1 生物多様性の保全

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間をつくります。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の環が広がって、人と多様な生物が共生できるようにします。

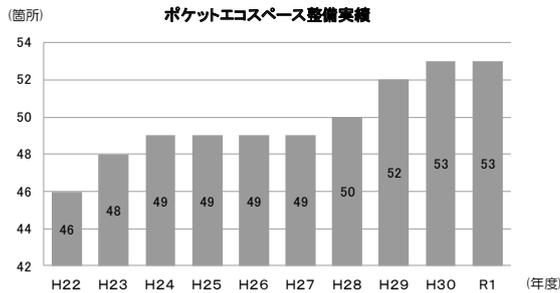
<ポケットエコスペース>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
⑩	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	H25	52	53	54	59

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

#### ● ポケットエコスペース整備・維持 重点事業

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和63年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等に整備しています。ここではさまざまな生物の回帰が観察され、こどもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体が行っています。



#### Pick up

施設保全課



新砂のぞみ公園ポケットエコスペース

#### ポケットエコスペースって何？

.....1箇所あたりの面積が比較的小さいことから親しみを込めてポケットエコスペース (Pocket Eco Space) と呼んでいます。.....ここでは、多様な生物が生息できる環境として、小さな池を中心に草地、生垣、樹木などを組み合わせた空間を造成し、その場所ごとに生息する植物、トンボやカエルなど多くの生き物のモニタリングを行っています。.....区では、これらの活動を支援し、通常の公園地とは異なる環境管理を進めることにより、都市の中における人と多様な生物の共生できる自然空間の創出を目指しています。.....

「6つの柱」の各施策

施策番号・施策名

施策の目的・方向性

管理指標の基準値、実績値、目標値

実績評価  
今後の取り組み  
その他解説

関連するグラフ・表

関連する  
内容のコラム

# 1 施策体系と管理指標 (46)

進捗状況 ○：目標値を達成、↑：基準値より向上、↓：基準値より減少、－：目標値なし

No.	管理指標	単位	基準値		年度実績					目標値	進捗
			数値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	状況
<b>1 地球温暖化・エネルギー対策の推進</b>											
1-1 地球温暖化対策の推進											
1	江東区域のエネルギー消費量	TJ	31,958	H23	31,761 [H25]	30,307 [H26]	28,785 [H27]	28,216 [H28]	<b>28,499</b> [H29]	31,958 (R2)	○
②	太陽光発電システムの助成件数	件数	357	H25	437	458	480	499	<b>517</b>	841	↑
	および導入によるCO <sub>2</sub> 削減量	t	599		796	849	892	948	<b>992</b>	1,410	
③	高効率給湯器等の助成件数	件数	963	H25	1,147	1,235	1,318	1,389	<b>1,443</b>	1,955	↑
	および導入によるCO <sub>2</sub> 削減量	t	347		557	664	767	854	<b>916</b>	1,095	
④	エネルギー管理システム機器	件数	8	H27	8	14	15	19	<b>25</b>	250	↑
⑤	高反射率塗装助成件数	件数	66	H25	111	141	175	218	<b>266</b>	246	○
⑥	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	風力・水力発電	施設	3	H26	3	3	3	<b>3</b>	3	○
		太陽光発電	施設	10	H25	13	13	14	<b>16</b>	16	
		雨水利用	施設	50	H25	53	53	54	<b>56</b>	56	
7	庁有車の低公害車導入率	%	85.5	H25	90.4	88.2	93.5	93.5	<b>93.0</b>	100	↑
8	江東区役所のCO <sub>2</sub> 排出量	t	30,759	H25	35,693	37,325	37,780	36,386	<b>29,161</b>	29,929	○
1-2 ヒートアイランド対策の推進											
9	緑被率	%	19.93	H24	19.93 [H24]	19.93 [H24]	18.71	18.71 [H29]	<b>18.71</b> [H29]	22	↓
10	区民、事業者による新たな緑化面積	m <sup>2</sup>	66,561	H25	57,704	103,819	118,929	52,599	<b>51,206</b>	-	-
11	区立施設における新たな緑化面積	m <sup>2</sup>	4,086	H25	7,332	0	1,995	911	<b>2,847</b>	-	-
<b>2 循環型社会の形成</b>											
2-1 ごみ減量と有効活用の推進											
12	区民1人当たり1日の資源・ごみ量	g/人	722	H25	698 [H26]	688 [H27]	666 [H28]	652 [H29]	<b>639</b> [H30]	661	○
13	区民1人当たり1日のごみ量	g/人	542	H25	524 [H26]	498 [H27]	483 [H28]	476 [H29]	<b>467</b> [H30]	469	○
14	資源化率	%	25.7	H25	25.7 [H26]	28.0 [H27]	27.9 [H28]	27.4 [H29]	<b>27.3</b> [H30]	29.6	↑
15	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97	H25	71.2 [H26]	71.7 [H27]	72.6 [H28]	71.3 [H29]	<b>71.4</b> [H30]	71.1	○
<b>3 自然との共生</b>											
3-1 生物多様性の保全											
⑩	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	H25	49	50	52	53	<b>53</b>	54	↑
17	水と緑に関するボランティア数	人	1,159	H25	1,150	962	1,209	1,212	<b>1,375</b>	-	-
3-2 公園・緑地の整備											
18	区民1人当たり公園面積	m <sup>2</sup> /人	8.6	H26	8.43	8.36	8.27	8.51	<b>8.44</b>	10	↓
19	緑被率(再掲)	%	19.93	H24	19.93 [H24]	19.93 [H24]	18.71	18.71 [H29]	<b>18.71</b> [H29]	22	↓
20	緑視率	%	15.4	H25	15.4 [H25]	15.4 [H25]	15.4 [H25]	16.3	<b>16.3</b> [H30]	22	↑
⑪	街路樹本数	本	13,340	H25	15,329	16,882	17,635	18,895	<b>19,663</b>	18,000	○
22	区民、事業者による新たな緑化面積(再掲)	m <sup>2</sup>	66,561	H25	57,704	103,819	118,929	52,599	<b>51,206</b>	-	-
23	区立施設における新たな緑化面積(再掲)	m <sup>2</sup>	4,086	H25	7,332	0	1,995	911	<b>2,847</b>	-	-

No.	管理指標	単位	基準値		年度実績					目標値	進捗	
			数値	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	状況	
3-3 水辺環境の整備												
24	水辺の散歩道整備状況	m	19,231	H25	20,428	20,428	20,500	20,500	20,869	20,221	○	
25	潮風の散歩道整備状況	m	7,866	H25	8,380	8,520	8,600	8,944	9,432	9,426	○	
4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進												
4-1 低炭素まちづくりの推進												
4-2 景観・美観の向上												
26	景観計画届出敷地面積の割合	%	68.7	H25	75.4	82.4	83.7	85.8	87.8	-	-	
27	アダプトプログラム	登録団体数	団体	101	H25	123	134	152	162	189	129	○
		登録者数	人	2,883	H25	3,448	3,207	3,465	3,513	4,074	3,225	
28	一斉清掃	参加団体数	団体	546	H25	381	560	573	564	556	558	↓
		参加者数	人	35,133	H25	24,039	35,154	35,826	36,013	33,623	38,655	
29	駅周辺の放置自転車数	台	1,874	H25	1,405	1,120	1,110	1,084	895	1,510	○	
30	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290	H25	22,427	21,322	22,599	22,599	22,317	22,910	↑	
5 安全・安心な生活環境の確保												
5-1 大気環境汚染防止対策の推進												
31	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	ppm	0.048	H25	0.043	0.041	0.047	0.043	0.038	0.06以下	○	
32	浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m <sup>3</sup>	0.064	H25	0.053	0.044	0.048	0.043	0.043	0.1以下	○	
33	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	ppm	0.005	H25	0.005	0.004	0.005	0.004	0.004	0.04以下	○	
34	光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	発令日数	5	H25	2	2	3	2	1	0	↑	
5-2 水環境の保全の推進												
35	河川BODの環境基準適合率	%	100	H25	100	100	98	96	94	100	↓	
36	DOの環境基準適合率	%	60	H25	82	63	35	48	37	100	↓	
37	海域CODの環境基準適合率	%	75	H25	100	100	83	100	100	100	○	
5-3 騒音・振動等の公害対策の推進												
38	道路交通騒音の環境基準達成率	昼間	%	75	H25	65	65	63	65	65	100	↓
		夜間	%	60	H25	35	45	42	45	35	100	
5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進												
39	ダイオキシン類の環境基準適合率	水質	%	100	H25	100	100	100	100	100	100	○
		底質	%	90	H25	90	90	100	100	100	100	
40	大気中ベンゼン	沿道	μg/m <sup>3</sup>	1.3	H25	1.8	1.4	1.1	0.88	0.99	3以下	○
		後背地	μg/m <sup>3</sup>	1.1	H25	1.7	1.3	1.0	0.82	0.90	3以下	
5-5 災害に強いまちづくりの推進												
41	透水性舗装面積	m <sup>2</sup>	37,480	H25	44,550	57,318	61,741	74,657	84,641	-	-	
42	区立施設における雨水利用の導入施設	施設	50	H25	53	53	54	55	56	56	○	
43	雨水流出抑制対策量	m <sup>3</sup>	10,877	H25	9,710	19,766	20,237	9,607	14,117	-	-	
6 環境教育及びパートナーシップの推進												
6-1 環境情報の交流・共有												
6-2 環境教育・学習の推進												
44	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	214	H25	279	236	254	284	224	240	↓
		参加者数	人	28,811	H25	30,836	31,967	35,903	31,222	28,069	29,100	
45	エコリーダー養成講座修了者数	人	292	H25	334	357	383	409	421	410	○	
46	カーボンマイナス こどもアクション	総参加者数	人	28,639	H25	41,784	48,591	55,146	62,401	69,901	64,000	○
		総CO <sub>2</sub> 削減量	t	819	H25	1,127	1,307	1,485	1,688	1,887	1,700	
6-3 環境保全活動の推進												

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

\*管理指標No.19、No.22、No.23は、環境基本計画の「6つの柱」ごとの評価とするため再掲とする

## 2 管理指標の進捗状況の評価

令和元年度において、21 指標が目標値を「達成」しました。また、「達成」には至らなかった 16 指標のうち、9 指標が基準値より、「向上」した一方、7 指標が「減少」でした。なお、目標値がない指標は6 指標あります。

令和元年度の実績

進捗状況	指標数
達成	21
向上	9
減少	7
目標値なし	6

※46 指標のうち、3 指標は重複のため除外

### ●「達成」となった管理指標について

目標値を達成した管理指標			
指標 1	江東区域のエネルギー消費量	指標 27	アダプトプログラム
指標 5	高反射率塗装助成件数	指標 29	駅周辺の放置自転車数
指標 6	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	指標 31~33	大気環境汚染防止対策の推進 (NO <sub>2</sub> 、SPM、SO <sub>2</sub> )
指標 8	江東区役所の CO <sub>2</sub> 排出量	指標 37	海域 COD の環境基準適合率
指標 12	区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量	指標 39	ダイオキシン類の環境基準達成率
指標 13	区民 1 人当たり 1 日のごみ量	指標 40	大気中のベンゼン
指標 15	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	指標 42	区立施設における雨水利用の導入施設数
指標 21	街路樹本数	指標 45	エコリーダー養成講座修了者数
指標 24	水辺の散歩道整備状況	指標 46	カーボンマイナスこどもアクション
指標 25	潮風の散歩道整備状況		

### ●「向上」となった管理指標について

基準値より向上した管理指標			
指標 2	太陽光発電システムの助成件数および導入による CO <sub>2</sub> 削減量	指標 16	ポケットエコスペース設置数
指標 3	高効率給湯器等の助成件数および導入による CO <sub>2</sub> 削減量	指標 20	緑視率
指標 4	エネルギー管理システム機器	指標 30	区内自転車駐車場の駐車可能台数
指標 7	庁有車の低公害車導入率	指標 34	光化学オキシダント (OX)
指標 14	資源化率		

### ●「減少」となった管理指標について

基準値より減少となった管理指標			
指標 9 (再掲 指標 19)	緑被率	指標 36	DO の環境基準適合率
指標 18	区民 1 人当たり公園面積	指標 38	道路交通騒音の環境基準達成率
指標 28	一斉清掃	指標 44	講座・イベント等の開催状況
指標 35	河川 BOD の環境基準適合率		

● 指標 9「緑被率」(指標 19 再掲)

南部地域の大規模開発に伴う緑被地面積の減少などによって、一時的に区全体で緑被地面積及び緑被率が減少しています。しかしながら、有明周辺等における低・未利用地での大規模な開発に伴う緑化指導により植栽されたみどりが今後成長していくとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技施設に対して確実なみどりの量が確保されるよう緑化指導を行っているため、今後、緑被率は改善するものと考えられます。

● 指標 18「区民 1 人当たり公園面積」

本区では、江東区立都市公園条例の区民一人当たり公園面積 10㎡を目標としています。令和元年度は 8.44 ㎡となり、基準値である 8.60 ㎡より減少しています。これは、平成 26 年度からの 5 年間で公園面積は新規整備等により 18.6ha 増加しましたが、それ以上に人口が増えたため影響したものです。

● 指標 28「一斉清掃」

当日の参加状況は高温など天候に左右されやすく、参加者数は年によって変動します。また参加団体数は横ばいですが、参加者数の約 9 割を占めている町会、自治会の参加者の高齢化や担い手不足、また地域によっては行事が重なり参加者が分散された事も 1 つの要因です。

引き続き町会、自治会への参加を促すとともに、企業等その他の団体の参加について、地域美化の意識喚起を図り、参加者数の増加を目指します。

● 指標 35「河川BODの環境基準適合率」

平成 29 年度に東京都告示で河川の水域類型が見直され、基準が強化されたことにより、BOD の環境基準適合率が相対的に低下していますが、水質自体は徐々に改善しています。今後も、河川水質の定期調査を継続していくとともに、隅田川や東京湾といった区周辺の河川・海域についても、他の自治体と連携した水質保全対策を推進し、水環境の改善を目指します。

● 指標 36「DOの環境基準適合率」

指標 35 と同様の理由による

● 指標 38「道路交通騒音の環境基準達成率」

昼間 7 地点、夜間 13 地点で環境基準に達しませんでした。南部地域の人口増加や開発などによる幹線道路の利便性の向上により、特段、騒音対策の技術革新の少ない貨物車の通行車両数に変化が無いことが原因と考えられます。国は、自動車騒音規制のあり方について見直しを進め、平成 28 年に新たに国際基準を導入しました。徐々に効果が現れるものと考えられます。今後も国などの道路管理者と連携し自動車騒音対策について取り組みます。

● 指標 44「講座・イベント等の開催状況」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、2 月下旬から講座を中止、3 月初旬から環境学習情報館を臨時休館としました。また、それ以前から区民の自主的な自粛行動もあり、参加者数は減少となりました。今後、計画の見直しを含め、感染防止対策を講じての開催に努めます。

● 「目標値なし」の管理指標について

目標値なしの管理指標			
指標 10 (再掲 指標 22)	区民、事業者による新たな緑化面積	指標 26	景観計画届出敷地面積の割合
指標 11 (再掲 指標 23)	区立施設における新たな緑化面積	指標 41	透水性舗装面積
指標 17	水と緑に関するボランティア数	指標 43	雨水流出抑制対策量

### 3 重点事業（23）の進捗管理

No.	重点事業 (★は長期計画上の主要事業)	目標設定項目	単位	実績値 令和元年度	目標値 令和元年度	評価	
①	地球温暖化防止設備 導入助成事業★(累計)	太陽光発電システム助成件数	件	517	841		
		高効率給湯器等の助成件数	件	1,443	1,955		
		エネルギー管理システム機器助成件数	件	25	250		
		高反射率塗装助成件数	件	266	246		
②	再生可能エネルギー等の活用★ (累計)	太陽光発電施設	施設	16	16	◎	
		雨水利用施設	施設	56	56		
3	公共建築物等における木材利用推進方針の運用		-	-	-		
4	街路灯の改修★(累計)	街路灯	基	3,019	2,800	◎	
5	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業★(累計)	屋上・壁面緑化	施設	8	8		
		校庭芝生化	校	7	8		
		街路樹本数	本	5,238	4,500		
		道路隙間緑化	m	720	1,210		
		河川護岸緑化	m	539	1,950		
6	生ごみ減量推進事業	燃やすごみの減量効果	t	23	260		
7	古着・古布の回収	回収量	t	97	103		
⑧	水と緑に関するボランティア活動支援		人	1,375	-		
⑨	ポケットエコスペース整備・維持 (累計)	ポケットエコスペース設置数	箇所	53	54		
10	区立公園の改修★	区立公園(大規模改修)	園/年	2	2		
		区立公園(小規模改修)	園/年	5	5		
		区立児童遊園(大規模改修)	園/年	2	2		
		区立児童遊園(小規模改修)	園/年	1	3		
⑪	水辺・潮風の散歩道の整備★ (累計)	水辺の散歩道	m	20,869	20,221	◎	
		潮風の散歩道	m	9,432	9,426		
12	低炭素まちづくりの推進		-	-	-		
⑬	アダプトプログラム事業の推進	登録団体数	団体	189	129	◎	
⑭	自転車駐車場の整備		台	22,317	-		
⑮	大気監視指導	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	ppm	0.038	0.06 以下		
		浮遊粒子状物質(SPM)	mg/m <sup>3</sup>	0.043	0.1 以下		
		二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	ppm	0.004	0.04 以下		
		光化学スモッグ注意報発令日数	日	1	0		
⑯	雨水流出抑制対策の推進(再掲分含む)		m <sup>3</sup>	14,117	-		
⑰	水質監視指導	河川BODの環境基準適合率	%	94	100		
		DOの環境基準適合率	%	37	100		
		海域CODの環境基準適合率	%	100	100		
18	近隣・生活騒音防止の啓発		-	-	-		
⑱	道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の 環境基準達成率	昼間	%	65	100	
			夜間	%	35	100	
⑳	有害化学物質調査	ダイオキシン類の 環境基準適合率	水質	%	100	100	◎
			底質	%	100	100	
		大気中ベンゼン	沿道	μg/m <sup>3</sup>	0.99	3 以下	
			後背地	μg/m <sup>3</sup>	0.90	3 以下	
㉑	透水性舗装道路の整備		m <sup>2</sup>	84,641	-		
㉒	環境学習情報館運営事業★	講座・啓発イベント実施数	件	224	240		
		講座・啓発イベント参加者数	人	28,069	29,100		
㉓	カーボンマイナスこどもアクション 事業(H20～R1 年度累計)	参加者人数	人	69,901	64,000	◎	
		総CO <sub>2</sub> 削減量	t	1,887	1,700		

色彩部分は、目標値をもつ事業

○で囲まれた番号の事業は、管理指標と重複する

なお、重点事業に基準値はないため、↑(向上)や↓(減少)などの評価は行わない

主要事業を中心に、「区民・事業者・区が一体となって進めることが有効な事業」で重点的に取り組むべき事業を「重点事業」として 23 事業を選定し、その進捗管理も行っています。（本文では、**重点事業** と表記）  
 目標値を持たない事業を除く 16 事業を評価しました。このうち、管理指標を活用する事業が 11 事業あります。令和元年度は、6 事業が目標値を達成、10 事業が達成に至りませんでした。

● 「達成」の重点事業

No.	重点事業名	管理指標の活用
②	再生可能エネルギー等の活用（累計）	○（指標 6）
4	街路灯の改修（累計）	×
⑪	水辺・潮風の散歩道の整備（累計）	○（指標 24、25）
⑬	アダプトプログラム事業の推進	○（指標 27）
⑳	有害化学物質調査（ダイオキシン類・ベンゼン）	○（指標 39、40）
㉓	カーボンマイナスこどもアクション事業（累計）	○（指標 46）

● 達成に至らなかった事業のうち、実績値が目標値よりかけ離れていた目標設定項目

No.	重点事業名	目標設定項目
①	地球温暖化防止設備導入助成事業（累計）	エネルギー管理システム機器助成件数
6	生ごみ減量推進事業	燃やすごみの減量効果

● 目標設定項目「エネルギー管理システム機器助成件数」（指標 4 を活用）

エネルギー管理システムは、必要性が高まってきた平成 27 年度より、助成対象へ追加しました。また、平成 27 年 7 月には、資源エネルギー庁から全世帯への導入を目指す方針が示されました。このような状況を考慮し、目標値を 250 件と設定しました。同庁の方針は継続しており、改定した江東区環境基本計画でも、引き続き、目標値を設定しています。

一方、助成の申請では、戸建て住宅で太陽光発電システムと同時に導入されることが多くみられました。このため、集合住宅にお住まいの方の割合が高い本区では、助成額の上限が 2 万円であることもあわせり、目標値に至らなかったと推察されました。

については、国や都の状況を把握するとともに、今後、本区の実態に合った目標値の再設定を検討いたします。

● 目標設定項目「燃やすごみの減量効果」（指標の活用なし）

燃やすごみの約 3～4 割を占める生ごみを区民が各家庭で減量に取り組めるよう、区が資器材などを提供しています。平成 27 年度に目標値を設定した際には、毎年 500 世帯の新規参加を見込んでいましたが、5 年間の実績としては、新規参加世帯数が一年あたり平均約 150 世帯となりました。

新規参加世帯が想定よりも少ない要因としては、取り組む資器材を設置するスペースがないことや、都市部のため、できた堆肥の活用方法がない、あるいは限定される等が挙げられます。

実績値との乖離が大きいため、後期の江東区環境基本計画では、目標値の再設定を行い、令和 6 年度目標を 41 t としました。今後も、生ごみ減量推進事業を継続して行っています。

加えて、水切りや必要な分だけ購入するなどの周知や、令和元年 10 月より開始した飲食店に啓発ポスターの掲示をしてもらう「江東区食べきり協力店」事業を推進し、生ごみ減量の普及啓発を拡充していきます。

# ① 地球温暖化・エネルギー対策の推進

## 1-1 地球温暖化対策の推進

私たち一人ひとりが着実に地球温暖化対策を進め、CO<sub>2</sub>の排出量を今まで以上に削減することで脱炭素社会の実現が可能となります。区民・事業者・区が連携し協力しながら地球温暖化対策とエネルギー対策に取り組み、環境と調和した地域社会の実現を目指します。

### <エネルギー使用の合理化の推進>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	令和 6 年度
1	江東区域のエネルギー消費量	TJ	31,958	H23	28,216 [H28]	<b>28,499</b> [H29]	31,958 (R2)	—

### ● 国際的な動向 ※ 国際的な取組みのため、西暦と和暦の併記としています

平成 30（2018）年に開催された COP24（国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議）では、パリ協定の令和 2（2020）年以降の本格運用に向けた実施指針が採択されたものの、市場メカニズム（国レベルの温室効果ガス排出削減量のやり取りに関するルール）についての合意は持ち越しとなり、令和元（2019）年度に開催した COP25 でも合意形成はできませんでした。

パリ協定とは、国連気候変動枠組条約に加盟する国や地域が参加する公平かつ実効的な枠組みであり、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃未満に保つとともに 1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出について実質ゼロを目指しています。その実効性を高めるため、先進国だけでなく開発途上国にも対策への取り組みを課し、各締約国において 5 年ごとに削減目標を見直すことなどを規定しています。

また、昨年からの中国武漢で端を発した新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、今後の地球温暖化に対しても不透明な状況にあります。

### ● 国及び東京都の動向

パリ協定の採択以降、国は平成 28（2016）年に地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスの排出削減量を「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減の水準にする」との中期目標を掲げました。

また、平成 30（2018）年には、気候変動的適応法が施行され、温室効果ガスの排出削減（緩和策）とともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策）の推進が盛り込まれました。

あわせて、令和元（2019）年 6 月には、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定し、「最終到達点として『脱炭素社会』を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す」との長期的なビジョンを示しました。

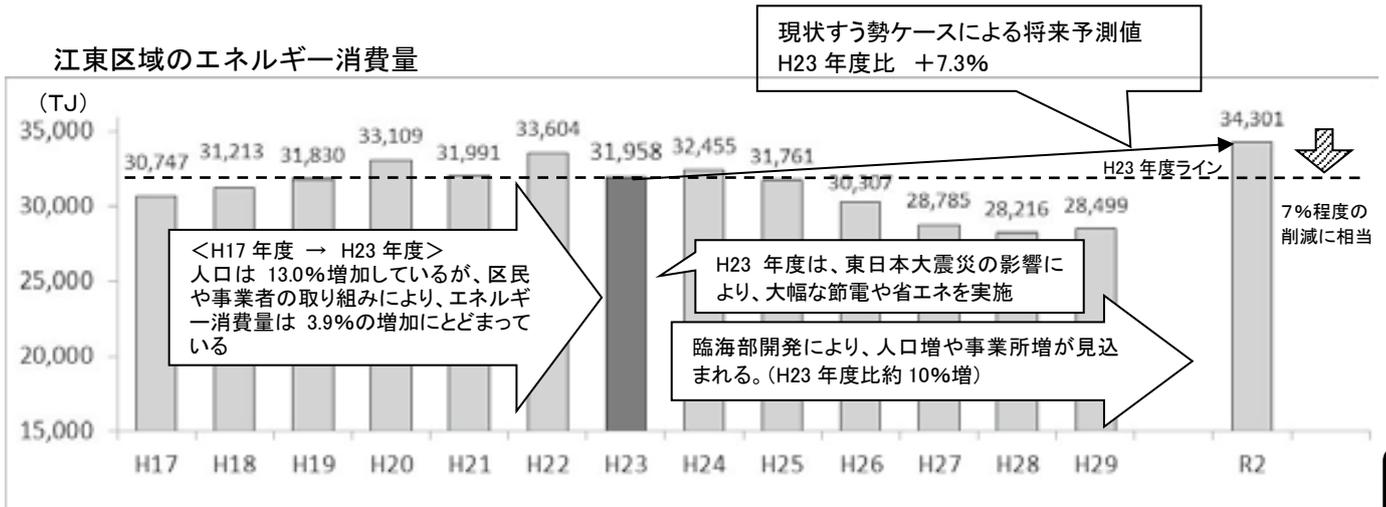
一方、東京都は平成 28（2016）年 3 月に策定した東京都環境基本計画の中で、「令和 12（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成 12（2000）年比で 30%削減（平成 25（2013）年比では 38%削減）する」としています。また、令和元（2019）年 12 月には、ゼロエミッション東京戦略を策定し、令和 32（2050）年までに CO<sub>2</sub> 排出量を実質ゼロとするほか、気候変動による影響への適応策を推進するための東京都気候変動適応方針などを公表しました。

## ● KOTO低炭素プランによる削減計画

「KOTO 低炭素プラン」は、地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体に策定が求められている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けられています。

江東区環境基本計画に包含されており、令和2年度までにエネルギー消費量を平成23年度程度に抑制するという、エネルギー消費量に着目した目標を設定しました。

江東区は人口増加や事業所等の延べ床面積が増加しているものの、エネルギー消費量は平成25年度から減少し続け、令和元年度（平成29年度実績値）時点では、平成23年度の基準値と比べて10.8%減となり、目標を達成しています。これは、家庭や事業所の空調や照明など電気機器の高効率化や省エネの取り組みが進んでいることによるものと考えられます。



## ● 江東区の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量の現状

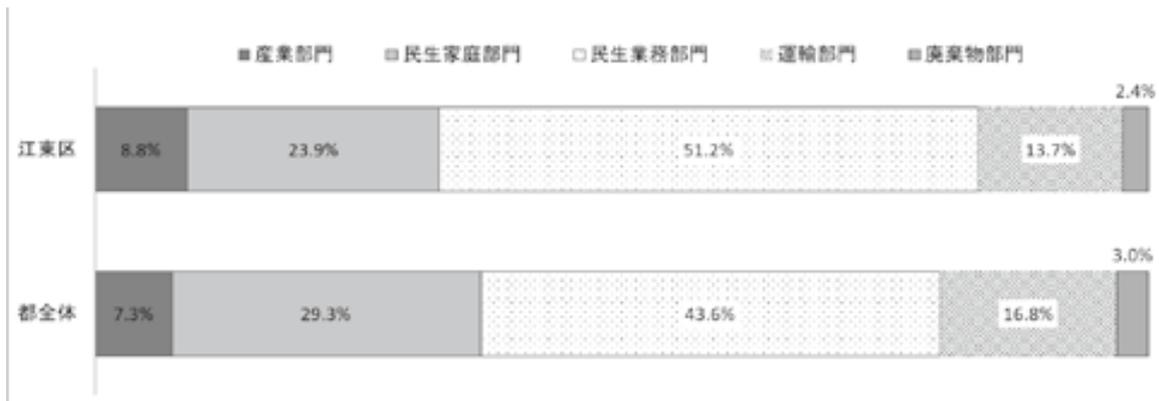
江東区の平成29年度のCO<sub>2</sub>排出量は、2,820千tとなり、前年度比で0.1%減少しています。部門別排出割合では民生業務部門が全体の約51%で民生家庭部門と合わせると全体の約75%を占めています。

また、東日本大震災以前である平成22年度の排出量2,840千t以下であることは、臨海部を中心とする大規模開発によって、人口や事業所が急増する本区特有の需要構造を考慮すれば、区民や事業者の積極的な取り組みによる成果と考えられます。

平成29年度江東区内の部門別二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量及び部門別排出割合 (単位: 1,000 t-CO<sub>2</sub>)

	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
平成29年度	247	673	1,444	387	68	2,820
平成28年度	233	657	1,478	392	64	2,823
増減	14	16	△34	△5	4	△3

※四捨五入の関係により、各数値の合算と合計値は異なる (出典 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)



● 区の施策による CO<sub>2</sub> 削減

江東区全域での CO<sub>2</sub> 排出量は減少傾向ですが、排出割合の多い民生家庭部門と民生業務部門、排出量が増加した産業部門では、更なる対策が必要です。区の施策で CO<sub>2</sub> 削減量を算定できる下表の施策について進行管理を行い、更なる削減を目指します。

区分	施策	令和元年度実績	CO <sub>2</sub> 削減量	関連ページ
家庭・事業者の取り組みの推進	高効率給湯器等の導入(エコキュート、エネファーム)	54 件	62t	P.23
	太陽光発電システムの導入	18 件 96,866 kWh	44t	P.23
	カーボンマイナスこどもアクションの推進	7,500 人	199t	P.73
区による再生可能エネルギーの導入	公共施設の改築時に併せた太陽光発電システムの導入	16 件 132,130kWh	17t	P.24
	若洲風力発電施設の発電量	1,843,517 kWh	838t	P.24
	特定規模電気事業者(PPS)からの電力購入	69 件	6,579t	P.2
	区主催のイベント等におけるグリーン電力(熱)証書の活用	16,000kWh	7.3t	P.31
リサイクルの推進	資源回収による CO <sub>2</sub> 削減 (古着、容器包装プラスチック、発泡スチロール・発泡トレイ、古紙、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル)	15,416t	24,457t	P.40
緑化の推進	新たな緑化面積(区民・事業者)	51,206 m <sup>2</sup>	219t	P.34
	新たな緑化面積(区有施設)	2,847 m <sup>2</sup>	56t	P.34
	街路樹の整備	768 本	30t	P.48
合 計			32,508.3t	—

未来の江東区づくりに向けて  
一人ひとりの行動を

区民・事業者・区がともに省エネルギーを進めること、再生可能エネルギーなどを取り入れることで温室効果ガスのおよそ半分の CO<sub>2</sub> の排出量を削減し、地球温暖化の防止に取り組みます。



江東区  
環境学習情報館キャラクター  
「たすけくん」

<地球温暖化防止設備の導入助成> **重点事業**

太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設備費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
②	太陽光発電システムの助成件数 および導入によるCO <sub>2</sub> 削減量	件数	357	H25	499	<b>517</b>	841	1,261
		t	599		948	<b>992</b>	1,410	2,110
③	高効率給湯器等の助成件数 および導入によるCO <sub>2</sub> 削減量	件数	963	H25	1,389	<b>1,443</b>	1,955	2,855
		t	347		854	<b>916</b>	1,095	1,745
④	エネルギー管理システム機器	件数	8	H27	19	<b>25</b>	250	500
⑤	高反射率塗装助成件数	件数	66	H25	218	<b>266</b>	246	401

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● 地球温暖化防止設備導入助成事業

家庭・業務部門のCO<sub>2</sub>削減に貢献するため、太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設備費用の一部を助成する事業を実施しています。

令和元年度（単年度）の助成実績は、合計で304件、助成金額は38,396千円で、対象機器を導入することによるCO<sub>2</sub>削減効果は年間約106tと試算されます。

令和元年度 助成内容の内訳

設備の種類		江東区の助成金額 ( )内は上限金額	実績件数[件]	助成金額 [千円]	CO <sub>2</sub> 削減効果 [t/年]*
太陽光	太陽光発電システム	[個人住宅・事業所] 5万円/kW (20万円) [集合住宅] " (150万円)	18	3,091	44
高効率給湯器等	CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	[個人住宅] 設置経費の5% (4万円) [事業所] " (8万円)	12	386	7
	家庭用燃料電池装置(エネファーム)	[個人住宅] 設置経費の5% (10万円) [事業所] " (20万円)	42	2,329	55
エネルギー管理システム機器(HEMS・MEMS)		[個人住宅] 設置経費の5% (2万円) [事業所] " (4万円) [集合住宅] " (15万円)	6	60	—
高反射率塗装		屋根・屋上に使用した下地用塗料・高反射率塗料各1回塗布の塗料材料費 [個人住宅・事業所] (20万円) [集合住宅] (150万円)	48	7,819	—
蓄電池		[個人住宅・事業所] 設置経費の5% (10万円) [集合住宅] " (50万円)	36	3,339	—
高断熱窓		[個人住宅・事業所] 設置経費の10% (10万円) [集合住宅] " (100万円)	41	4,065	—
LED照明		[集合住宅] 設置経費の10% (50万円)	50	12,207	—
次世代自動車 (電気自動車 プラグインハイブリッド車 燃料電池自動車)		一律 10万円	51	5,100	—
令和元年度 合計			304	38,396	106

\* CO<sub>2</sub>削減効果は環境省が公表しているものを本区の管理指標として採用。環境省資料に含まれない「エネファーム」については、カタログ値等から試算。太陽光発電システム・高効率給湯器等以外については、効果の試算方法を検討中。

区立施設の新築・改築等の機会をとらえ、太陽光発電システムや雨水利用設備等を可能な限り設置し、CO<sub>2</sub>排出削減と環境負荷の軽減を図ります。

また、若洲風力発電設備やマイクロ水力発電設備等を活用し、区民の再生可能エネルギーについての知識の醸成を図ります。

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
⑥	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	風力・水力発電	施設	3	H26	3	<b>3</b>	3	3
		太陽光発電	施設	10	H25	15	<b>16</b>	16	—
		雨水利用	施設	50	H25	55	<b>56</b>	56	—

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

### ● 設備容量と発電実績

令和元年度末現在、風力発電 2 施設、水力発電 1 施設、太陽光発電 16 施設、計 19 施設へ再生可能エネルギー設備を導入しています。風力・水力発電・太陽光発電のいずれも目標値を達成しており、太陽光発電については、今後も計画的に導入を進めていきます。

本区再生可能エネルギー発電設備の内訳と実績(令和元年度)

導入年度	施設名 <sup>※1</sup>	出力	発電量 <sup>※2</sup>	CO <sub>2</sub> 削減効果	
1	H15 若洲風力発電施設	1,950.0 kW	1,843,517 kWh	838,800 kg-CO <sub>2</sub>	
2	H18 環境学習情報館	0.3 kW	☆ kWh	-	
風力小計		施設数 : 2	1,950.3 kW	1,843,517 kWh	838,800 kg-CO <sub>2</sub>
1	H27 マイクロ水力発電施設	1.0 kW	2,523 kWh	1,148 kg-CO <sub>2</sub>	
水力小計		施設数 : 1	1.0 kW	2,523 kWh	1,148 kg-CO <sub>2</sub>
1	H17 防災センター	5.0 kW	5,074 kWh	2,309 kg-CO <sub>2</sub>	
2	H18 環境学習情報館	25.0 kW	(測定器故障により不明)	-	
3	H19 深川第三中学校*	27.5 kW	3,693 kWh	284 kg-CO <sub>2</sub>	
4	H20 大島南央小学校*	20.0 kW	20,640 kWh	1,589 kg-CO <sub>2</sub>	
5	H21 第五砂町小学校*	20.0 kW	21,183 kWh	1,631 kg-CO <sub>2</sub>	
6	H21 塩浜保育園	0.0388 kW	☆ kWh	-	
7	H22 有明小・中学校*	3.7 kW	3,582 kWh	276 kg-CO <sub>2</sub>	
8	H23 東川小学校*	10.0 kW	11,192 kWh	862 kg-CO <sub>2</sub>	
9	H23 塩崎保育園	0.084 kW	☆ kWh	-	
10	H25 第二亀戸中学校*	10.0 kW	11,931 kWh	919 kg-CO <sub>2</sub>	
11	H26 豊洲西小学校*	10.0 kW	12,740 kWh	981 kg-CO <sub>2</sub>	
12	H27 豊洲シビックセンター	15.2 kW	13,796 kWh	6,277 kg-CO <sub>2</sub>	
13	H27 第二亀戸小学校*	10.0 kW	7,148 kWh	550 kg-CO <sub>2</sub>	
14	H29 有明西学園*	10.0 kW	12,436 kWh	958 kg-CO <sub>2</sub>	
15	H30 第五大島小学校*	10.0 kW	8,715 kWh	671 kg-CO <sub>2</sub>	
16	R1 香取小学校	6.1 kW	- (3月末設置により)	-	
太陽光小計		施設数 : 16	182.6 kW	132,130 kWh	17 t-CO <sub>2</sub>
<b>合計</b>		<b>施設数 : 19</b>	<b>2,133.9 kW</b>	<b>1,978,170 kWh</b>	<b>857 t-CO<sub>2</sub></b>

※1 CO<sub>2</sub>削減効果につき、東京電力の平成30年度実績 調整後排出係数 [0.455kg-CO<sub>2</sub>/kWh]より試算。ただし、「\*」の施設については、東京エコサービス㈱と契約しているため、当該平成30年度実績 調整後排出係数 [0.077kg-CO<sub>2</sub>/kWh]より試算。

※2 発電量「☆」の施設は、設備出力が小さく、計量実績なし

## ● マイクロ水力発電施設

江東区の豊富な水資源を活用した新たな再生可能エネルギーのシンボルとして平成 27 年 3 月に設置されました。環境学習施設としての活用と東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据えた新たな観光資源の創出も目的としています。



発電量のほか、環境学習や観光情報を表示



橋の下の発電機



公園側からも発電機が見られる

### 【主な仕様】

メーカー	三菱プラントエンジニアリング株式会社
発電出力	約 1kW
有効落差	最大 1,500mm
使用水量	最大 0.23m <sup>3</sup> /秒
水車型式	縦軸クロスフロー式
発電機	永久磁石同期発電機
電力利用	表示モニター、LED6 灯、カメラ等
発電量が 300w 以下になると、表示モニターが自動停止	

### 【視察実績】

- ・宮崎県都城市議会議員 (平成 27 年 7 月)
- ・江戸川区議会議員 (平成 27 年 7 月)
- ・日野市職員 (平成 27 年 8 月)
- ・特別区協議会 (平成 27 年 10 月)
- ・愛媛県新居浜市議会議員 (平成 27 年 11 月)
- ・湘南学園高校 (平成 28 年 7 月)
- ・広島県廿日市議会議員 (平成 28 年 7 月)
- ・江戸川区議会 (平成 29 年 5 月)
- ・会津若松市議会 (平成 29 年 8 月)
- ・グリップキッズ扇橋校 (平成 30 年 8 月)
- ・沖縄県宜野湾市職員 (平成 30 年 11 月)
- ・全国信用協同組合連合会 (令和元年 5 月)

## ● 雨水利用施設

雨水利用施設では、雨水を便器洗浄等に使用しています。計画的な導入を図り、令和元年度までに累計で 56 施設への導入を目標に掲げました。

令和元年度末現在、56 施設へ導入され、雨水タンク容量の合計は 13,120 m<sup>3</sup> (13,120kL) になります。水道水利用と比較した場合、約 2.62 t の CO<sub>2</sub> 削減効果\*が見込めます。

\* CO<sub>2</sub>削減効果は「総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン」(H21 年東京都環境局)の「1m<sup>3</sup>(=1,000L)当たり CO<sub>2</sub> 200g」より試算

## ● 太陽光発電施設

区立施設の改築等に合わせて、令和元年度までに 16 施設に導入しました。発電した電力は、主に施設内で利用されるほか、電力量を表示して「見える化」するなど、環境学習に活用しています。



第二亀戸小学校設置 太陽光パネル



第五大島小学校 太陽光発電モニター

## ● 若洲風力発電施設

海に面した若洲公園は、年平均 5.7m/秒の風が吹く風力発電に適した場所であることから、地球環境問題を考えるための環境配慮のシンボルとして、出力 1,950kW の大型風力発電設備を設置しています。

### 主な仕様

メーカー	ノルデックス社(ドイツ)
定格(最大)出力	1,950 kW
年間想定発電量	270 万 kWh
高さ	100 m
ブレード(羽)の長さ	40 m
発電し始める風速 (カットイン風速)	4 m/秒
定格出力で発電する風速	風速 12~25 m/秒
風速 25m/秒(カットアウト風速)以上になると安全のため風車は自動的に止まります	



若洲風力発電施設

< 運輸部門の対策 >

運輸部門からのCO<sub>2</sub>排出削減を目的に、庁有車の低公害化を図るとともに、電気自動車（EV）の普及に取り組みます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
7	庁有車の低公害車導入率	%	85.5	H25	93.5	<b>93.0</b>	100	100

● 庁有車の低公害車導入

低公害車とは、排出ガスを発生させない、または排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、低燃費で、CO<sub>2</sub>の排出量も少ないと認められる自動車で、国や東京都が指定しています。

本区では、令和元年度に庁有車の100%を低公害化することを目標に掲げましたが、令和元年度は93.0%の導入率になりました。今後も低公害車導入100%を目指していきます。

江東区 庁有車内訳（九都県市指定低公害車区分） 令和元年度実績

庁有車数 50 台				
低公害車導入対象数 43 台				低公害車を導入できない清掃車* 7台
低公害車導入済数 40 台（導入率 93.0%）			低公害車未導入数 3台	
①燃料電池自動車 2台	②電気自動車 2台	①, ②以外の低公害車 36台		

※費用の関係から低公害車を導入できない清掃車については、公害車の対象から除く。

● 新築マンション等駐車場への電気自動車（EV）等の充電設備設置の促進

電気自動車（EV）普及の課題である集合住宅へのインフラ整備不足の解消を目的に、平成22年に見直した「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」に基づき、区内にマンション等を新築する場合、駐車場収容台数の1割以上に電気自動車等の充電設備を設置するよう、マンション等建設事業者に指導しています。

新築マンション等への設置実績（令和元年度）

マンション等建設数	自動車駐車場計画数	電気自動車等の充電設備	
		外部電源設備設置数	急速充電器設置数
87 件	496 台	32 基	24 基

● 環境保全対策資金融資

区内の中小企業の方が自動車を低公害化（中古車を除く）する際、低金利で借り入れができるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力を得ながら、融資のあっせんを行っています。

環境保全対策資金融資あっせん制度利用件数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
4件	7件	1件	3件	2件	2件

● EV用急速・普通充電設備の無料開放

EVの普及推進を目的に、平成22年11月1日から庁舎駐車場に、平成27年9月24日からは豊洲シビックセンターにもEV用急速・普通充電設備を設置し、区民や事業者の方々に無料で開放しています。

江東区役所



設置場所：江東区役所1F駐車場（東陽4-11-28）

設置基数：EV用急速充電器 1基  
普通充電設備（100V / 200V）各1基

利用時間：平日9:00～17:00

（夜間・土日祝日は利用できません）

利用方法：1F駐車場管理室で利用受付台帳に記入

利用料金：無料

豊洲シビックセンター



設置場所：豊洲シビックセンター1F駐車場入口  
（豊洲2-2-18）

設置基数：EV用急速充電器 1基  
普通充電設備（100V / 200V）各1基

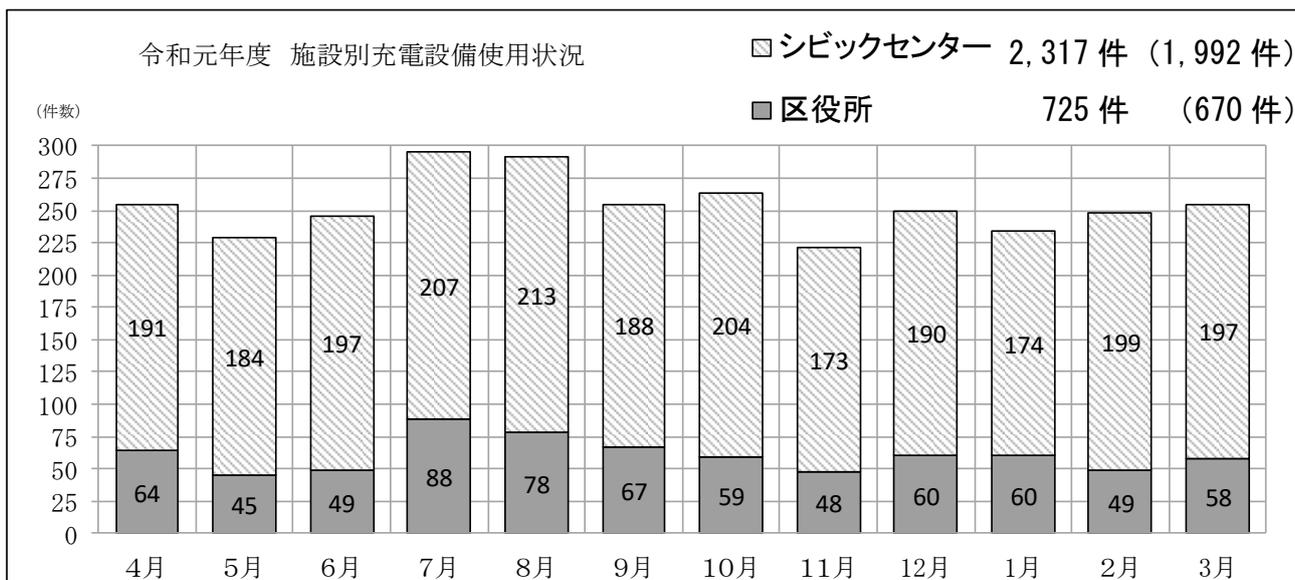
利用時間：8:00～22:00

（年末年始は利用できません）

利用方法：1F駐車場管理室で利用受付台帳に記入

利用料金：無料

※（ ）：平成30年度件数



<チーム江東・環境配慮推進計画>

「チーム江東・環境配慮推進計画」に基づき、区も一事業者として、環境負荷軽減やCO<sub>2</sub>排出量の抑制に取り組みます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
8	江東区役所のCO <sub>2</sub> 排出量	t	30,759	H25	36,386	<b>29,161</b>	29,929	—

● 江東区役所のCO<sub>2</sub>排出量

平成27年度に設定してから、初めて目標値を達成しました。平成30年度の実績値より大幅に減少した要因に、区立小・中学校の電力を環境負荷の低いCO<sub>2</sub>排出係数の小さい電力へ切り替えたこと、2月下旬からの新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校・休館等により、電力の使用量が減ったことが挙げられます。

● チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）

令和2年3月に「チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画・後期）」を改定し、「チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）」を新たに策定しました。

新しい計画では、令和2～11年度を計画期間とし、CO<sub>2</sub>排出量削減目標の改定や職員ごとの取組マニュアルの見直しを行いました。マニュアルにおいては、取り組みに関係するSDGs目標の記載や抜粋版となる「これだけはやろう！チーム江東・省エネ行動」を1枚にまとめ、区職員一丸となって環境負荷低減へ取り組みます。

「チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）」の基本的事項

目的	<p>(1) 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの抑制 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において、地方公共団体に策定が義務づけられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」を包含するものとする。</p> <p>(2) エネルギー使用の合理化等に関する法律及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に対応した計画 環境負荷低減の取り組みとあわせて、「省エネ法」や「温対法」の改正による責務を果たすため、区役所全体で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるなど、エネルギー管理の徹底を図るものとする。</p>
計画期間	令和2年度～11年度
基準年度	平成30年度
計画の対象範囲	区が実施する全ての事務・事業 (指定管理者や無人施設等、省エネ法等で区の報告対象範囲となる事業や施設は全て対象)

● 令和元年度の実績

11 の取組項目における「17の管理指標」のうち、「電気使用量」等6項目について、前計画である「チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画・後期）」の目標を達成しました。

今後は、「チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）」による適切な管理運営のもと、省エネへの一層の取り組みを推進します。

「チーム江東・環境配慮推進計画」令和元年度 実績一覧 ○（達成）

取組項目	単 位	基準値 (平成26年度)	令和元年度		後期目標 (平成27～ 令和元年度)	目 標 達 成
			実績値	基準比		
1 ①コピー機・複合機の出力枚数	千枚	25,384	38,079	50.0%	現状維持	
2 電気使用量 (床面積あたり)	②区長部局	22,074	17,523	△20.6%	△5%	○
	③教育委員会	38,090	41,173	8.1%		
3 都市ガス使用量 (床面積あたり)	④区長部局	1,663	1,305	△21.5%	△5%	○
	⑤教育委員会	2,701	2,793	3.4%		
4 上水道使用量 (床面積あたり)	⑥区長部局	567	420	△25.9%	△5%	○
	⑦教育委員会	1,157	1,130	△2.3%		
5 ⑧低公害車の導入	導入率	87.0%	93.0	6.0pt(↗)	100%	
6 エネルギー使用量(床 面積あたり・原油換算)	⑨区長部局	7.63	6.00	△21.4%	年平均1% 以上削減	○
	⑩教育委員会	13.21	13.84	4.8%		
7 ⑪管理標準の策定割合*1	%	100	100	-	100%	○
8 廃棄物量	⑫削減傾向にある 施設の割合*2	56.5 (H27)*3	57.4	0.9pt(↗)	100%	
	⑬削減量	5,367 (H27)*3	△5,085	23.5%	△5%	
9 リサイクル率	⑭改善傾向にある 施設の割合	50.6 (H27)*3	72.3	21.7pt(↗)	100%	
	⑮リサイクル率	56.2 (H27)*3	50.6	5.6pt(↘)	60%	
10 ⑯木材利用 0.008 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上の新築・改築 施設の割合(木材利用推進方針)	%	100	100	-	100%	○
11 ⑰契約電力が改善傾向にある施設の割合	%	61.7 (H27)*3	54.5	7.2pt(↘)	100%	

\*1 対象は契約電力50kW以上の区施設

\*2 対象は「事業用大規模建築物における再利用計画書」作成施設(延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の施設)

\*3 管理指標⑫⑬⑭⑮⑰については、H27年度からの調査のため、基準値はH27年度となる

## ● グリーン電力証書の活用

グリーン電力証書は、風力・太陽光等、再生可能エネルギーのもつ「環境付加価値」を証書化し、使用電力量分の「グリーン電力証書」を購入することで、使用した電力を自然エネルギーによって賄われたとみなすことができます。証書を購入した費用は、自然エネルギーの普及・拡大のための基金として、発電設備の維持等に利用されています。

区では、宮城県石巻市のバイオマス発電を「グリーン電力証書」によって購入し、区民まつりや環境フェアなどのイベントで活用しています。



「グリーン電力証書(サンプル)」  
(出典:日本自然エネルギー(株)HP)

### 令和元年度の導入実績

イベント名称	電力量	電力種類	発電場所
第 31 回江東子どもまつり	1,000kWh	バイオマス	宮城県 石巻市
第 12 回江東区環境フェア	1,000kWh		
第 37 回江東区民まつり	1,000kWh		
カーボンマイナス子どもアクション事業	1,000kWh		
電気自動車用急速充電器 電気使用量 (本庁舎および豊洲シビックセンター)	各 6,000kWh		

### Pick up

温暖化対策課 環境調整係



豊洲水素ステーション

### 水素社会の実現に向けて

水素は、様々な資源から製造でき、また利用において CO<sub>2</sub> を排出しないことから、次世代エネルギーとして開発が進められています。

令和 2 年 1 月に、区内 4 か所目となる水素ステーションが東京ガス株式会社により江東区豊洲にオープンしました。

この水素ステーションは、都市ガスから水素を製造しており、公共交通機関で使われる燃料電池バスの利用も可能となっています。

● **街路灯の改修** 重点事業

区道に設置している老朽化した街路灯を改修し、合わせて省エネ化を図ります。これにより CO<sub>2</sub> の発生を抑制し、環境負荷を低減します。

令和元年度現在、区内の街路灯 13,988 基の多くは、水銀灯となっています。水銀灯をより効率の良い光源（メタルハライド灯、無電極蛍光灯、LED 灯等）に更新し、照度を確保しつつ消費電力の低減を図るため、平成 18 年度より区内全域を対象とし、計画的に改修を進めています。

（例として、水銀灯 100W を LED 灯 17W に取り換えた場合、照度はほぼ同じですが、消費電力は約 1/6 になります）



改修後の街路灯（LED 灯）

街路灯の改修基数の推移

年 度	H18～21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
路線改修数(基)	1,857	445	560	569	569	562	564	591	549	585	730

● **江東区公共建築物等における木材利用推進方針の運用** 重点事業

「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」（平成 26 年 4 月 1 日施行）では、公共建築物の新築・改築時に、木材利用を原則、1 平方メートル当たり 0.008 m<sup>3</sup>以上とし、目標値を設定しています。

木材の積極的な利用を推進し、木材利用を通じて、森林の適切な保全や木材産業の振興、温暖化対策を図ります。



平成 29 年度新設 有明西学園  
木材使用率 0.048 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>



平成 30 年度改築 第五大島小学校  
木材使用率 0.026 m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>

## 1-2 ヒートアイランド対策の推進

海風が区内陸部に効果的に吹き込むようにヒートアイランド対策を実施し、熱環境の改善による快適な生活環境を実現します。

### <緑被率の向上>

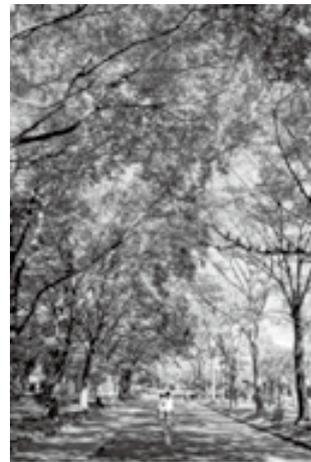
No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
9	緑被率	%	19.93	H24	18.71 [H29]	<b>18.71</b> [H29]	22	—

### ● CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 重点事業 → 45 ページ参照

#### 江東区が実現を目指す「CITY IN THE GREEN」

CITY IN THE GREEN (C I G) は、江東区が目指すみどりのまちづくりの基本となる考え方であり、「みどりの中の都市」をイメージしています。みどりの資産を大切に守り、育てていくとともに、あらゆる場所での緑化を進めることで、まち全体がみどりに囲まれた「水彩都市・江東」を実現していきます。

令和2年3月の「江東区みどりの基本計画」改定では、これまでの取組を整理し、社会情勢や区民のニーズを踏まえ、これらに対応した見直しを行いました。(第1章 環境トピックス5ページ参照)



#### Pick up

管理課 C I G推進係



講座の様子

#### 2020花と緑のおもてなしガーデニング講座・イベント

.....東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、豊洲六丁目第二公園を区民のみなさんと一緒に花や緑できれいに彩る取組を行っています。地域コミュニティの醸成と東京2020大会への気運醸成を図ることが目的です。講座では、植栽デザインやガーデニングを学び、季節ごとのテーマを決めて花壇づくりを行っています。また、公園内のプランターの植替えを行うイベントも実施し、こどもから大人までたくさんの方に楽しんでいただきました。

.....世界中から訪れる方々を花と緑でおもてなしします！

＜緑化面積の拡大に向けた取り組み＞

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	令和 6 年度
10	区民、事業者による新たな緑化面積	m <sup>2</sup>	66,561	H25	52,599	51,206	—	—
11	区立施設における新たな緑化面積	m <sup>2</sup>	4,086	H25	911	2,847	—	—

● 区民・事業者による新たな緑化

「江東区みどりの条例」に基づき、緑化指導を行い、公共施設だけでなく、民間施設においても緑化を推進しています。

緑の育成と保全に係る措置の一つとして、区民の健康で快適な生活の確保に寄与するものです。

令和元年度の区民・事業者への緑化指導件数は、163 件でした。緑化指導により、快適な都市環境の創出、災害に強いまちづくりの推進、緑地の増加と緑被率の向上を目指しています。



緑化指導による緑化例：  
建築物上（壁面）緑化

● 区立施設における新たな緑化

令和元年度は、香取小学校校舎改築時に、屋上・壁面緑化及び校庭芝生化を実施しています。

学校をはじめとする区立施設では、引き続き、改築・改修等に合わせて緑豊かな施設整備を推進していきます。



緑化指導による緑化例：  
地上部緑化

● 河川護岸緑化

河川護岸緑化では、河川のコンクリート護岸を植物で覆い、緑化を行っています。

「ヘデラ」という、つる性の植物を護岸際に植え、誘引するためのパネルを設置し、河川側へ垂れるようにしています。

繁茂するには年数がかかりますが、数年経った場所では「ヘデラ」の緑が目立ってきています。

無機質なコンクリート護岸を緑で覆うことにより、区民の緑への愛着、親しみを育むとともに、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和にも貢献することが期待されています。



大横川（平成 30 年度施工）

## ② 循環型社会の形成

### 2-1 ごみ減量と有効活用の推進

すべての人が、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制され、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を実現します。

#### <ごみ減量と資源化率の向上>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
12	区民1人当たり1日の資源・ごみ量	g/人	722	H25	652 [H29]	<b>639</b> [H30]	661	612
13	区民1人当たり1日のごみ量	g/人	542	H25	476 [H29]	<b>467</b> [H30]	469	430
14	資源化率	%	25.7	H25	27.4 [H29]	<b>27.3</b> [H30]	29.6	30.3

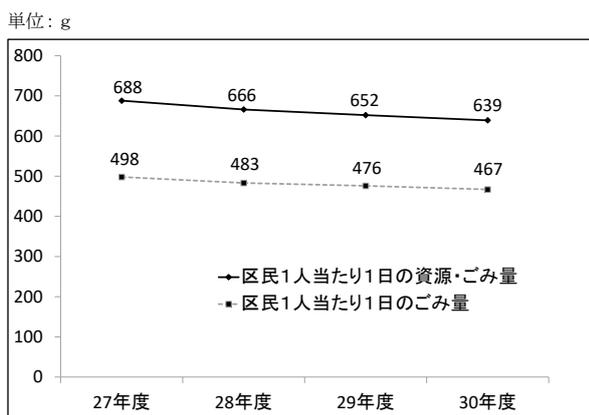
#### ● 区民1人当たり1日の資源・ごみ量の削減

平成30年度の区民1人当たり1日の資源・ごみ量の実績は639g/人で、前年度より13g/人減少となりました。

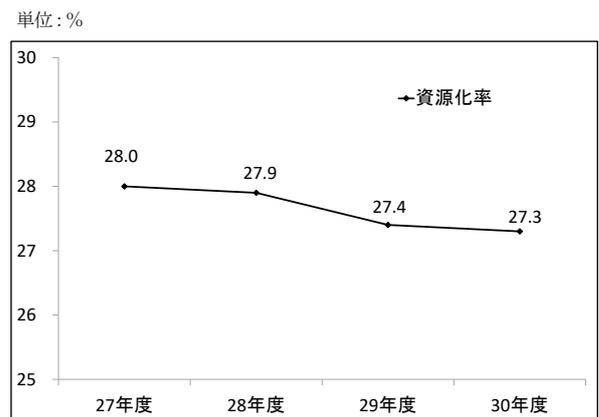
また、区民1人当たり1日のごみ量の実績は、467g/人で、前年度より9g/人減少となりました。平成27年4月から燃やさないごみの資源化事業を開始し、ごみ量に算定しないことにより、減少傾向にあります。

ごみを削減するには、区民1人ひとりがごみを出さないライフスタイルを完成し、出す場合には正しく分別することが最も効果的です。本区では、資源とごみの正しい分別を継続的に啓発し、ごみ量の削減と資源化に取り組みます。

区民1人当たり1日の資源・ごみ量と  
区民1人当たり1日のごみ量の推移



資源化率の推移



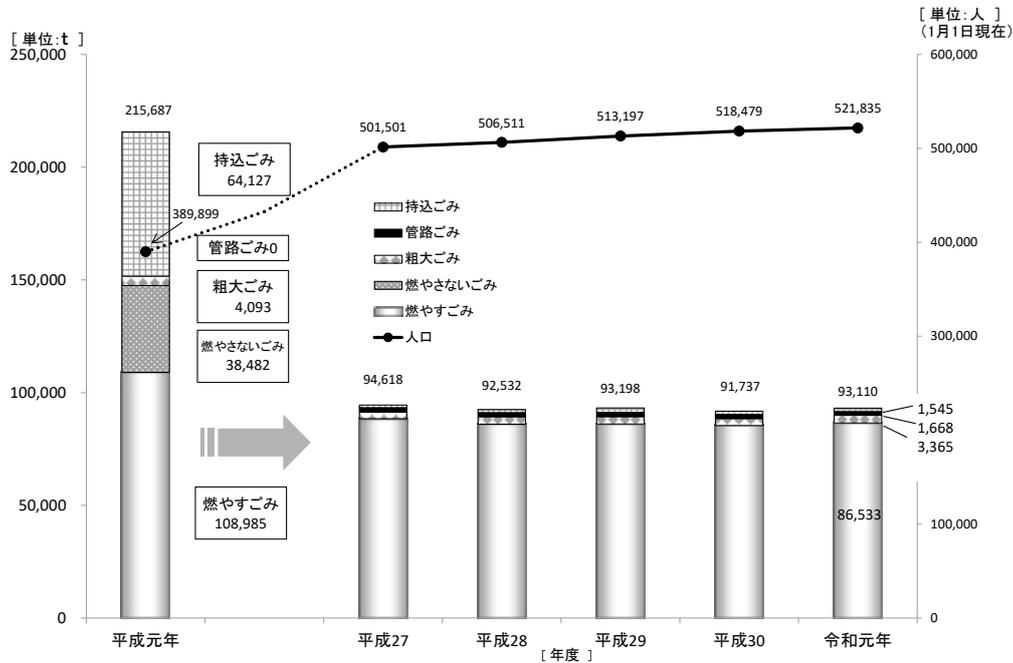
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
区民1人当たり1日の資源・ごみ量	688g	666g	652g	639g
区民1人当たり1日のごみ量	498g	483g	476g	467g
資源化率	28.0%	27.9%	27.4%	27.3%

\* 資源化率の算出方法→38ページ参照

## ● 取り扱いごみ量の推移

江東区民 1 人当たりのごみ量は、区民・事業者のごみ減量・資源の有効利用への意識の高まりなどから減少傾向にあります。

また、江東区全体のごみ量は平成元年をピークに減少していますが、人口増加などの影響から近年は横ばい傾向となっています。区民・事業者の皆様にも、より一層の排出抑制への協力を求めています。



\* 持込ごみについては、江東区清掃事務所での受付量であり、区内の発生量と必ずしも一致しない場合があります。

単位：t

	平成元年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
燃やすごみ	108,985	88,377	85,968	86,061	85,376	86,533
燃やさないごみ	38,482	0	0	0	0	0
粗大ごみ	4,093	3,024	3,301	3,232	3,112	3,365
管路ごみ	0	1,956	1,888	1,885	1,839	1,668
持込ごみ	64,127	1,261	1,375	2,020	1,409	1,545
合計	215,687	94,618	92,532	93,198	91,737	93,110

\* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

## ● 家庭ごみの組成

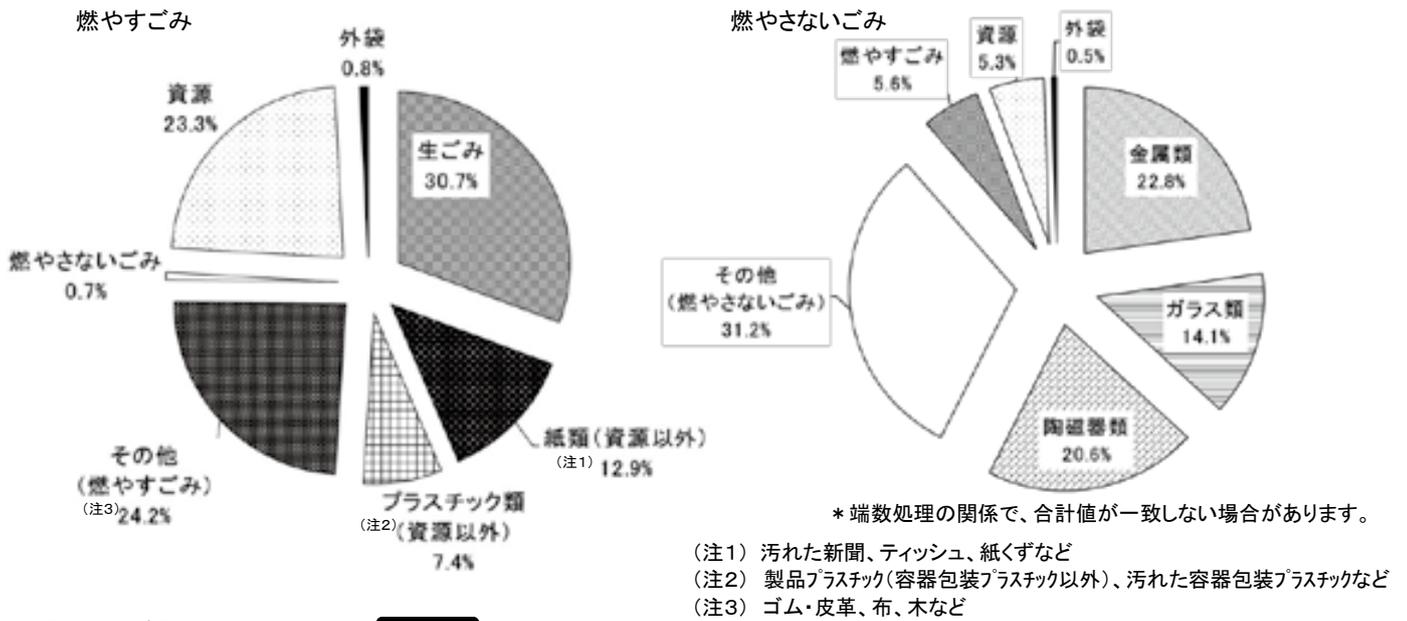
令和元年度の江東区の家庭ごみの組成調査では、燃やすごみの約 31%を生ごみが占め、約 23%を資源（古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・発泡スチロール等）が占めています。

生ごみの量は、「余分なものは買わない・作らない」「食べ残しをしない」、また、水分が多いので「捨てる前に水分をしっかりと切る」などの心がけによって、減らすことができます。

また、古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・発泡スチロールなどを正しく分別することで、燃やすごみとして排出されているごみを減量し資源化することが可能になります。

一方、燃やさないごみとして排出されるごみの中には、燃やすごみが約 6%、資源が約 5%混入しています。ごみの減量のため、ごみの正しい分別方法についてのより一層の啓発に取り組んでいきます。

家庭ごみの組成（令和元年度：江東区）



● 生ごみ減量推進事業 **重点事業**

燃やすごみの3~4割を占める生ごみを区民が各家庭で減量に取り組みむことでごみ全体の減量化を図ります。

平成24年度~26年度にかけて、公募によるモニター事業を実施しました。3年間で297世帯に生ごみ減量資器材を配布し、生ごみの減量に取り組んでいただきました。

平成27年度からは事業を本格実施し、令和元年度は123世帯が取り組みました。

取り組み世帯数は平成28年度以降、減少傾向でしたが、平成28年度以前より継続して取り組んでいる方もいることから、燃やすごみの減量効果は着実に進展しています。今後も区報やホームページなどを積極的に活用し、資器材を利用した生ごみ減量を推進していきます。

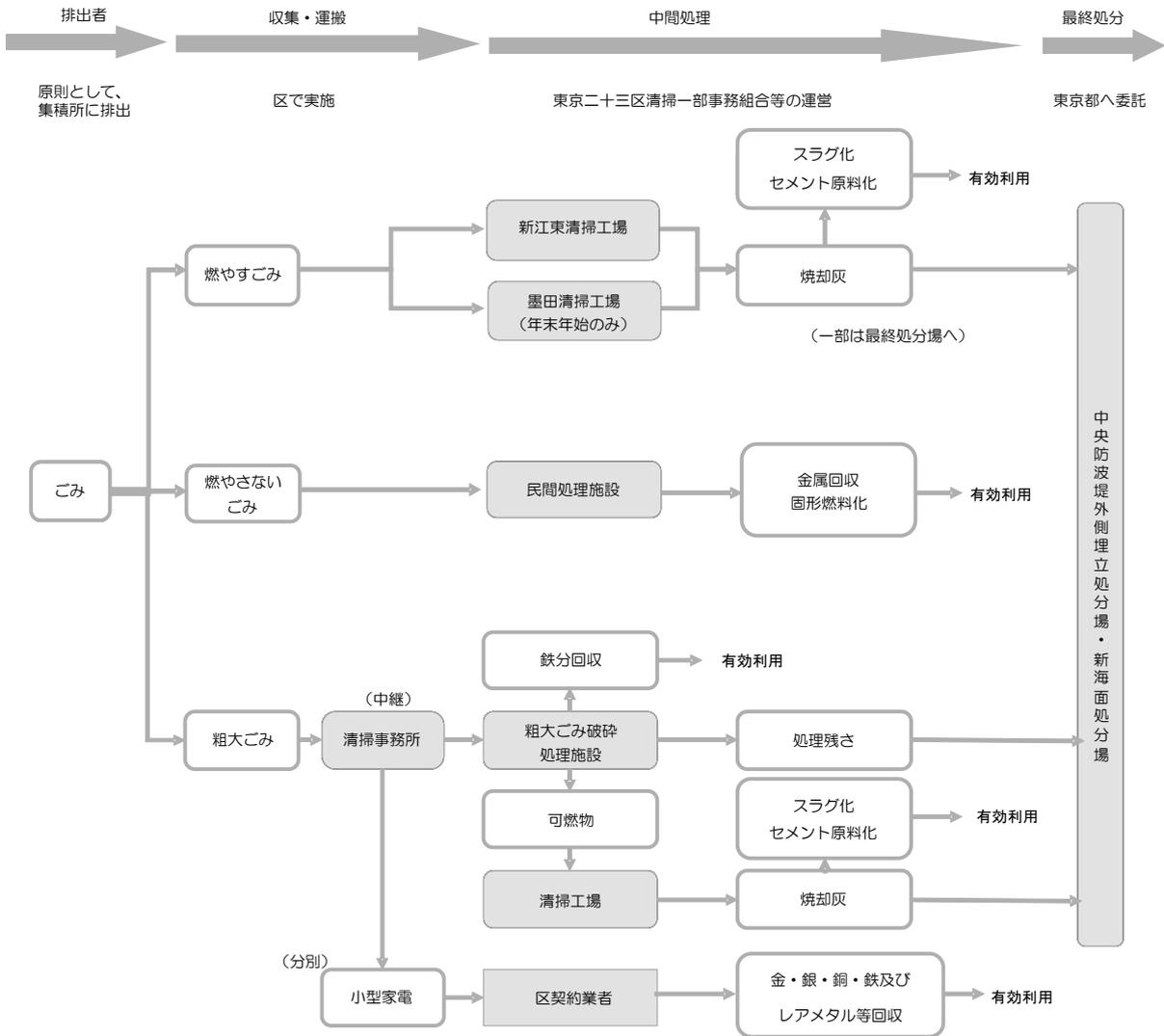
資器材種類	
<p>【消滅型】 堆肥を増やさず、バクテリアの力を使って、生ごみを分解・消滅させるタイプ</p>  <p>森のしくみ</p>	<p>【堆肥化型】 積極的に堆肥をつくるタイプ</p>  <p>キエーロ</p>
 <p>EMぼかし</p>	 <p>段ボールコンポスト</p>

<方式別生ごみ>

種別	取り組み世帯数(延べ世帯数)			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
森のしくみ	32 (113)	21 (134)	24 (158)	30 (188)
キエーロ	41 (155)	35 (190)	29 (219)	39 (258)
EMぼかし	64 (238)	47 (285)	24 (309)	25 (334)
段ボールコンポスト	50 (147)	34 (181)	20 (201)	29 (230)
合計	187 (653)	137 (790)	97 (887)	123 (1010)

## ● ごみ処理の流れ

区が収集しているごみ処理の流れは、次のようになります。



\* 臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

☆ 『5Rとは、ごみを減らすためのRで始まる5つの行動』

**R**efuse～リフューズ～

ごみになるものは断る



5R

**R**educe～リデュース～

ごみになるものを減らす



**R**euse～リユース～

使えるものは捨てずに使う



**R**ecycle～リサイクル～

もう一度資源として生かす



**R**epair～リペア～

壊れたものは修理して使う



## ● 資源化

区内で排出されるごみの資源化率について、令和元年度に 29.6%、令和 6 年度に 30.3%を目標に掲げて取り組んでいます。平成 30 年度は 27.3%で、前年度と比べて 0.1%減少しました。

本区の「資源化率」は、区内の「資源化量」を、「『区収集ごみ量』と『資源化量』から『収集後資源化量 [江東区分]\*』を引いたもの」の合計値で割ることで求められます。

\* 収集後資源化量 [江東区分] :

「東京二十三区清掃一部事務組合」施設(不燃ごみ処理センター等)の資源化量のうち、江東区相当分の推計量

### 資源化率の算出方法

$$\text{資源化率 (\%)} = \frac{\text{資源化量}}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源化量} - \text{収集後資源化量}}$$

[集積所回収・拠点回収・集団回収・粗大ごみピックアップ回収+燃やさないごみ+収集後資源化量 (江東区分)]

[燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ] [江東区分]

「資源化量」は、週 1 回の「集積所回収量」、区内協力店や区施設に複数設置される拠点からの「拠点回収量」、区内団体が実施する「集団回収量」、中継所で粗大ごみの中から小型家電を分別し資源化する「粗大ごみピックアップ回収」による回収量、燃やさないごみ量と、「収集後資源化量 [江東区分]」を合計したものです。

今後、資源化率の向上を目指して、情報発信等を通じ、区民のごみの分別意識向上を図っていきます。

## ● 区内のリサイクル施設

### エコミラ江東

江東区内の家庭から回収された、使用済み食品トレイなどの発泡スチロールを再資源化する施設です。白色と色つきのものに分別し、プラスチックの原料となる粒状の「ペレット」や板状の「インゴット」に資源化しています。これらは、食品トレイやプラスチック製品の原料として活用されています。

#### 施設概要

- ・所在地 : 江東区潮見 1-29-7
- ・施設稼働 : 平成 22 年 4 月

#### 令和元年度 処理実績

発泡トレイ・発泡スチロール : 286.4 t / 年



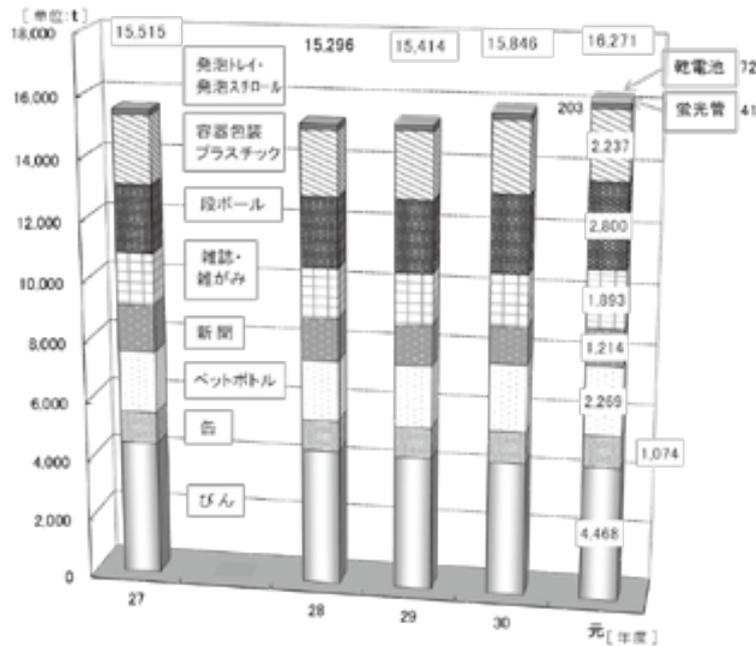
エコミラ江東の外観

● 江東区の資源回収量

江東区では、週1回集積所で「新聞・雑誌 雑がみ・段ボール」、「びん・缶・ペットボトル」及び「容器包装プラスチック」と「発泡トレイ・発泡スチロール」の回収を行っています。

「蛍光管・乾電池」については、平成28年9月より燃やさないごみの日に集積所回収を開始しました。

江東区 資源回収量(集積所回収)の推移



江東区の資源回収量(集積所回収)の推移

単位: t

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
発泡トレイ・発泡スチロール	192	195	195	195	203
容器包装プラスチック	2,223	2,114	2,170	2,316	2,237
段ボール	2,256	2,320	2,379	2,565	2,800
雑誌・雑がみ	1,720	1,650	1,686	1,705	1,893
新聞	1,549	1,400	1,315	1,217	1,214
ペットボトル	2,051	1,994	2,058	2,225	2,269
缶	1,054	1,029	1,026	1,048	1,074
びん	4,469	4,522	4,456	4,458	4,468
蛍光管	-	31	52	47	41
乾電池	-	41	75	70	72
合計	15,515	15,296	15,414	15,846	16,271

\* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

江東区の資源全回収量の推移

単位: t

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
集積所回収	15,515	15,296	15,414	15,846	16,271	
拠点回収	古着・古布回収	96	84	87	89	97
	ペットボトル	-	-	-	-	-
	乾電池	16	10	-	-	-
	蛍光管	10	7	-	-	-
	小型家電	3	3	5	5	2
集団回収	15,100	14,486	13,670	13,077	12,341	
粗大ごみピックアップ	398	373	406	417	436	
不燃ごみ	3143	2,826	2,754	2,625	2,848	
その他	551	824	692	521	624	
資源化合計	34,832	33,909	33,027	32,580	32,620	

\* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● **古着・古布の回収** 重点事業

清掃事務所内での常設回収（日曜・年末年始を除く毎日）及びその他の区施設等での巡回回収（月1回）により、区民から古着・古布を回収し、国内外で回収物を再利用（リユース）しています。

また、再利用できないものは、工業用雑巾（ウエス）への加工や、綿やフェルトの原料になります。

令和元年度の目標回収量は達成となりませんでした。回収量の推移に着目すると、平成24年度の巡回回収開始以降、回収量は安定しており、令和元年度は前年度を上回りました。これは区民の継続的な5Rの取り組みによるものと評価できます。

<回収できるもの>

衣類全般（スーツ、着物、タオル、シーツ等）  
※洗濯したものに限り



<回収できないもの>

布団、座布団、ゴム・ビニール製品  
汚れ・破損がひどいもの



※ 回収可能品目は年度毎に変わる場合があります。

● **資源回収拠点の設置と集団回収支援**

区施設に回収拠点を設置し、小型家電、インクカートリッジの回収をしています。

また、町会・自治会などの団体が、地域で自主的に行う集団回収に対して支援（報奨金の支給など）を実施しています。

使用済みインクカートリッジ回収実績(令和元年度)

区施設回収場所	回収量	回収対象
<ul style="list-style-type: none"> <li>江東区役所2階（2か所）</li> <li>総合区民センター2階</li> <li>えこっくる江東2階</li> </ul>	113kg	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の参加企業である、ブラザー、キャノン、エプソン、日本HPの純正カートリッジ

集団回収実績(令和元年度)

(単位:t)

集団回収実施団体	回収品目	回収量
740 団体	紙類	11,792
	布	45
	缶	487
	びん	15
	その他	2
	合計	12,341

\* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● **粗大ごみピックアップ回収**



家庭から排出された粗大ごみの中から小型家電リサイクル法の対象となる家電製品をピックアップし、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。

## ● 不燃ごみ資源化

平成 27 年 4 月から不燃ごみ資源化事業を実施しています。家庭から排出された不燃ごみを委託事業者にてスプレー缶等の危険物を取り除いたのちに破砕・選別し、鉄・アルミ等の金属を資源化し、その他の不燃ごみは固形燃料の原料として再生利用しています。

不燃ごみの全量資源化は、最終処分場の延命化に寄与しています。

## ● リサイクル推進員の活動

「リサイクル推進員」は、区民と行政による協働で、地域での資源とごみの適正排出やごみ減量・リサイクルの促進を呼びかけるボランティアです。平成 25 年度までは、区民公募により推進員として活動していただいていたのですが、平成 26 年度からは、区民の皆様にごみ減量・リサイクルの基礎知識を学んでいただく「リサイクル講座」を開講し、受講者の中から希望する方に推進員として活動していただいています。

リサイクル推進員の主な活動内容は、集積所における排出状況の調査と報告、適正分別協力の呼びかけや普及啓発チラシの配布等ですが、区のイベントにおける啓発活動等にも協力していただいています。

### リサイクル講座 実施実績（令和元年度）

	実施日	講座内容	参加者数
前期	7 月 31 日	施設見学（ペットボトルリサイクル工場（茨城県））	16 人
後期	1 月 28 日	施設見学（新江東清掃工場・最終埋立処分場）	40 人

## ● 出張勉強会

資源・ごみの分別の周知や徹底を図るため、町会・自治会・ご近所同士のグループ等の団体や集団回収の実施団体等に対して出張勉強会を行っています。希望する団体に職員が出張し、資源やごみの分け方・出し方について説明を行い、日頃の資源・ごみに関する疑問を解消していただいています。

令和元年度の実績は、1 団体へ出張勉強会を行いました。

### Pick up

清掃リサイクル課 清掃リサイクル係



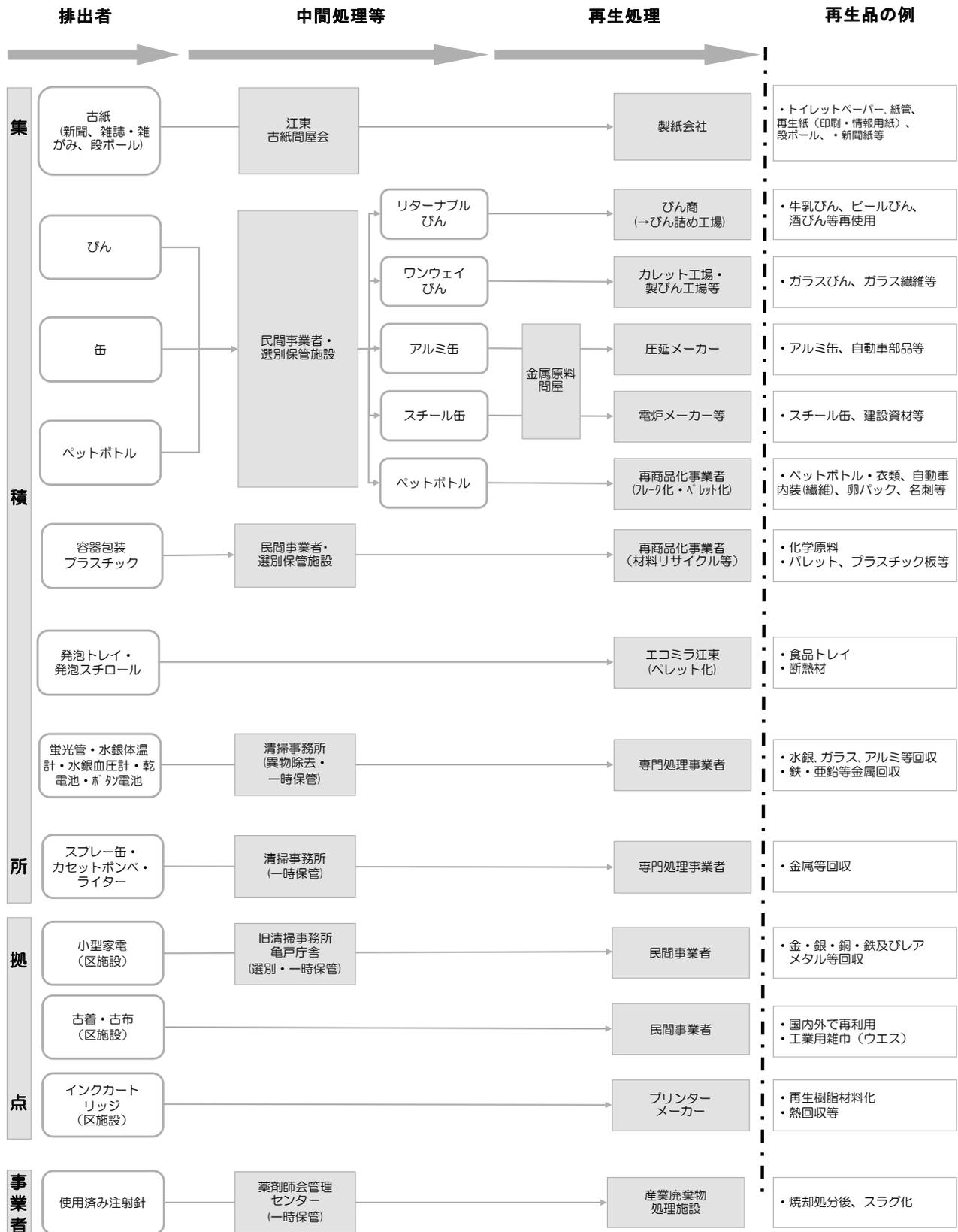
### 資源・ごみについてのリサイクル講座

リサイクル講座は、区民に資源・ごみに関する知識を深めてもらうことを目的に行っており、令和元年度は 7 月にペットボトルのリサイクル工場、1 月に清掃工場と最終処分場を巡る見学会を行いました。

日頃見ることでできないリサイクルの工程や清掃工場の内部、最終処分場などを見学することは、どのように資源・ごみを処理しているかについて区民の方に知っていただく良い機会となっています。

## ● 資源の流れ

区が回収している資源の流れは、次のようになります。



< 事業系廃棄物の再利用率の向上 >

大規模建築物の建設に際し、廃棄物保管場所の指導を行うほか、ごみの減量・リサイクルに協力するよう指導助言を行い、大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	令和 6 年度
15	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97	H25	71.3 [H29]	71.4 [H30]	71.1	71.4

● 大規模建築物事業者への啓発活動

清掃事務所では、大規模建築物事業者を対象とした啓発活動等を進めています。

事業系廃棄物の再利用率向上に向けた取り組み

再利用率計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>3,000 m<sup>2</sup>以上の延べ床面積をもつ事業所に対して、再利用率計画書の提出を義務付けています</li> <li>再利用率計画書は、事業所の廃棄物収集運搬業者や、リサイクルの状況について記載されています</li> </ul>
廃棄物管理責任者の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 m<sup>2</sup>以上の延べ床面積をもつ事業所につき 1 名の廃棄物管理責任者を置くことを義務付けています</li> <li>3,000 m<sup>2</sup>以上の延べ床面積をもつ事業所の廃棄物管理責任者には、清掃事務所で開催する廃棄物管理者講習会への参加を義務付け、社内でのごみの減量の啓発を行っていただきます</li> </ul>
立入り調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 m<sup>2</sup>以上の延べ床面積をもつ事業所に対して、立入り調査を行っています</li> <li>立入り調査では、再利用率計画書に記載された処理業者の確認や、再利用率状況の確認及び評価を行っています</li> </ul>

Pick up

清掃リサイクル課 清掃リサイクル係



回収した食品

フードドライブの実施

食品ロス削減に向けた取り組みとして、「環境フェア」や「江東区民まつり中央まつり」のイベント、清掃リサイクル課の窓口にて家庭で余った未利用食品の回収を行っています。持ち寄っていただいた食品は、フードバンク団体を通じて、食品を必要としている、福祉団体や施設などに提供しています。

令和元年度は、清掃リサイクル課窓口での回収を増やし、より多くの方にご協力いただきました。

< 令和元年度実績 >

イベント回収分：46.6 kg

窓口回収分：180.4 kg

### ③ 自然との共生

#### 3-1 生物多様性の保全

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間をつくります。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の環が広がって、人と多様な生物が共生できるようにします。

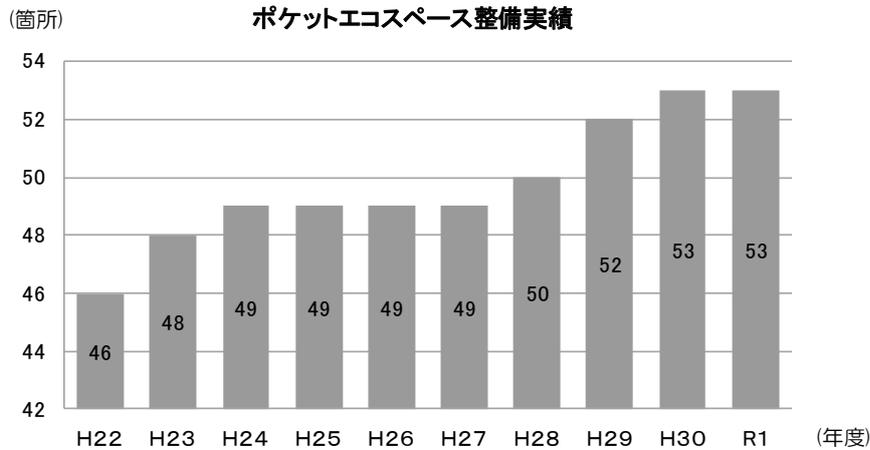
#### <ポケットエコスペース>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	令和 6 年度
⑩	ポケットエコスペース設置数	箇所	49	H25	52	<b>53</b>	54	59

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

#### ● ポケットエコスペース整備・維持 重点事業

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和 63 年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等に整備しています。ここではさまざまな生物の回帰が観察され、こどもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体が行っています。



#### Pick up

##### 施設保全課



新砂のぞみ公園ポケットエコスペース

#### ポケットエコスペースって何？

... 1箇所あたりの面積が比較的小さいことから親しみを込めてポケットエコスペース (Pocket・Eco・Space) と呼んでいます。...

... ここでは、多様な生物が生息できる環境として、小さな池を中心に草地、生垣、樹木などを組み合わせた空間を造成し、その場所ごとに生息する植物、トンボやカエルなど多くの生き物のモニタリングを行っています。...

... 区では、これらの活動を支援し、通常の公園地とは異なる環境管理を進めることによって、都市の中における人と多様な生物の共生できる自然空間の創出を目指しています。...

<ボランティア活動支援>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
17	水と緑に関するボランティア数	人	1,159	H25	1,212	1,375	—	—

● 水と緑に関するボランティア活動支援 **重点事業**

区民が緑化推進や自然回復を図るためボランティア組織を結成し活動する場合に、区が活動資材提供などの支援を行っています。「コミュニティガーデン」は、区立公園などの公共緑地で草花を育てることにより、景観の向上を図るとともに、参加者同士の交流を深めることも目的とし、令和2年3月現在、48団体約1,200人が活動しています。

また、横十間川親水公園には田んぼがあり、毎年、小学生のいる家族を対象に参加者を募集し「田んぼの学校」を開催しています。

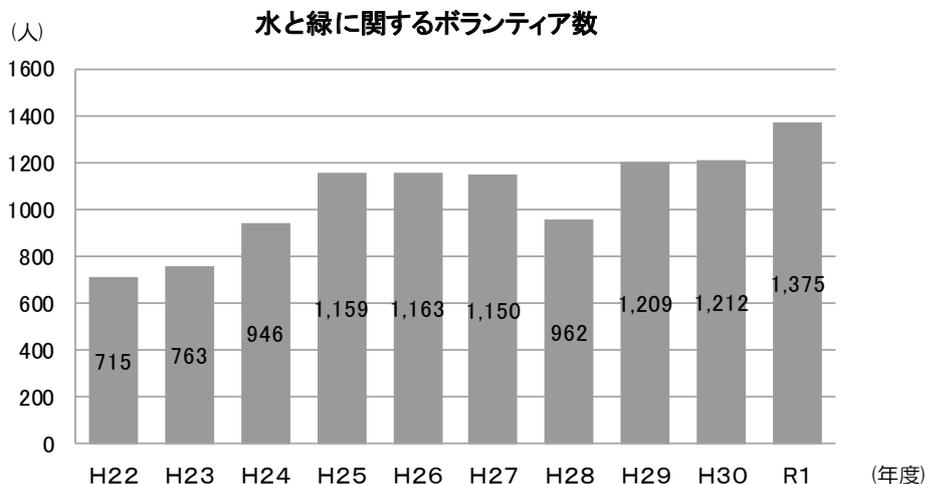
他にも「ポケットエコスペース」活動や、ポケットエコスペースの管理活動、自然観察など身近な自然やボランティア活動への関心を高めることを目的とした「ネイチャーリーダー講座」を開講しています。



コミュニティガーデン活動



無農薬・手作業による昔ながらのお米づくり



## ● 水鳥生息調査

区内の水鳥生息状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

### 令和元年度調査概要

頻度	調査地点	調査対象及び調査方法
年 5 回	① 旧中川(都立亀戸中央公園) ② 都立猿江恩賜公園 ③ 仙台堀川公園・横十間川親水公園 ④ 荒川(都立新木場緑道公園) ⑤ 豊洲運河	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺で見られる鳥とし、次の鳥類を対象とする。 カモ目、カイツブリ目、カツオドリ目、ペリカン目、ツル目、チドリ目</li> <li>ラインセンサス法または定点センサス法により、種ごとに個体数を計数</li> </ul>

令和元年度の調査では、5地点の合計で6目 7 科 21 種、年間総個体数 3,114 個体を確認しました。確認された種の分類群は、カモ目(カモ科 8 種)、カイツブリ目(カイツブリ科 2 種)、カツオドリ目(ウ科 1 種)、ペリカン目(サギ科 4 種)、ツル目(クイナ科 2 種)、チドリ目(チドリ科 1 種、カモメ科 3 種)でした。

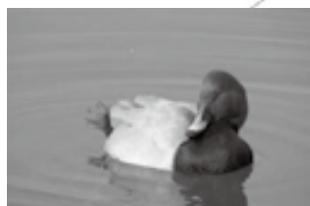
観察個体数の多かった種は、順にカワウ、スズガモ、ホシハジロ、ユリカモメ、キンクロハジロ、ヒドリガモとなりました。



カワウ



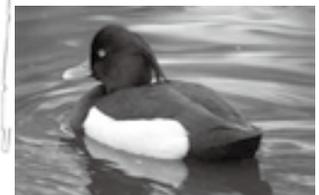
スズガモ



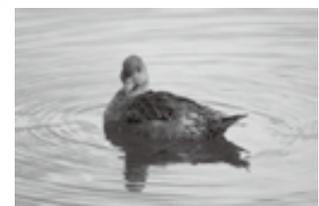
ホシハジロ



ユリカモメ



キンクロハジロ



ヒドリガモ

### 3-2 公園・緑地の整備

区民の緑に対する愛着と緑を守り育てる心を育み、水と緑のネットワークが形成された、みどりの中の都市を実現します。

#### <CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業> (再掲) 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
18	区民1人当たり公園面積	m <sup>2</sup> /人	8.60	H26	8.51	<b>8.44</b>	10	10
19	緑被率 (再掲)	%	19.93	H24	18.71 [H29]	<b>18.71</b> [H29]	22	—
20	緑視率	%	15.4	H25	16.3	<b>16.3</b> [H30]	22	—
②1	街路樹本数	本	13,340	H25	18,895	<b>19,663</b>	18,000	—
22	区民、事業者による新たな緑化面積 (再掲)	m <sup>2</sup>	66,561	H25	52,599	<b>51,206</b>	—	—
23	区立施設における新たな緑化面積 (再掲)	m <sup>2</sup>	4,086	H25	911	<b>2,847</b>	—	—

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

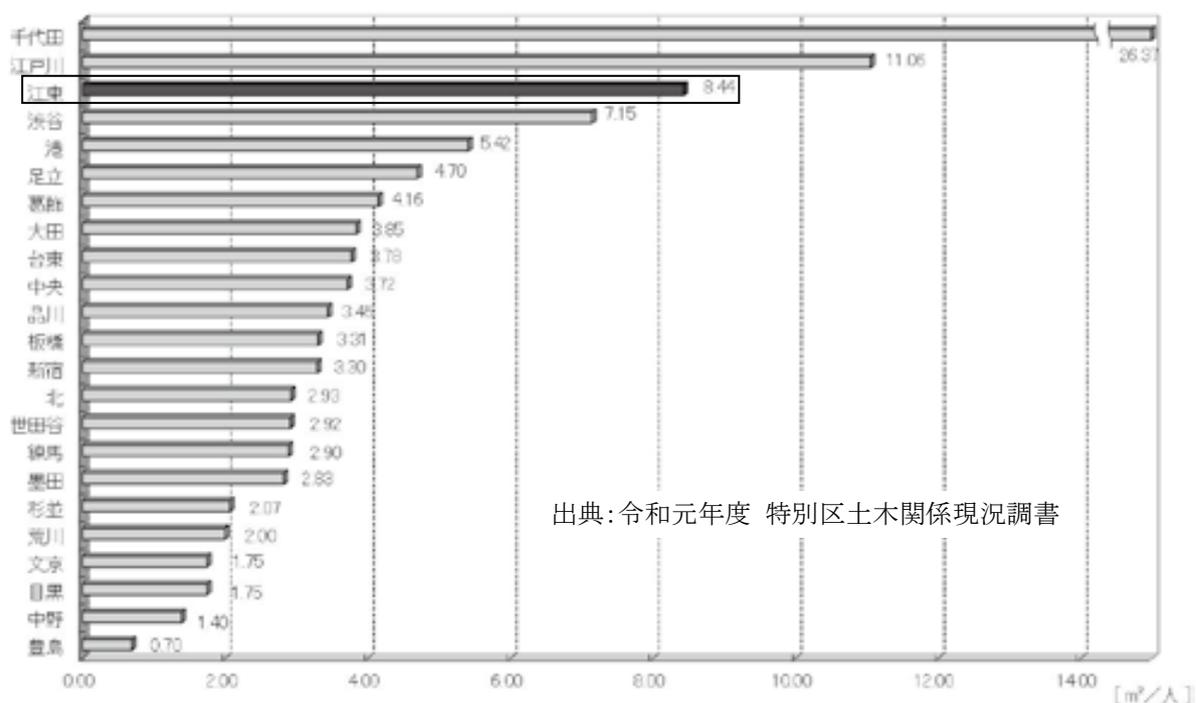
#### ● 区民1人当たりの公園面積

令和元年度4月1日の時点で江東区内には、区立公園 168か所、区立児童遊園 93か所、都立公園 7か所、海上公園 18か所、国営公園1か所の合計 287か所の公園・児童遊園があります。

計画に基づき、老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込んだ改修を行ったり、新たに公園を整備するなどして、区民1人当たりの公園面積について「10 m<sup>2</sup>/人」を目指しています。

これは、東京23区の比較でも、極めて高い水準の目標設定として位置付けられます。

東京23区における「区民1人当たりにおける公園面積(公園+児童遊園)」の比較



## ● 区立公園の改修 **重点事業**

老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込む整備を行っています。改修にあたっては、地域に求められていることや、自然との共生など社会的要請を踏まえ、整備を進めています。令和元年度は、区立公園の大規模改修は大島防災公園と南砂四丁目公園の2園・小規模改修は白河一丁目公園、豊洲五丁目公園、住吉一丁目公園、亀戸二丁目公園、旧中川水辺公園の5園、区立児童遊園の大規模改修は扇橋一丁目児童遊園、越中島一丁目児童遊園の2園・小規模改修は亀戸四丁目児童遊園の1園の改修工事を実施しました。

## ● 「街路樹充実計画」の推進

水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成を目指して、平成20年に東京都第五建設事務所と「江東区街路樹充実連絡会」を設置し、平成22年「江東区内における街路樹充実計画」を取りまとめました。

本計画は、植栽の目標値、植栽パターン、住民参加による維持管理のあり方、樹種選定の考え方など、江東区内における街路樹充実の基本的な方向性を示したもので、この計画に基づき、江東区と東京都第五建設事務所では街路樹の豊かな育成・管理につとめ、街路樹を増やす工事を行っています。

街路樹の種類はさまざま、幅員の広さや樹木の統一感など、現場条件を考慮しながら選定しています。

街路樹は道路に緑陰をつくるだけでなく、騒音の緩和、ヒートアイランド現象の抑制などさまざまな効果を発揮するため、今後も道路の緑化に努めます。



街路樹充実工事前



街路樹充実工事後

## ● 公園樹・街路樹の管理に伴う「緑のリサイクル」

緑のリサイクル事業は、公園や街路樹等から発生する剪定枝をチップ化・堆肥化し、植栽地の土壌改良材として利用することによりゴミの排出抑制を図り、資源の地域循環を目指す事業です。

リサイクル堆肥は、東京湾の「海の森」に提供することで造成に役立てられたほか、東京都に特殊肥料の登録を行い（平成21年度）、『水彩堆肥 つちひめ』と名づけ、学校・幼稚園・保育園・福祉会館で活用するほか、公園工事等の土壌改良材などに利用しています。

また、一般の方にもリサイクル事業に関心をもっていただくため、令和元年度は江東区環境フェア等のイベントで計900袋を無償配布しました。

剪定枝はチップ化・堆肥化する以外にも、樹名板として活用するほか、工作材料としてイベントや幼稚園などへの提供もおこなっています。

### 3-3 水辺環境の整備

水辺の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道\*」を確保します。  
 また、区民が豊かな水辺に誇りと親しみを感じるとともに、多様な生物とのふれあいを楽しめるようにします。

\*「風の道」…市街地への空気の進入経路を意味します。流入する空域が冷涼な場合、市街地の温度上昇の緩和が期待されます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
②④	水辺の散歩道整備状況*1	m	19,231	H25	20,500	<b>20,869</b>	20,221	21,571
②⑤	潮風の散歩道整備状況*2	m	7,866	H25	8,944	<b>9,432</b>	9,426	10,516

\*1 水辺の散歩道…河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放します。

\*2 潮風の散歩道…運河の護岸の上部を整備し、遊歩道として開放します。

#### ● 水辺・潮風の散歩道の整備 重点事業

区内を縦横に走る内部河川や運河に沿い、散策路として水辺・潮風の散歩道を整備しています。沿道には植栽を行い、緑豊かな水辺空間を形成しています。これらは、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道」として寄与するとともに、身近な水辺空間となっています。

今後も区では、都の工事等の状況に応じて、実施してまいります。



水辺の散歩道（小名木川）



潮風の散歩道（辰巳運河）

#### Pick up

河川公園課 工事係



白河三丁目水辺公園

#### 区立公園の新設

…小名木川に架かる東深川橋のたもとに位置する、白河三丁目水辺公園は令和元年度に整備されました。

…もともと開放されていた広場と隣接する空地を一体的に公園として整備し、水辺の散歩道に続く園路やかまどベンチの設置、植栽などを行い区立公園として開放しています。

## ④ 環境に配慮した快適なまちづくりの推進

### 4-1 低炭素まちづくりの推進

地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルを形成します。

#### ● 低炭素まちづくりの推進 重点事業

区の「低炭素まちづくり計画」である「豊洲グリーン・エコアイランド構想」に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。

#### 豊洲グリーン・エコアイランド構想の推進

豊洲地区（豊洲五丁目の一部及び豊洲六丁目全域）では、民間事業者による大規模開発などが進められています。

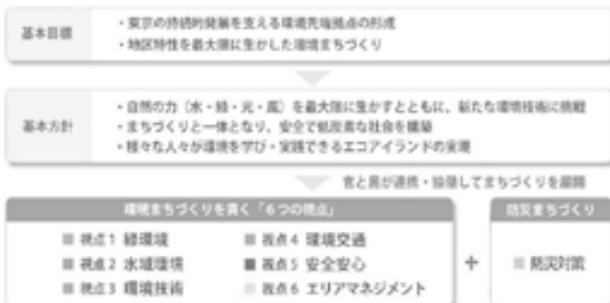
江東区では、区民の環境意識の高まりや環境施策への取り組みの社会的要請、災害への対応、豊洲地区の新たなイメージの確立など社会的背景を受け、官民が連携・協働して、環境に最大限配慮したまちづくりの実現を目指すため、概ね15年後の姿を展望する『豊洲グリーン・エコアイランド構想』を、平成23年6月に策定しました。

また、平成24年12月『都市の低炭素化の促進に関する法律』<sup>※1</sup>の施行を受け、法律が区市町村に策定を求める『低炭素まちづくり計画』<sup>※2</sup>として、平成25年10月に同構想を改訂し、法定計画となりました。

構想期間の始動期（平成23年度～平成27年度）においては、屋上緑化や雨水利用、分散型エネルギーシステムの導入、コミュニティサイクルポートの設置等を実施しました。現在、概成期として構想の実現に向けた取り組みを継続しています。



「豊洲グリーン・エコアイランド構想」の全体像



※1 都市の低炭素化の促進に関する法律

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、区市町村における低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を促進することにより、都市の低炭素化を図る法律。

※2 低炭素まちづくり計画

都市の低炭素化に向けた取り組みを後押しし、また、民間投資を促進するため、区市町村が目指す具体的な取り組みを示す計画。

## ● コミュニティサイクル

コミュニティサイクルは、一定の地域内に複数配置されたサイクルポート(専用駐輪施設)で自由に貸出・返却することが可能な自転車共同利用のしくみです。従来のレンタサイクルとは異なり、借りた場所と違う場所でも返せることや短時間での利用を前提とした料金設定等、移動利便性の向上やまちの回遊性を向上させます。

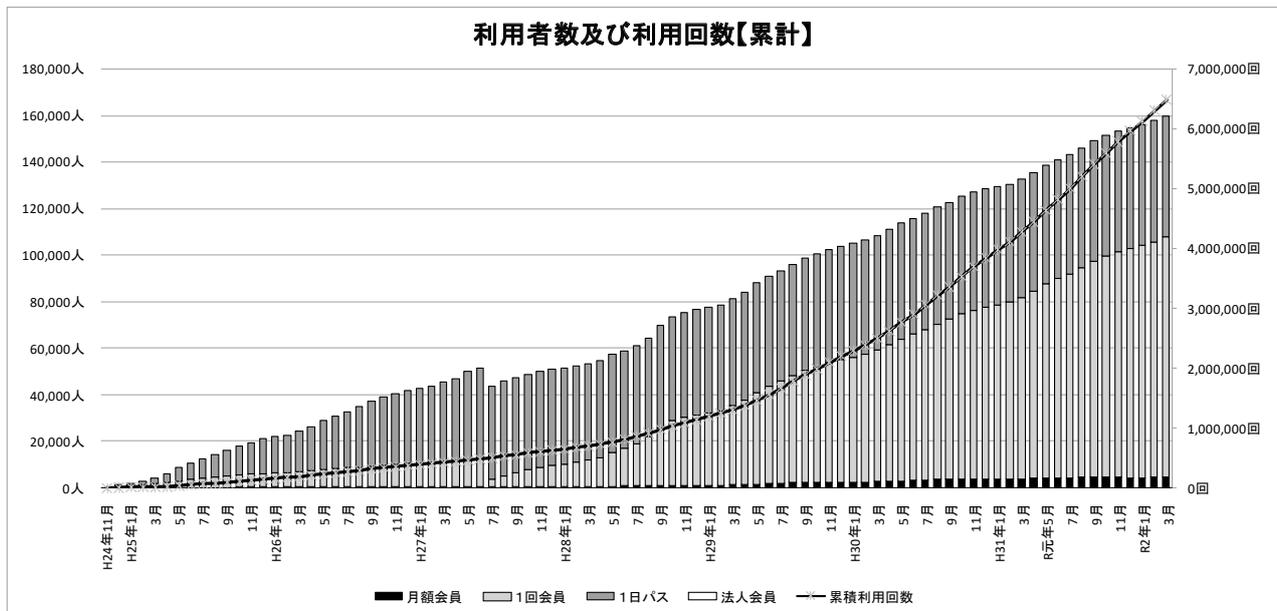
また、自動車利用からの転換を促すことによってCO<sub>2</sub>排出量の削減効果も期待できます。

『豊洲グリーン・エコアイランド構想』に掲げる「環境と人にやさしいエコモビリティの導入」の実現に向け、平成24年11月から令和2年3月にかけて「江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験」を行い、令和2年4月からは「江東区コミュニティサイクル」として本格実施しています。

平成28年度からは区内全域での展開を目指し、現在132ポート(令和2年3月末時点)を設置し、住民のみならず就業者や観光客などさまざまな方に利用されています。



電動アシスト付自転車



### Pick up

まちづくり推進課



サイクルポートの様子  
(江東区役所(北側)ポート)

エリア拡大ですます便利に！

...実証実験開始から約8年が経過し、サイクルポートや自転車も毎年拡充されています。

...現在、132箇所のサイクルポートで合計1,420台(令和2年3月末時点)の自転車が、通勤、通学、観光、日々のお買い物の足として利用されている姿を目にします。

...また、平成28年2月から開始した他区との相互乗り入れへの参加区も10区となり、より広域での利用が可能になりました。今後一層の環境負荷の低減はもちろんのこと、利用者の利便性向上を目指します。

## コミュニティサイクルの豆知識

### Q コミュニティサイクルはレンタサイクルとどう違うのですか？

A レンタサイクルは、半日や一日の一定額長時間利用を基本として、借りた場所で返さなければなりません。しかし、コミュニティサイクルは従量課金制で短時間利用を基本としており、地域内に設置されたサイクルポートであれば、どこでも自転車を借りられて、どこでも返却ができます。

### Q 借りたいのにサイクルポートに自転車がなかったり、返したいのに一杯だったりすることはないのですか？

A 利用時間帯や個別サイクルポートのニーズによって、自転車の配置に偏りが生じます。このため、専属の「自転車再配置」チームが、自転車台数を監視しながら地域内を巡回し、サイクルポート間の自転車偏在を解消しています。また、スマートフォン用アプリを利用すれば、リアルタイムでサイクルポート毎の貸出可能台数を確認できます。

### Q 事故や盗難にあった場合はどうなりますか？

A 事故に遭った場合、事業者側で加入している保険が適用されるため、利用者は適切な補償を受けることができます。また、自転車に搭載した GPS データをモニタリングし、盗難を未然に防いでいます。



東雲水辺公園ポート



パレットタウン乗船場ポート

## 4-2 景観・美観の向上

江東区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境を守ります。

### <景観計画の届出制度>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	令和 6 年度
26	景観計画届出敷地面積の割合	%	68.7	H25	83.7	85.8	—	—

### ● 都市景観形成促進事業

江東区は、平成 20 年度に景観法に基づく、景観行政団体となり、良好な景観形成を促進するため「江東区景観計画」を策定、また「江東区都市景観条例」を景観法に基づく条例に改正し、美しい都市景観の形成に積極的に取り組んでいます。

平成 25 年度には景観計画を改定し、新たな景観重点地区を追加、平成 26 年度には集合住宅に対する新しい景観形成基準を追加しました。

この条例や景観計画に基づき、一定規模以上の建築物の建築や工作物を設置する場合（ただし、重点地区内では建築物は規模に関わらず届出が必要）などには、建築確認等に先立ち、景観計画を事前に届け出ただくこととなります。建築物等の設計にあたって、まちなみを意識した景観への配慮の検討を十分に行っていただいております。

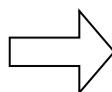
### ● 違反屋外広告物除却事業

良好な景観の形成及び風致の維持、公衆への危険防止を目的として、道路等に違法に掲出されたはり紙の除却を、日常のパトロールに加え、業務委託の活用やボランティア団体の協力により実施しています。

令和元年度は、28,364枚のはり紙を除却しました。



除却前



除却後

### Pick up

環境保全課 環境美化係



### 歩行喫煙等の防止

区では、平成 21 年 7 月 1 日に「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。これにより、以前から禁止していたポイ捨てに加え、歩きタバコ（自転車等による移動中を含む）も区内全域で禁止となりました。条例の周知のため、区内約 1,000 カ所に路面表示シートや看板の設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による条例違反者への注意・指導を行っています。

<環境美化対策>

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
27	アダプトプログラム	登録団体数	団体	101	H25	162	<b>189</b>	129	144
		登録者数	人	2,883	H25	3,513	<b>4,074</b>	3,225	3,600
28	一斉清掃	参加団体数	団体	546	H25	564	<b>556</b>	558	572
		参加者数	人	35,133	H25	36,013	<b>33,623</b>	38,655	39,624

● 江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）の推進

**重点事業**

「アダプト」とは、「養子にする」という英語です。「江東区アダプトプログラム」は、区民等で組織された団体が区道、区立公園等の一定の地域を養子に見立て、里親が我が子を想うような愛情を持って定期的に清掃するボランティア活動を、区が支援する制度です。支援の内容は、清掃用具の貸与やごみ袋の提供、区ホームページを利用した活動団体の紹介などです。

平成27年度からは、より多くの方が参加できるよう、新たに年数回程度の活動でも参加できる「わがまち江東・私もアダプト」をスタート。更に平成28年度には、愛称「こうとうまち美化応援隊」を決定し、令和元年度の登録団体数及び登録者数は、目標値を上回りました。今後も、団体数及び登録者数の増加を目指します。

【アダプトプログラムの令和元年度実績】

アダプトプログラム	活動頻度	令和元年度末登録団体数	
わがまち江東きれいに活動	週1回程度	50団体	計189団体 (4,074人)
わがまち江東・月いちアダプト	月1回程度	96団体	
わがまち江東・私もアダプト	年数回程度	43団体	

● 一斉清掃（みんなでまちをきれいにする運動）

江東区では、まちの美化活動の一環として、区民や事業者の皆様と協力し、道路や公園などを一斉に清掃する「みんなでまちをきれいにする運動」を、春と秋に実施しています。区では、清掃用具等の提供、収集されたごみを運搬いたします。

令和元年度は、春276団体、秋280団体、計556団体（33,623人）が参加しました。

● 荒川クリーンエイド事業

NPO 法人荒川クリーンエイドフォーラム主催による荒川の一斉清掃活動を実施しています。荒川のゴミを調べながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を目的として、平成6年から活動が始まりました。

市民団体をはじめ地元自治体や小中学校他、多くの企業が社会貢献活動として参加しており、それぞれの団体が実施会場を持ち、参加者を募ってクリーンエイド（ゴミ拾いとゴミ調査）を実施しています。



令和元年度 荒川クリーンエイドの様子

< 放置自転車対策 >

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和元年度	令和 6 年度
29	駅周辺の放置自転車数*	台	1,874	H25	1,084	895	1,510	1,380
30	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290	H25	22,599	22,317	22,910	24,020

\* 毎年 10 月のうち、任意の 1 日（晴天の平日）に実施される駅周辺の放置自転車等の台数調査結果より

● **自転車駐車場の整備** 重点事業

区内の鉄道駅周辺に自転車・原動機付自転車の駐車場を整備します。自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し自家用車からの CO<sub>2</sub> 排出量削減に貢献するとともに、放置自転車の減少によるまちの美化にもつながります。

● **放置自転車の撤去**

自転車が道路・歩道に放置されてしまうと、歩行者の安全な通行の障害や地震等災害時の避難の妨げになるだけでなく、まちの美観も損ないます。区では、鉄道駅周辺の 20 箇所を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去をしています。放置禁止区域内に放置されている自転車・原動機付自転車へは警告の札を付け、その後に撤去しています。また、土日や夜間の時間帯の撤去も行い、さまざまな曜日・時間帯の放置自転車へ対応できるようにしています。



放置自転車撤去活動の様子

放置禁止区域外においても、区民の方から連絡を受けて自転車の撤去を行っています。他にも、放置が多く見られる場所へは定期的に巡回を行い、繰り返し警告札の貼り付けと撤去をすることで放置自転車の解消へ取り組んでいます。令和元年度は 10,814 台の自転車と原動機付自転車を撤去しました。

いくら自転車が CO<sub>2</sub> 排出量削減に貢献するエコな乗り物でも、無秩序に利用され、その結果撤去されるようでは、放置自転車を運搬するトラックが CO<sub>2</sub> を排出することになり、本末転倒です。放置自転車は絶対にやめて、自転車駐車場を利用するようにしましょう。

Pick up

交通対策課 自転車対策係



クリーンキャンペーンの様子

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

毎年 10 月頃に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施しています。このキャンペーンは東京都と区市町村が主催で実施しており、令和元年度は東陽町駅、亀戸駅、豊洲駅の駅前で放置自転車の防止と自転車駐車場の利用を呼び掛けました。呼び掛けには、鉄道事業者や警察署等、多くの方にご協力いただきました。

## ⑤ 安全・安心な生活環境の確保

### 5-1 大気環境汚染防止対策の推進

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現します。

#### <大気監視指導> 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
31	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )* <sup>1</sup>	ppm	0.048	H25	0.043	<b>0.038</b>	0.06以下	0.06以下
32	浮遊粒子状物質(SPM)* <sup>2</sup>	mg/m <sup>3</sup>	0.064	H25	0.043	<b>0.043</b>	0.1以下	0.1以下
33	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )* <sup>3</sup>	ppm	0.005	H25	0.004	<b>0.004</b>	0.04以下	0.04以下
34	光化学オキシダント(Ox)* <sup>4</sup>	発令日数	5	H25	2	<b>1</b>	0	0

ppm = parts per million : 微量に含まれる物質の割合を表す単位で、100万分の1を意味する。

\*1 二酸化窒素は年間98%値\*の3局平均値

\*2 浮遊粒子状物質は年間2%除外値\*の3局平均値

\*3 二酸化硫黄は年間2%除外値\*(東陽局のみで測定)

\*4 光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報の発令日数を管理指標の単位とする。

※ 年間98%値、年間2%除外値

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値が年間98%値、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値が年間2%除外値。

#### ● 大気監視指導

区内3地点(東陽・亀戸・豊洲)に、一般環境大気測定局を設置して、常時、大気中の汚染物質を測定しています。令和元年度の測定結果は、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)が目標値を達成し、年平均値は緩やかな減少傾向にあります。その一方で、光化学オキシダント(Ox)は、光化学スモッグ注意報の発令日数が1日あり、目標達成に至りませんでした。区民一人ひとりが健康で安心して暮らせる生活環境実現のため、今後も環境調査を継続し、結果を公表します。また、事業者や区民へアйдリング・ストップの啓発などを行い、大気環境の改善を目指します。

#### ● アスベスト(石綿)対策

年1回、アスベストによる大気汚染の状況を把握するための調査を実施するとともに、飛散防止のために建築物の解体工事等の際に事業者へ届出を求めるとともに、電話相談の実施や除去工事等に対する融資あっせん制度の運営等、総合的な対策を講じています。

#### 一般環境のアスベスト調査

調査地点 (一般環境大気測定局付近の3地点)	令和元年度調査結果(3日間平均) 総繊維数濃度	備考
東陽(区庁舎)	0.070 本/L	・調査方法は、環境省「アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)」に基づく ・一般環境のアスベスト濃度に環境基準はありません
亀戸(亀戸図書館)	0.10 本/L	
豊洲(深川第五中学校)	0.056 本/L	

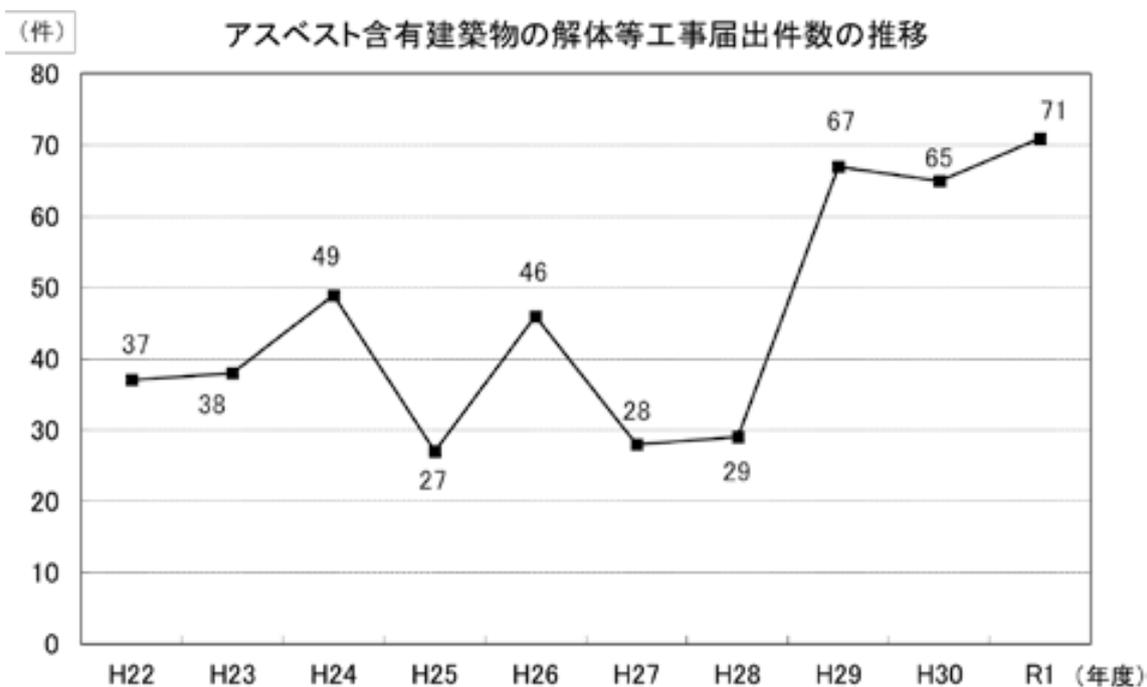
WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部の一般環境のアスベスト濃度は1～10本/L程度で、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされています。本区の調査結果はこの数値を大きく下回っており、問題となる濃度ではないものと考えられます。

### アスベスト含有建築物の解体等工事

吹き付け材や保温材等にアスベストが使用されている建築物や工作物を解体・改修する際に、大気中にアスベストが飛散するおそれがあります。

解体等工事を行う建築物や工作物でアスベストの使用が確認された場合には、アスベスト関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止を図るように、施工者を指導しています。

また、解体等工事の着工前には、近隣住民へ工事内容を十分説明し、理解を得るようにも求めています。



### Pick up

環境保全課 調査係



アスベスト測定の様子

### 一般大気中アスベストの調査

...以前はアスベストは、耐火・断熱・防音などの目的で建築材料として大量に使用されてきました。アスベストの繊維はきわめて細いため、吸入されやすい特徴があります。飛散したアスベスト繊維を吸入すると繊維は肺の中に残り、肺がんや中皮腫などの原因になります。.....  
 ...江東区では、平成18年度から年に1回大気中のアスベスト濃度を測定していますが問題となる濃度が検出されたことはありません。.....

● その他のアスベスト対策の内容

対策項目 担当 連絡先	内 容
江東区アスベスト対策連絡会議 環境保全課指導係 TEL3647-6147	区民の不安を解消し、健康と安全を確保するための緊急対策に全庁的に取り組むため、平成 17 年から設置、年1回の開催
作業等従事者の相談窓口 亀戸労働基準監督署(厚生労働省) ① 安全衛生課 TEL3637-8131 ② 労災課 TEL3637-8132	① アスベストによる健康被害の防止に関する総合的な相談等 ② アスベストによる健康被害の救済に関する法律に係る請求、相談等
融資あっせん制度等	アスベストの除去工事を行う個人や中小企業等の支援を目的に、平成 17 年より融資・あっせん制度を整備
① 中小企業向け融資あっせん 経済課融資相談係 TEL3647-2331	環境保全対策資金融資あっせんの対象とし、利子補給の特例を適用
② マンション共用部分に関する支援 住宅課住宅指導係 TEL3647-9473	住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォームローンの借り受けが認められた管理組合等に対し、利子を補給
無料健康相談の実施 城東保健相談所 TEL3637-6521 深川保健相談所 TEL3641-1181 深川南部保健相談所 TEL5632-2291 城東南部保健相談所 TEL5606-5001	保健相談所でアスベストの電話相談を実施
アスベスト含有建築物の解体等工事について 環境保全課指導係 TEL3647-6147	大気汚染防止法・東京都環境確保条例に基づく、アスベスト使用建築物解体工事等届出の対応
民間建築物に対する調査 建築課建築係 TEL3647-9743	昭和 30～60 年代に建築された概ね 1,000 ㎡以上の建物について、露出された吹き付けアスベストの使用の有無を調査
区内建築物のアスベスト分析 調査費助成 環境保全課指導係 TEL3647-6147	アスベスト含有の可能性のある吹き付け材または保温材等が使用されている区内の建築物について、専門機関によるアスベスト分析調査費用を助成
アスベスト健康被害救済制度 保健所健康推進課公害保健係 TEL3647-9564	アスベストによる健康被害を受けた方やそのご遺族の方で、労災補償の対象とならない方々に対し、認定の申請や給付の請求を受付



江東区  
環境学習情報館キャラクター  
「すみれさん」

● その他の大気汚染調査・対策※

管理指標項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査や対策を実施しています。

その他の大気汚染調査・対策状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	令和元年度調査結果
交差点等 自動車排出ガス調査	年1回	区内主要交差点 等延べ10地点	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	全地点において各項目の日 平均値が環境基準値を超え た日はなかった
臨海部 二酸化窒素簡易調査	年1回	豊洲・青海・有明 地区の10地点 及び江東区役所	二酸化窒素	臨海地区は江東区役所より も濃度が高い傾向
ばい煙調査	年1回	ばい煙発生施設 を有する事業所 令和元年度は 2事業所2施設	ばいじん 硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素	調査対象全施設において基 準値に適合
燃料調査	年1回	令和元年度は 区内の2事業所	工場で使用している 重油中の硫黄含有 率	調査対象全事業所において 基準値に適合
光化学スモッグ対策	通年 (主に4月 ～9月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都環境局による区東部への注意報等の発令時には「江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」に基づき注意を呼びかける</li> <li>令和元年度発令日数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇学校情報 11日</li> <li>◇注意報 1日</li> </ul> </li> </ul>		
冬期自動車 排出ガス対策	年1回	大気中の汚染物質の濃度が高まる冬期(11月～1月)を中心に、事業者・区民へアイドリング・ストップ等を呼びかける啓発活動を実施		
化学物質の適正管理	年1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都環境確保条例は、一定量を超える適正管理化学物質を取扱う工場及び指定作業場の設置者に、事業所ごとに当該適正管理化学物質の使用量等を把握し、報告することを義務付け</li> <li>令和元年度届出件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇適正管理化学物質の使用量等報告書 : 68件 (前年度に取扱う適正管理化学物質の量が100kg以上の者が対象)</li> <li>◇化学物質管理方法書 : 1件 (上記報告者のうち、従業員数21人以上が届出の対象)</li> </ul> </li> </ul>		

※ 大気中のベンゼン調査は別掲

## 5-2 水環境の保全の推進

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々が水辺に集い、語り、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちを実現します。

### <水質監視指導> 重点事業

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
35	河川BOD <sup>*1</sup> の環境基準適合率	%	100	H25	96	<b>94</b>	100	100
36	DO <sup>*2</sup> の環境基準適合率	%	60	H25	48	<b>37</b>	100	100
37	海域COD <sup>*3</sup> の環境基準適合率 <sup>*4</sup>	%	75	H25	100	<b>100</b>	100	100

\*1 BOD=Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量

\*2 DO =Dissolved Oxygen : 溶存酸素量

\*3 COD=Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量

\*4 環境基準適合率 = ( 環境基準適合数 / 総測定数 ) × 100

### ● 水質監視指導

区内河川12地点、海域3地点において、年4回水質調査を実施しています(次ページ調査地点図)。

平成29年度に東京都告示で河川の水域類型が見直され、基準が強化されたことにより、BOD・DOの環境基準適合率が相対的に低下していますが、水質自体は徐々に改善しています。\* 今後も、河川水質の定期調査を継続していくとともに、隅田川や東京湾といった区周辺の河川・海域についても、他の自治体と連携した水質保全対策を推進し、水環境の改善を目指します。

※ BODやCODの数値が低いと水の汚れが少ないことを表し、数値が高いと悪臭や魚の大量窒息死等の原因になる場合があります。

### ● その他の水質調査\*

管理指標の項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査を実施しています。

#### その他の水質調査状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	令和元年度調査結果
河川底質(ヘドロ)調査	年1回	2年で10地点 (1年に5地点)	総水銀、PCB、 六価クロム等	総水銀・PCB:底質の暫定除去基準 を超えた地点なし 六価クロム:検出なし その他:高濃度の検出なし
事業所排水調査	年2回	延べ4事業所	全窒素、全りん、 六価クロム等	全ての項目で基準に適合
地下水調査	年1回	区内井戸 4地点	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	全ての項目で基準に適合

※ 河川(水質・底質)のダイオキシン類調査は別掲



### 5-3 騒音・振動等の公害対策の推進

区民一人ひとりが公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境を実現します。

#### <騒音・振動>

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
38	道路交通騒音の 環境基準達成率	昼間	%	75	H25	65	<b>65</b>	100	100
		夜間	%	60	H25	45	<b>35</b>	100	100

\* 環境基準達成率 = ( 環境基準達成測定地点数 (昼13/夜7) / 総測定地点数 (20) ) × 100

#### ● 道路交通騒音・振動調査 重点事業

本区では幹線道路を中心に区内20地点の道路交通騒音・振動調査を毎年実施しています。

このうち、令和元年度の道路交通騒音調査では、前年度に引き続き、昼間7地点、夜間13地点で環境基準に達しませんでした。南部地域の人口増加や開発などによる幹線道路の利便性の向上により、特段、騒音対策の技術革新の少ない貨物車の通行車両数に変化が無いことが原因と考えられます。国は、自動車騒音規制のあり方について見直しを進め、平成28年に新たに国際基準を導入しました。徐々に効果が現れるものと考えられます。今後も国などの道路管理者と連携し自動車騒音対策について取り組みます。

#### ● 自動車騒音の状況の常時監視

騒音規制法第18条に基づき、自動車交通騒音が支配的な道路に面する地点で、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うものです。

##### 常時監視調査の環境基準達成状況

年度	道路通称名	測定地点	評価区間延長 (km) <sup>*1</sup>	戸数達成率 <sup>*2</sup>	
				昼間 (%)	夜間 (%)
令和元	四ッ目通り	千田16地先	2.6	99.0	92.9
	三ッ目通り①	平野3-5地先	1.3	96.0	90.9
	三ッ目通り②	枝川3-3地先	3.6	88.6	81.1
	三ッ目通り③	豊洲4-7地先	1.1	100.0	99.9
	高速9号深川線	富岡2-8地先	1.4	97.3	96.6
	高速9号深川線下	佐賀1-14地先	0.7	99.8	98.5
	江615、616、617	東雲1-8地先	2.0	100.0	100.0

\*1 評価区間延長 = 評価を行った道路区間の始点から終点までの距離

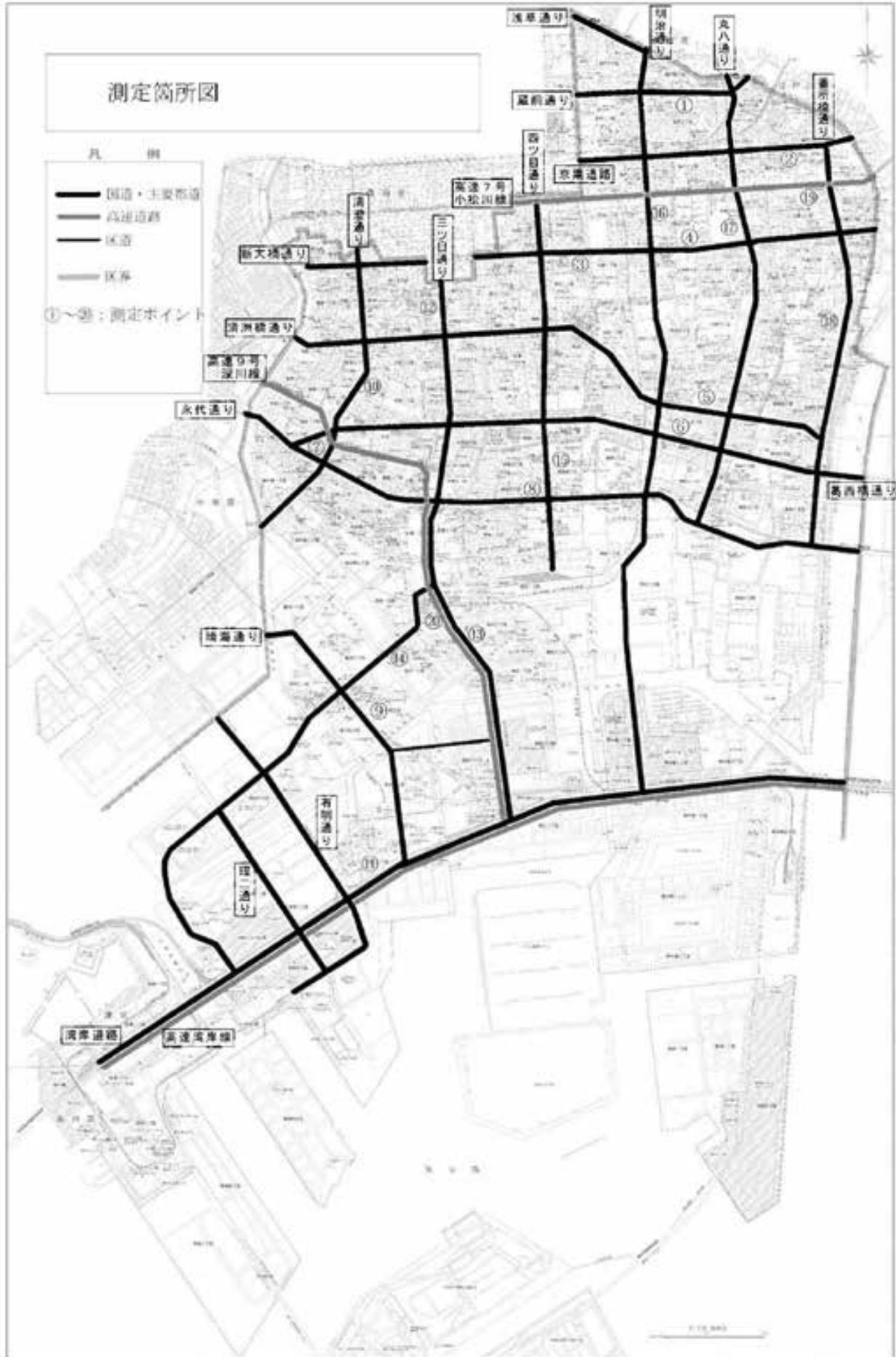
\*2 戸数達成率 = ( 環境基準を達成した住居等の戸数 / 評価区間の総戸数 ) × 100

#### <騒音規制法、振動規制法に基づく届出制度>

#### ● 特定施設

著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」とし、これを設置する工場や事業場を「特定工場等」として規制しています。「特定施設」を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。

● 区内 20 地点の測定ポイント図



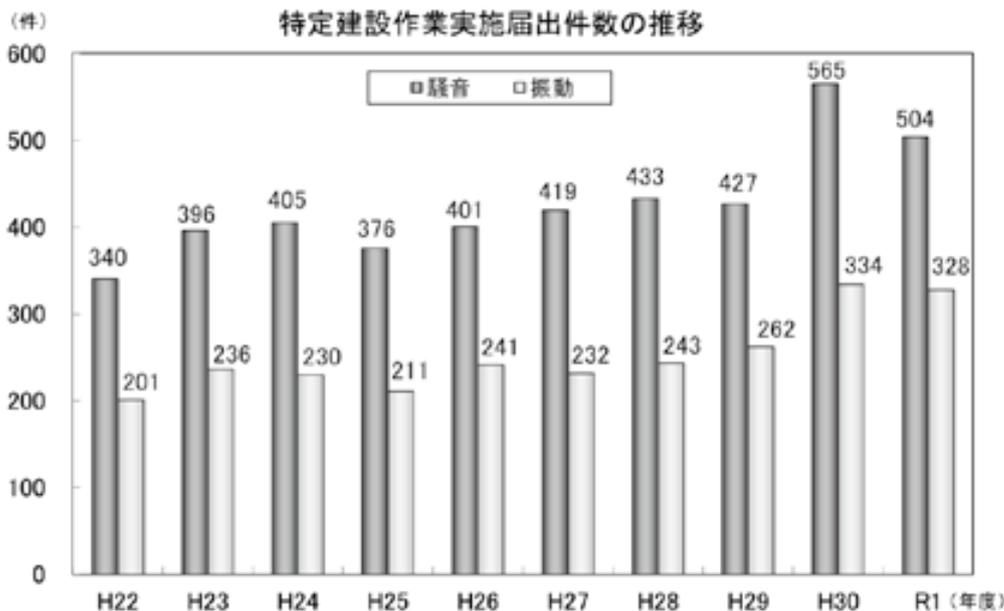
● 特定建設作業等

騒音・振動が特に著しい建設作業を「特定建設作業」とし、その騒音・振動を規制しています。該当する建設作業の施工業者は、その作業内容等について、作業開始の7日前まで（作業開始日は含まない）に届出を行うことが義務付けられています。

令和元年度の特定建設作業の届出数は、前年度に比べて騒音・振動共に減少しています。特定建設作業のうち最も多いのは「削岩機（ブレーカー）」を使用する作業であり、騒音規制法では92%、振動規制法では87%を占めています。

特定建設作業の届出を受理する際には、騒音等を未然に防止するため、低騒音・低振動型の建設機械の使用、工事時間帯や工法の変更、周辺住民への説明の徹底等を施工業者等へ指導しています。

また苦情が発生した場合には、適切な対応をとるように業者を指導しています。



● 指定建設作業及びその他の建設作業

「特定建設作業」以外の騒音振動の著しい建設作業についても「指定建設作業」として東京都環境確保条例により規制しています。「特定建設作業」「指定建設作業」以外は、いわゆる「その他の建設作業」となり騒音・振動の規制はされていません。「指定建設作業」と「その他の建設作業」には、区への届出義務はありません。建設作業に苦情・相談が寄せられる原因として、施工業者における周辺住民への説明不足が多く、区では作業前に工事内容を周知するよう指導しています。

Pick up

環境保全課 指導係



騒音測定状況の様子

自動車騒音状況の常時監視

自動車騒音常時監視では、自動車騒音の影響がある幹線道路に面する地域を面的に評価し、環境基準の達成状況を把握しています。常時監視実施計画を策定し、区内対象道路を原則5年間で順次実施しています。面的評価とは、指定された幹線道路に面した地域（道路端から50mの範囲）において実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、個々の建物ごとの騒音レベルにより、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法です。区では、平成15年度より騒音規制法に基づき自動車騒音の状況を監視しています。

● 近隣・生活騒音防止の啓発 **重点事業**

身近で発生する騒音や振動に関する苦情が区に寄せられています。

令和元年度相談・苦情件数を発生源別にみると、飲食店や一般家庭等に対する相談・苦情が4割以上を占めています。

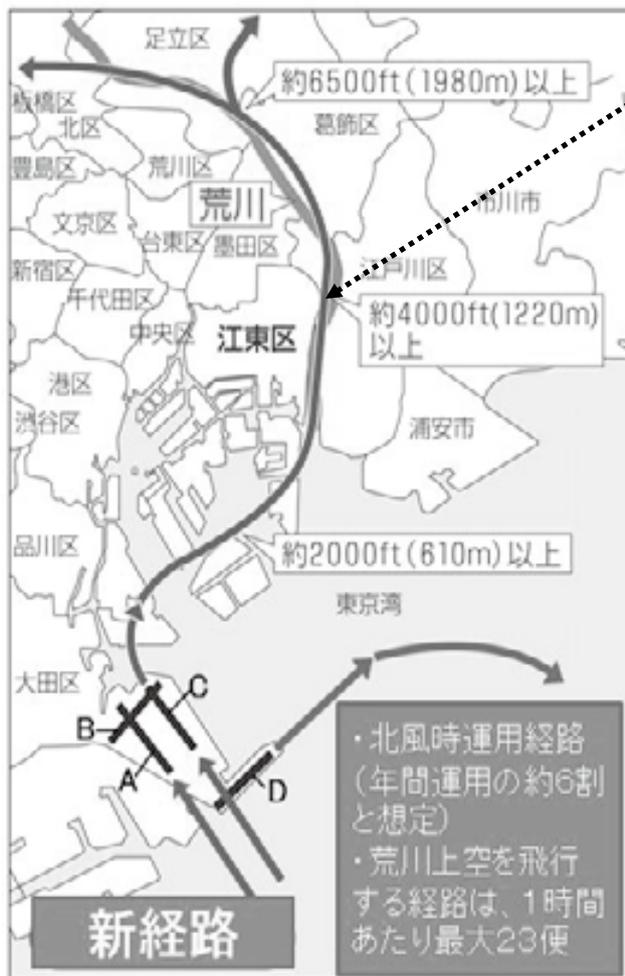
飲食店・喫茶店からのカラオケや、一般家庭の日常生活の中で発生する騒音や振動も苦情として寄せられており、近年では、マンションなど集合住宅での苦情が目立っています。

日常生活で発生する騒音は、音の種類、音の出る時間や場所などいつも同じではなく、音に対する感じ方の個人差、プライバシーの問題もあり、解決は容易ではありません。お互いの気配り、他人への思いやり、誠意をもって話し合う姿勢が苦情解決への有効な手段となります。法令による規制だけでなく、生活のマナーやモラル、近所との円滑な人間関係やコミュニケーションが解決につながる道となります。

区では、近隣騒音防止のため、事業者向けには「飲食店・喫茶店を営業しているみなさんへ」、住民向けには「近隣・生活騒音を減らすために」等のパンフレットを窓口等で配布しています。

● 羽田空港機能強化に伴う新飛行経路の運用（北風時）

国は、令和2年3月29日から上空が北風の時（年間6割程度）の7時から11時30分までと15時から19時まで（前後30分間の切替時間がある為、実質3時間程度）において羽田空港を離陸した飛行機が荒川上空を北上する新しい飛行経路の運用を開始しました。この時間以外は従来の経路を飛行します。



● 測定結果(東京都交通局大島総合庁舎)  
時期：令和2年1月30日～2月5日

飛行機種類	実測値の平均	説明会等で国が示した推計平均値
大型機	68.1dB	68～74dB
中型機	65.2dB	61～73dB
小型機	65.9dB	65～71dB

【新飛行経路の実機飛行確認】

国は、新飛行経路の運用に先立ち、令和2年1月30日から2月5日までの間に荒川上空の飛行経路について実機飛行による航空機騒音の確認を行いました。江東区内には東京都交通局大島総合庁舎に航空機騒音測定局が設置されています。測定の結果は上の表の通り、小型機、中型機、大型機いずれの数値も国が事前に説明会等で示していた数値以内となりました。

【江東区の対応】

新飛行ルートでの運用開始以降も、区は引き続き、正確な情報と騒音や落下物への継続的な対策を国に求めてまいります。

## 5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現します。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行います。

### <有害化学物質調査> 重点事業

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
39	ダイオキシン類の 環境基準適合率*	水質	%	100	H25	100	<b>100</b>	100	100
		底質	%	90	H25	100	<b>100</b>	100	100
40	大気中ベンゼン	沿道	μg/m <sup>3</sup>	1.3	H25	0.88	<b>0.99</b>	3以下	3以下
		後背地	μg/m <sup>3</sup>	1.1	H25	0.82	<b>0.90</b>	3以下	3以下

\* 環境基準適合率 = ( 環境基準適合測定数 / 総測定数 (10 地点) ) × 100

### ● ダイオキシン類・ベンゼン調査

有害化学物質調査として、区内河川（水質・底質）のダイオキシン類、大気中のベンゼン濃度を調査しています。ダイオキシン類は2年で10地点（1年に5地点）、大気中ベンゼンは3地点において夏期・冬期の年2回調査を実施しています。

令和元年度はダイオキシン類の環境基準適合率及び大気中ベンゼン濃度ともに目標値を達成しました。

ダイオキシン類は平成28年度以降、また、ベンゼン調査は平成19年度以降、良好な調査結果ですが、発生源対策の必要性を検討する意味からも、今後も環境調査を継続し、その結果を分かりやすく公表していきます。

### ● 土壌汚染対策

本区においては、有害物質取扱事業者が工場・指定作業場を廃止または除却しようとするとき、東京都環境確保条例第116条で義務付けられた、土壌調査の実施と報告を求めています。更に、土壌中の有害物質濃度が処理基準値を超えた場合は、掘削等を行う際の汚染拡散防止対策を実施するよう指導しています。

また、「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、敷地面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の建設計画を対象に、土壌汚染に係る事前協議を事業者に指導しています。

#### 江東区への届出件数(過去5年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都環境確保条例第116条	17件	6件	9件	12件	17件
土壌汚染に係る事前協議	15件	9件	8件	12件	7件

## 5-5 災害に強いまちづくりの推進

災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

### <雨水対策>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
④①	透水性舗装面積	m <sup>2</sup>	37,480	H25	74,657	<b>84,641</b>	—	—
④②	区立施設における雨水利用の導入施設	施設	50	H25	55	<b>56</b>	56	—
43	雨水流出抑制対策量	m <sup>3</sup>	10,877	H25	9,607	<b>14,117</b>	—	—

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

### ● 透水性舗装道路の整備 **重点事業**

江東区は、隅田川、荒川に挟まれた低地に位置し、昔から水害に悩まされてきました。近年では市街地化が進み、コンクリートやアスファルトに覆われた土地が多いため、集中豪雨による被害も心配されています。集中豪雨の雨水が短時間に下水道へ集中的に流れ込むと、処理しきれない雨水が道路上にあふれてしまいます。

そこで、このような被害を軽減するため、道路や歩道への透水性舗装の整備と雨水浸透柵の設置により、道路上に降った雨を地下へ浸透させます。これによって、予測困難な集中豪雨による下水道への負担を低減し都市型水害を抑制するとともに、雨水を地下に浸透させることによる地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制する効果が期待できます。

透水性舗装がもたらす効果は、整備する面積が広いほど大きくなることから、今後、区内の主要道路の改修・整備に合わせて推進し、被害軽減に努めます。

### ● 江東区雨水流出抑制対策の推進 **重点事業**

「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき、公共施設や民間施設の建設の際に、雨水流出抑制施設（浸透施設・貯留施設）の設置を促進しています。

#### Pick up

道路課 工事係



整備前



整備後

無電柱化事業

…無電柱化は主に「都市防災機能の強化」「安全で快適な歩行空間の確保」…  
「良好な都市景観の創出」の3つの目的で実施されています。……  
…江東区では、区内を5地区に分け、対象路線を選定し、整備を進めております。……

## ⑥ 環境教育及びパートナーシップの推進

### 6-1 環境情報の交流・共有

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちを実現します。

#### ● 環境学習情報館「えこっくる江東」

「えこっくる江東」は、身近なごみ処理問題から地球全体の環境問題まで、体感しながら学べる学習施設として、平成19年2月にオープンしました。

1階の常設展示室では、目で見て環境問題を感じられるパネル展示のほか、環境に配慮した商品がわかるエコライフゲームや江戸の暮らしを映したジオラマ等を通じて、楽しみながら環境問題を学べます。

また、週末には来館者の環境学習をサポートする区民ボランティア「エコサポーター」が案内役を務めています。2階の情報コーナーには、環境に関する書籍等を設置し、企画展示コーナーでは、さまざまなテーマの企画展を開催しています。

そのほか、自然エネルギーを利用した発電設備、研修室やワークショップルームを備え、学校等の団体見学にも対応し、更に、情報発信手段としてホームページやフェイスブックでの広報、メールマガジンの配信を行っています。令和元年度には、1階常設展示室の「ごみ戦争コーナー」をリニューアルし、東京のごみ問題に本区が果たした役割から未来に向けたメッセージまで、発信内容を充実させました。

#### 施設概要

	所在地：江東区潮見 1-29-7 電話：03 (3644) 7130 入館料：無料	
1階 常設展示室 2階 企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、研修室 その他 太陽光発電、風力発電、屋上緑化、ビオトープ 等		



1階 常設展示室



2階 情報コーナー

#### Pick up

温暖化対策課 環境学習情報館



魚の胃の中にあるものは？

#### 親子で学ぼう！ おサカナまるごとウォッチング

.....小学生の親子を対象に、体の構造を観察しながら、カタクチイワシの煮干しをピンセットで解剖して胃の中にあるものを顕微鏡で見ます。.....  
 ...胃の中には、食べ物のプランクトンだけでなく、小さなプラスチックの破片が見つかることもあります。これは、マイクロプラスチックと呼ばれ、魚がエサと間違え食べてしまったものです。マイクロプラスチックは、海に捨てられたプラスチックごみが波や紫外線等の影響により小さくなること等によって発生します。.....

## 6-2 環境教育・学習の推進

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動できる環境教育・学習を推進します。

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値	
				数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
44	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	214	H25	284	<b>224</b>	240	245
		参加者数	人	28,811	H25	31,222	<b>28,069</b>	29,100	29,200

### ● 環境学習情報館運営事業 重点事業

区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施します。環境学習情報館「えこっくる江東」の常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の継続が想定されることから、今後、計画の見直しを含め、感染防止対策を講じての開催に努めます。

### ● 環境学習講座・啓発イベント

環境学習の情報発信の拠点として、環境保全の講座や展示等を実施し、区民が環境に配慮した取り組みをできるように支援しています。環境学習事業は、区内で環境保全活動を行っている市民団体や事業者にも委託し実施しています。

#### 区内で環境保全活動をする団体への委託内容

➤ 環境学習プログラムの開発
➤ 講座、ワークショップ、講演会等の企画運営
➤ 観察会、フィールドワーク等の企画運営
➤ 企画展示の企画運営

#### 講師等依頼講座

➤ 自然と共生するハーブの育て方・使い方
➤ 望遠鏡工作と観望会
➤ 自然体験講座
➤ 染物講座

### ● 環境フェア

「江東区環境フェア」は、環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、平成20年よりえこっくる江東にて開催しています。

開催にあたっては、区民、企業、団体、行政の各主体が良好なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し、企画の段階から協働して作り上げています。さまざまな分野で環境保全を進めている企業や団体がブースを出展し、それぞれの環境保全活動の紹介や、体験型の環境学習プログラムを提供しています。

回数	開催日	ブース数	延べ来場者数
第1回	平成20年 7月13日	37ブース	8,400人
第2回	平成21年 6月 7日	48ブース	13,038人
第3回	平成22年 6月 6日	51ブース	15,883人
第4回	平成23年 6月 5日	56ブース	22,223人
第5回	平成24年 6月 3日	56ブース	21,017人
第6回	平成25年 6月 2日	63ブース	21,127人
第7回	平成26年 6月 1日	55ブース	16,937人
第8回	平成27年 6月 7日	58ブース	17,854人
第9回	平成28年 6月 5日	53ブース	19,537人
第10回	平成29年 6月 4日	55ブース	20,724人
第11回	平成30年 6月 3日	54ブース	15,416人
第12回	令和 元年 6月 2日	54ブース	15,016人

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度
④	エコリーダー養成講座修了者数	人	292	H25	409	<b>421</b>	410	510

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

### ● エコリーダー養成講座

持続可能な社会の実現のため、地域で積極的に環境保全活動を進められる人材の育成を目的に、平成13年度から実施しています。

講座終了後にはこれまでの修了者が、えこっくる江東の実施する講座の運営に携わるなど、実際の行動につながっています。

令和元年度(第19期)は、「環境ボランティア入門～生物多様性から学ぶ、みどり豊かなまちづくり～」をテーマに10月26日～11月30日の期間に実施し、修了者は12人でした。

#### エコリーダー養成講座(令和元年度)の実施内容

	タイトル	講師(敬称略)
1	知っておきたい「生物多様性」とわたしたち	亀山 章 ((公財)日本自然保護協会理事長)
2	江東区フィールドワーク ～新砂千潟の観察とごみ拾い～	江東エコリーダーの会
3	江東区フィールドワーク ～街中に生き物の住む空間を作り、 守り、そしてつなげる活動～	NPO 法人ネイチャーリーダー江東
4	環境ボランティア団体紹介 ～地域活動へのきっかけ～	【進行】西 直人(リードクライム株) 【紹介団体】江東エコリーダーの会、NPO 法人ネイチャーリーダー江東

### ● 江東エコキッズ事業

子どもたちが環境問題・環境保全の重要性を認識し、広い視野で行動できるようになるきっかけづくりとして、野外活動やワークショップ等の参加・体験型のプログラムを提供しています。

また、継続的な環境学習を応援するため、3歳から中学生までを対象とした「江東エコキッズクラブ」を平成19年12月より運営しています。対象プログラムに参加するたびにポイントがたまり、規定のポイント数に達すると認定証や記念品の特典が受けられます。令和元年度末の「江東エコキッズクラブ」の登録者数は累計で1,554人となりました。

「江東エコキッズクラブ」の登録状況(年度)

「累計」

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
78人	220人	375人	490人	589人	711人	859人	1,018人	1,178人	1,319人	1,424人	1,554人

#### 主なプログラムの紹介

プログラム名	内容
くぼたまさとの つくってあそぼう工作教室	NHK Eテレで長年親しまれた工作番組「つくってあそぼ」でおなじみのくぼたまさとさんが、直接教えてくれるリサイクル工作プログラム
佐々木洋の わくわく生きものたんけん隊	日本では数少ないプロのナチュラリストとして活躍する佐々木洋さんと、えこっくる江東のビオトープや近隣の公園で親子一緒に自然観察をするプログラム

## ● ごみ減量推進事業

清掃事務所では、区内小学校の4年生を対象にリサイクルの推進やごみの分別について職員が出張授業を行う「ふれあい環境学習」を実施しています。このふれあい環境学習では、視聴覚教材を使って最終処分場には限りがあることを伝える講義や、中身の見える清掃車『ごみスケ』を使い、清掃車のしくみを学ぶ実習などを行っています。

また、このほかに町会・自治会を対象に清掃施設等見学会を定期的を開催しています。

これは、先進的な清掃工場やリサイクル施設等への見学のほか、他の自治体のさまざまな取り組みを紹介することで、ごみ問題への関心と知見を高めてもらうことを目的としています。

### 事業実績（令和元年度）

活動名	内容	実績
ふれあい環境学習	区内小学校の4年生を対象にした講義・実習	22校(1,794人参加)
清掃施設等見学会	清掃関連施設や民間企業等の見学	全3回(117人参加) ※全4回の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止

令和元年度の清掃施設等見学会では、中央防波堤埋立処分場を見学しました。中央防波堤埋立処分場は東京23区で発生する一般廃棄物の処理残さや下水汚泥などの都市施設廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物を埋立処分しています。

現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、最後の埋立処分場で、残された貴重な処分場を一日でも長く使用するため、ごみ減量や資源化などの取組みを積極的に進めています。



ふれあい環境学習の様子



清掃施設等見学会の様子（中央防波堤埋立処分場）



江東区  
環境学習情報館キャラクター  
「ケロぞうくん」

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値		
			数値	年度	平成30年度	令和元年度	令和元年度	令和6年度	
④⑥	カーボンマイナス こどもアクション	総参加者数	人	28,639	H25	62,401	<b>69,901</b>	64,000	103,000
		総CO <sub>2</sub> 削減量	t	819	H25	1,688	<b>1,887</b>	1,700	2,800

\*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

## ● カーボンマイナスこどもアクション事業 重点事業

環境月間である6月に江東区内全公立小学校及び義務教育学校の5・6年生に取り組んでもらう環境学習の一環です。児童は、家庭における「環境に配慮した行動」の実践結果を「記録シート」に保護者と一緒に記録し、その後CO<sub>2</sub>削減量に換算して自己評価してもらいます。

その後学校ごとのCO<sub>2</sub>削減量を集計し、取り組み結果が優秀であった学校を招いて表彰式・講演会を開催しています。

また、事業の趣旨に賛同する企業や団体が本事業をサポートしています。

令和元年度には、本取り組みが、環境省による「地球温暖化防止活動環境大臣表彰（環境教育活動部門）」を受賞しました。本表彰は、地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人や団体に対して、その功績をたたえるものです。12年にわたり、児童の皆さんが毎年1ヶ月間省エネ行動を地道に取り組んだ努力が実を結びました。

なお当面、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の継続が想定されることから、計画の見直しも視野に検討を進めていきます。



令和元年度 記録シート

### カーボンマイナスこどもアクションの実施状況

年度	対象者数	参加人数	参加率	CO <sub>2</sub> 総削減量	1人当たり削減量	講演会講師(敬称略)
H20	2,840人*1	2,095人	73.8%	52t	24.8kg	毛利 衛
H21	5,969人	4,113人	68.9%	89t	21.7kg	石原 良純
H22	6,316人	5,046人	79.9%	113t	22.4kg	アグネス・チャン
H23	6,421人	5,213人	81.2%	98t	18.7kg	野口 健
H24	6,569人	6,038人	91.9%	148t	24.6kg	東京海洋大学 刑部 真弘教授 さかなクン客員准教授
H25	6,759人	6,134人	90.8%	319t	52.0kg*2	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H26	6,887人	6,557人	95.2%	170t	25.9kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H27	7,058人	6,588人	93.3%	138t	20.9kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H28	7,167人	6,807人	95.0%	180t	26.4kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H29	7,210人	6,555人	91.0%	178t	27.1kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H30	7,793人	7,255人	93.1%	203t	28.1kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
R1	7,959人	7,500人	94.2%	199t	26.6kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
累計		69,901人	-	1,887t	-	-

\*1 平成20年度の対象は小学校5年生のみ

\*2 平成25年度は従来の「児童のみの取り組み」に「家族との取り組み」項目が追加されたため、一人当たりCO<sub>2</sub>削減量が多くなっている

令和元年度は、以下の7校をそれぞれ「最優秀賞」「優秀賞」「努力賞」として表彰しました。  
 選定は、「記録シート」の回収率（参加率）及び1人当たりのCO<sub>2</sub>削減量を基準に行っています。

令和元年度 表彰校		
最優秀賞		
毛利小学校		
優秀賞		努力賞(五十音順)
1位	水神小学校	越中島小学校
2位	南陽小学校	東砂小学校
同率	扇橋小学校	
4位	東陽小学校	



カーボンマイナスこどもアクション表彰式・講演会  
 (令和元年10月31日:ティアラこうとう)

令和元年度の表彰式・講演会では、東京海洋大学の客員准教授のさかなクンを講師にお迎えし、「さかなクンのギョギョッとびっくり海洋教室」と題して、表彰された7校の児童約1,000人を対象に講演していただきました。

本事業の実施に際しては、オール62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成を活用しました。

また、本事業は「区民、事業者及び区が連携して事業を推進する」という趣旨に則り、江東エコライフ協議会が事務局となり主催しています。

区内の多くの企業・団体の皆様からご協賛をいただいております。協賛金は事業運営に活用しています。  
 (令和元年度は18団体の皆様にご協賛いただきました。)

令和元年度 協賛企業・団体名一覧 (敬称略・五十音順)

1	株式会社 アブアブ赤札堂	10	東京ガス株式会社 東部支店
2	有明興業株式会社	11	東京木場製材協同組合
3	株式会社 インテック	12	東京原木協同組合
4	江戸川木材工業株式会社	13	株式会社 日本サービスセンター
5	株式会社 京葉管理工業	14	株式会社 ビッグウィル
6	株式会社 城東ビルサービス	15	株式会社 フジクラ
7	鈴直商事株式会社	16	丸八倉庫株式会社
8	株式会社 鴻池組東京本店	17	山三株式会社
9	株式会社 帝国倉庫	18	株式会社 若洲

● こどもエコクラブ

環境保全に取り組むクラブ活動に対して、情報提供や他クラブとの交流促進等を支援します。

平成7年度から環境省が主催をはじめ、平成23年度からはそれまで、全国事務局を務めてきた公益財団法人日本環境協会が主催をしています。

本区は、平成12年度から地方事務局となり、こどもエコクラブを支援しています。

令和元年度の江東区の登録団体は7団体です。  
 (メンバー数合計408人,サポーター数合計70人)



こどもエコクラブキャラクター  
 「エコまる」

## 6-3 環境保全活動の推進

全ての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分たちの住むまちの環境を守っています。

### ● 江東エコライフ協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「地球温暖化対策地域協議会」に対応する会議体として、平成22年7月に設置されました。

本協議会は、区民・事業者・区が協働で環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するとともに、カーボンマイナスこどもアクションや区民向けの環境施設見学会等、区のさまざまな環境施策について協議を行っています。

江東エコライフ協議会委員名簿（令和元年5月28日現在）

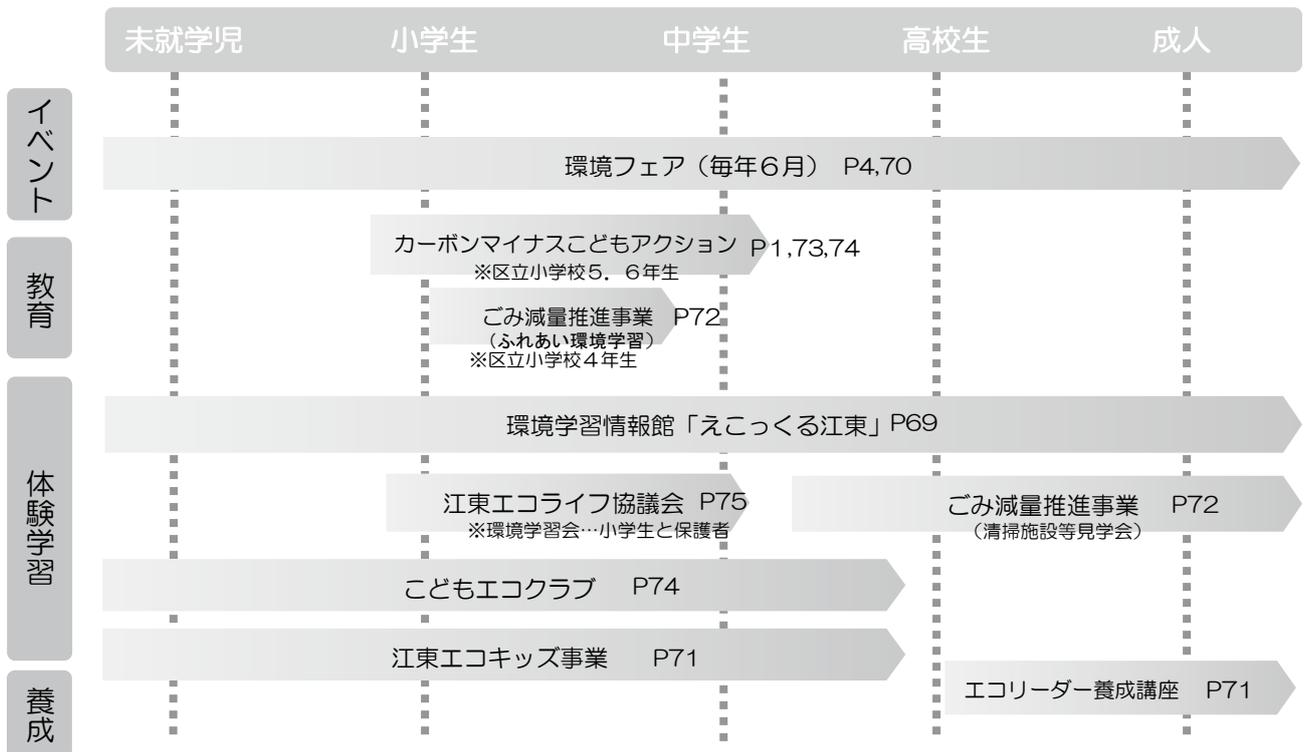
◎:会長 ○:副会長

区分	氏名(敬称略・順不同)	役職等
住民代表 (5名)	渡部 光一	区民委員（江東区立小学校PTA連合会）
	関口 朗太	区民委員（江東区立中学校PTA連合会）
	老沼 秀子	区民委員（江東区消費者団体連絡協議会代表）
	大石 美奈子	区民委員（公募）
	有田 エミ	区民委員（公募）
事業者代表 (10名)	○市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
	柳澤 廣次	東京都江東産業連盟事務局長
	石井 正彦	江東区商店街連合会副会長
	斉藤 正雄	一般社団法人東京都トラック協会深川支部顧問
	浅野 利幸	一般社団法人東京都トラック協会城東支部長
	安田 奈穂美	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社渉外担当次長
	野口 愛	東京ガス株式会社東部支店広報担当課長
	千明 和彦	株式会社LIXIL住宅研究所広報宣伝部兼環境管理推進室係長
	田所 裕康	学校法人武蔵野大学工学部環境システム学科講師
山本 高嗣	株式会社フジクラCSR推進室長	
関係団体 (3名)	◎長谷川 猛	江東区環境審議会副会長
	横田 信博	東京都地球温暖化防止活動推進センター長
	廣谷 孝之	江東区文化コミュニティ財団文化センター管理事務所次長

「江東エコライフ協議会」の実施状況(令和元年度)

回数	日時	主な議題
第1回	令和元年5月28日	(1) 委員委嘱について (2) カーボンマイナスこどもアクションについて (3) 小学生環境学習会について
第2回	令和元年11月12日	(1) カーボンマイナスこどもアクション事業実施報告について (2) 夏休み小学生環境学習会実施報告について (3) 環境基本計画(後期)の改定について (4) 江東区食べきり協力店登録制度の開始について (5) 施設見学会(フジクラ木場千年の森)
第3回	令和2年2月5日	(1) 春休み小学生環境学習会の実施について (2) 令和元年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰について (3) カーボンマイナスこどもアクション協賛金収支報告について (4) 令和2年度新規・レベルアップ事業について (5) 江東エコライフ協議会令和2年度予算(案)について (6) 環境学習情報館におけるごみ戦争展示リニューアルについて

# 環境関連プログラム



## Pick up

温暖化対策課 環境調整係



授業風景

### 地球温暖化出前授業

…6月の環境月間に行うカーボンマイナスこどもアクションへの取組みがより効果的になるよう、区と事業者による出前授業を小学校にて実施しています。

…授業では、ワークシートを用いて、地球温暖化の仕組みと影響を学び、燃料電池を使ったキットで発電実験を行います。温暖化対策に取り組む意義の理解と児童の自主的な活動を促し、環境学習の知識の定着を図っています。

## Pick up

温暖化対策課 環境調整係



エコ・クッキング体験

### 小学生環境学習会

…区内在住の小学生と保護者を対象とした環境体験学習ツアーを夏休みに開催し、施設見学と環境学習体験を通して、環境について学ぶことができます。

…また、区の地場産業である木材を利用した木工教室やエコ・クッキング体験等を行い、こどもと保護者が楽しみながら、環境を身近に感じることができます。

# 第5章 その他

環境基本計画にて目標管理をしている「6つの柱」以外の事項について、令和元年度の実績をご報告します。

## 1 江東区みどり・温暖化対策基金

### ● 基金設置の背景

清掃事業は、平成12年に23区に移管されるまで東京都が行っていました。東京都は、戦後になっても、潮見（8号地）から始まり、現在使用中の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場と次々にごみの埋立処分場を江東区地先につくり続けてきました。この事実は、江東区民が長年様々なごみ公害の被害を被ってきたということでもあります。

平成20年3月に23区の特別区長会で、ごみ処理の負担を公平にする新たなしくみが決定し、負担の公平化の方策として「清掃工場のごみ処理の平準化に向けて、一定の平準化が図られるまでの間、金銭による調整措置を導入する」こととなり、他区のごみを受け入れている江東区は、ごみ量に応じた負担金を受け取ることとなりました。

江東区ではこの負担金の使途について、「江東区みどり・温暖化対策基金」を設置し、緑化や温暖化対策など環境施策を一層進展させ、区民に還元することとしました。



「みどり・温暖化対策基金」活用のイメージ

### ● 基金の運用状況

令和元年度は、緑化事業に4,600万円、温暖化対策事業に7,700万円、合計12,300万円を基金より充当し、活用しました。

#### 基金の活用状況（令和元年度実績）

	活用事業名	充当額
緑化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業</li> <li>➢ CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業</li> <li>➢ 道路改修事業</li> </ul>	4,600 万円
温暖化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地球温暖化防止設備導入助成事業</li> <li>➢ マイクロ水力発電設備維持管理事業</li> <li>➢ カーボンマイナスアクション事業</li> <li>➢ 環境学習情報館運営事業</li> <li>➢ 環境フェア事業</li> <li>➢ 江東エコキッズ事業</li> </ul>	7,700 万円
合計	9 事業	12,300 万円

## 2 イベントへの参加

区では、各種のイベントに積極的に参加し、環境情報や区の施策等をPRしています。

### ● 第31回江東こどもまつり

(環境清掃部環境保全課)

「みんなでまちをきれいにする条例推進委員」と、たすけくんの塗り絵のブースを設けました。多くの親子連れでにぎわい、まちの美化を啓発しました。



### ● 水彩フェスティバル



(環境清掃部温暖化対策課)

毎年9月に扇橋の水門橋で開催される水彩フェスティバルは、令和元年度で20回目を迎えました。手回し発電機による人力発電を行い、その電力によって鉄道模型を動かすイベントを行いました。

また、超小型モビリティの実物展示や、マイクロ水力発電と江東区ハニービー・プロジェクトのパネル展示を行いました。

### ● 第37回江東区民まつり中央まつり

毎年10月に行われる江東区民まつり中央まつりに出展しています。

(環境清掃部温暖化対策課)

令和元年度は、「木とふれあおう」をテーマに、ワークショップで、木のネームプレートやみつまた炭手ごね石けんの体験を実施しました。

また、こどもたちが楽しく遊べる木育ひろばや江東区ハニービー・プロジェクトのブースでは、小さいこどもから年配の方まで幅広い年齢層の方々が訪れ、大変賑わいました。



(環境清掃部環境保全課)

「みんなでまちをきれいにする条例推進委員」とブースを設け、まちの美化をテーマにした塗り絵とペットボトルボウリングを行い、多くのこどもたちにご参加いただきました。また、練り歩きを行い、来場者に「歩きたばこ・ポイ捨て禁止」を啓発しました。

(環境清掃部清掃リサイクル課)

5Rに関するクイズラリーやフードドライブ、使用済み廃食油の回収を行い、それぞれの参加者にエコバッグ等を配布しました。

クイズラリーには、5Rを初めて知る方や3Rなら知っているという方、学校で教わったという子どもなど、様々な方が参加し、5Rについて学んでいただきました。



### ● 官民連携イベント「まなぼう！あそぼう！COOL CHOICE ひろば」

(環境清掃部温暖化対策課)

令和元年11月に「アーバンドックららぽーと豊洲」にて、三井不動産(株)、(公財)東京都環境公社、(株)JTBとの共催による「まなぼう！あそぼう！COOL CHOICE ひろば」を開催しました。

区は任意団体「おひさまクラブ」(代表：藤崎由利子氏)を講師に迎え、間伐材や端材、身近でとれる木の実を活用したキーホルダー工作「自然のめぐみでキーホルダーづくり」を実施しました。ショッピングの合間にたくさん親子連れに参加いただき、官民連携して環境推進活動を行いました。



### 3 公害に関する相談・苦情

公害に関する相談・苦情には、東京都環境確保条例等の基準を遵守するよう指導を行っています。

令和元年度相談・苦情受付件数 発生源別

	工場*1	指定作業場*2	建設作業	一般*3	合計*4
件数	11	2	19	26	58

令和元年度相談・苦情受付件数 現象別

	大気汚染			水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計*4
	ばい煙	粉じん	有害ガス								
件数	6	15	0	0	0	10	2	0	30	3	66

\*1 工場:東京都環境確保条例別表第1に掲げるもの(2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造を常時行う工場等)

\*2 指定作業場:東京都環境確保条例別表第2に掲げるもの(20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等)

\*3 一般:工場・指定作業場・建設作業以外の飲食店や一般家庭等

\*4 同一地で複数の現象が同時に発生する場合があります、発生源別の合計と現象別の合計は一致しない。

図1 令和元年度相談・苦情受付件数 発生源別

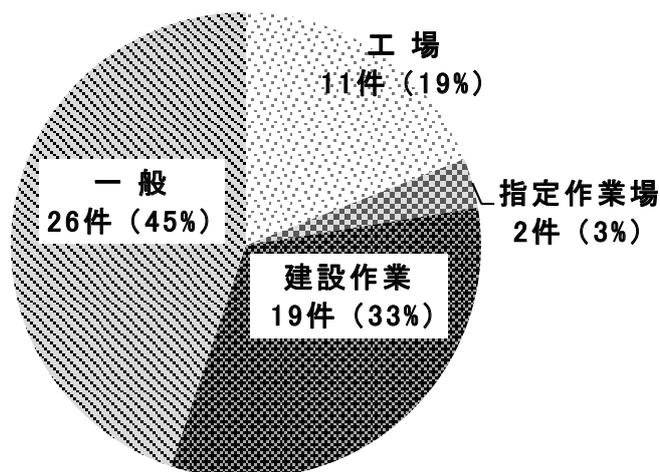
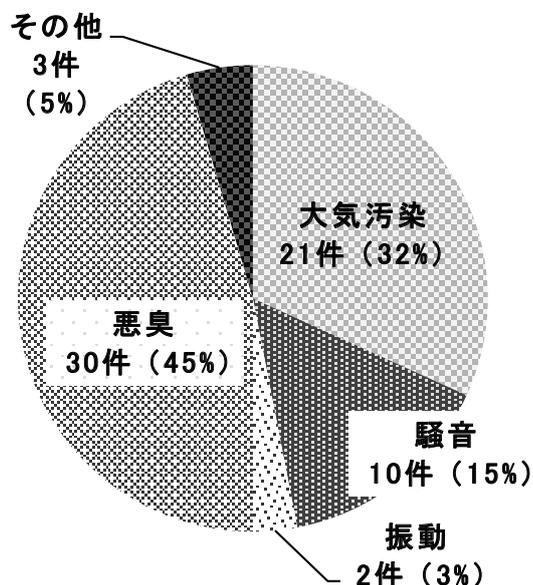


図2 令和元年度相談・苦情受付件数 現象別



## 4 工場・指定作業場に関する事務

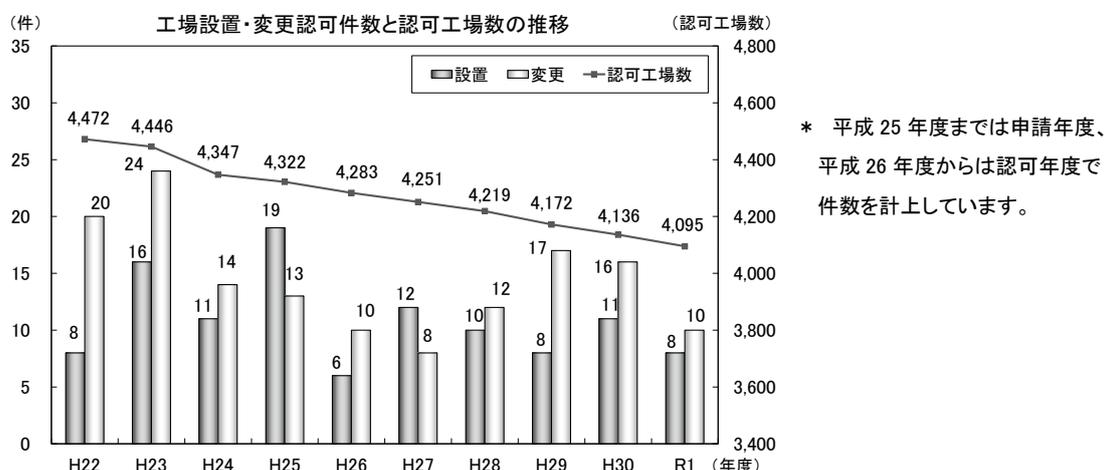
### ● 工場認可認定

東京都環境確保条例により、工場を設置または変更しようとする事業者は、あらかじめ区長の認可を受けなければならない。建物及び施設の構造及び配置、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭防止の方法等必要事項を記入した認可申請書等を区へ提出しなければなりません。

区では申請書の受理後、内容を審査し、本条例に適合していると判断すれば認可します。そして、工事完成後、認可どおりに施工されているか、また、規制基準に適合しているかを、当該工場に立入検査で確認したうえで認定します。工場は、この認定を受けた後に操業することができます。

令和元年度は18件（設置8件、変更10件）の工場が認可を受けて、令和2年3月末の認可工場数は4,095となりました。認可工場数は昭和54年度をピークに減少を続けており、直近10年間の推移は下図のとおりです。

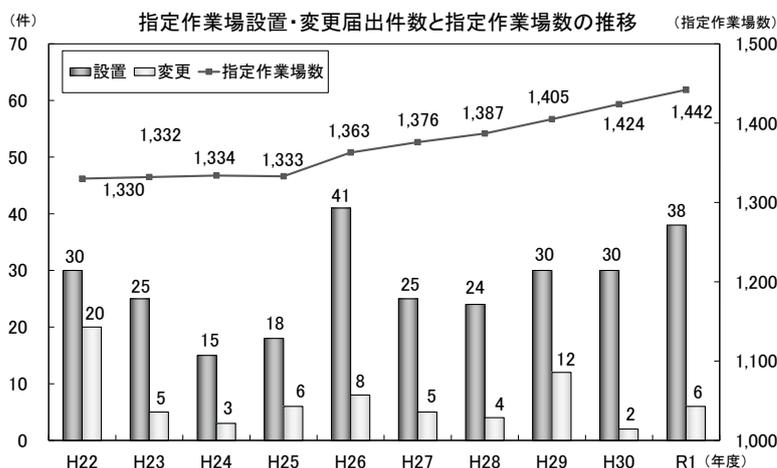
また、ばい煙調査や燃料調査により定期的に立入検査を実施しています。苦情が寄せられると、工場に立入検査して騒音測定を行うなど状況を調査し、改善指導を行います。



### ● 指定作業場に関する事務

東京都環境確保条例では、指定作業場とは工場以外のもので特に公害を発生させるおそれがあり、規制する必要のある事業所で、20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等になります。指定作業場の設置等は、事前に届出が必要であり、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭について規制基準を設定し、その遵守を工場と同様に義務付けています。

令和元年度は44件（設置38件、変更6件）の届出があり、令和2年3月末の指定作業場数は1,442となりました。直近10年間の指定作業場数の推移は下図のとおりです。



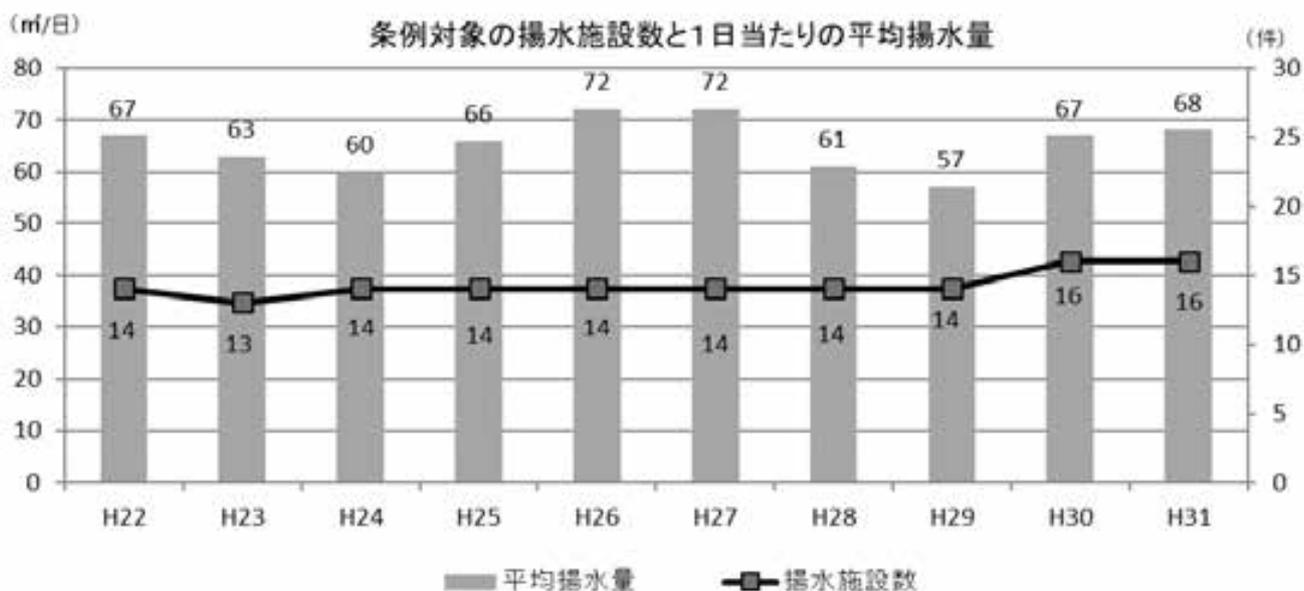
## 5 地下水揚水に関する規制指導

区内では、地盤沈下を防止するため、「東京都環境確保条例」、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき地下水の汲み上げが規制されており、動力を用いて揚水する井戸の設置には区へ届出が必要です。平成28年3月の東京都環境確保条例施行規則の改正により、小出力ポンプ（出力300ワット以下の揚水機）が新たに規制対象になりました。設置届が必要な井戸については、下表のとおり揚水機の吐出口の断面積、井戸の深さなど規制があります。

また、設置届出を行っている事業所などは、水量測定器を設置し揚水量を記録し、毎年1回、区へ報告する必要があります。

揚水施設の構造基準

適用範囲	吐出口の断面積	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量上限
条例のみ	6 c m <sup>2</sup> 以下のもの	制限なし	2.2kW 以下	平均 10 m <sup>3</sup> /日
				最大 20 m <sup>3</sup> /日
法律・条例共通	6 c m <sup>2</sup> を超え 21 c m <sup>2</sup> 以下のもの	550m以深とすること	制限なし	制限なし
	21c m <sup>2</sup> を超えるもの		設置禁止	



江東区  
環境学習情報館キャラクター  
「げったくん」

## 6 区内における空間放射線量及び土壌中の放射能の測定結果

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受けて、区民の不安を解消し健康と安全を確保するため、平成 23 年度から、空間放射線量と土壌中の放射能の測定を実施しています。

### ● 区内における空間放射線量の測定

区内の保育園・幼稚園・小中学校・公園等において、職員が測定機器（シンチレーションサーベイメータ）により空間放射線量の測定を実施しています。

令和元年度は、区を5つのブロックに分け、各ブロック2施設ずつの計 10 施設（各施設3地点、計 30 地点）において、3か月に1回（年4回）、地表から1m、50cm、5cmの高さで測定しました。

いずれの施設でも、国の対応方針「地表から1m高さの空間線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値が測定された箇所」に該当する地点はありませんでした。

令和元年度空間放射線量測定結果  
(各施設3地点、年4回平均値)

No.	施設名	空間線量率 (μSv/h)		
		地上 1m	地上 50cm	地上 5cm
①	大島第五保育園	0.05	0.06	0.06
	小名木川水辺の散歩道	0.07	0.07	0.08
②	荒川・砂町水辺公園	0.06	0.06	0.07
	亀高小学校	0.06	0.07	0.08
③	清澄二丁目公園	0.05	0.06	0.06
	扇橋三丁目公園	0.06	0.06	0.06
④	越中島小学校	0.05	0.05	0.05
	塩浜二丁目第二公園	0.05	0.06	0.06
⑤	東雲緑道公園	0.06	0.07	0.08
	辰巳小学校	0.05	0.05	0.06
平均値		0.06	0.06	0.07

測定地点図



\* モニタリングポストによる測定は東京都で実施

平成 23～30 年度空間放射線量測定結果

年度	測定 施設数	測定 地点数	測定 回数	空間線量率 (μSv/h)		
				地上1m	地上50cm	地上5cm
平成 23 年度 第1回 (6/24～7/27)	516	1,093	1	0.10	0.09	0.11
平成 23 年度 第2回 (11/14～1/23)	537	3,318	1	0.09	0.10	0.11
平成 24 年度 第1回 (5/23～7/26)	475	3,069	1	0.08	0.09	0.09
平成 24 年度 第2回 (11/16～2/7)	468	3,020	1	0.08	0.08	0.09
平成 25 年度	10	30	6	0.07	0.08	0.09
平成 26 年度	10	30	4	0.06	0.07	0.08
平成 27 年度	10	30	4	0.06	0.07	0.07
平成 28 年度	10	30	4	0.06	0.06	0.07
平成 29 年度	10	30	4	0.06	0.06	0.07
平成 30 年度	10	30	4	0.06	0.06	0.07

● 区内における土壤中の放射能の測定

区内の小中学校の校庭において、土壤中の放射能（放射性ヨウ素 131、セシウム 134 及びセシウム 137）の測定を実施しています。

令和元年度は、区を5つのブロックに分け、各ブロック1校の校庭で1回測定を実施しました。測定及び分析を東京農工大学環境毒性学研究室に委託しており、その結果、測定した全ての学校校庭において、生徒や周辺住民が健康影響を受けるレベルを十分に下回っていました。

令和元年度土壤中の放射能測定結果

No. 施設名	測定値 *1 (Bq/kg)	線量当量 *2 ( $\mu$ Sv/h)
① 亀戸中学校	48	0.007
② 第三砂町小学校	28	0.006
③ 深川第六中学校	32	0.005
④ 数矢小学校	0	0.000
⑤ 深川第五中学校	7	0.001
平均値	23	0.004

\*1 放射性ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 の合計値

\*2 測定値から地上高さ1mに換算した値



平成 23～30 年度土壤中の放射能測定結果(平成 23 年度、平成 24 年度は平均値)

No. 施設名	平成23年度*1		平成24年度*2		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	測定値 (Bq/kg)	線量当量 ( $\mu$ Sv/h)														
① 第二亀戸小学校 亀戸中学校 浅間堅川小学校 第五大島小学校	230	0.052	138	0.029	55	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	216	0.042	180	0.033	186	0.033	155	0.026	169	0.027	114	0.018
	346	0.077	172	0.036	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	149	0.033	82	0.017	19	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
② 砂町小学校*3 北砂小学校*3 第七砂町小学校 第二砂町中学校 第三砂町小学校	110	0.024	48	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	108	0.022	87	0.018	7	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-
	193	0.044	48	0.010	10	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	316	0.070	158	0.033	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	23	0.004	-	-	50	0.009	29	0.005	91	0.015	33	0.005
③ 扇橋小学校 元加賀小学校 深川第六中学校	49	0.011	11	0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	6	0.001	52	0.010	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	45	0.007	43	0.007	48	0.008	39	0.006
④ 平久小学校*3 数矢小学校*3	92	0.021	63	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	36	0.008	27	0.005	12	0.002	22	0.003	3	0.000	20	0.003	13	0.002
⑤ 豊洲北小学校 深川第五中学校	30	0.007	13	0.003	8	0.002	30	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	46	0.008	31	0.005	10	0.002	32	0.005
平均値	168	0.038	84	0.018	50	0.010	56	0.010	70	0.012	52	0.009	68	0.011	46	0.007

\*1 平成 23 年度は6月から2か月に1回(年5回)測定

\*2 平成 24 年度は2か月に1回(年6回)測定

\*3 校庭改修のため、平成 24 年度の測定施設について、第3回以降砂町小を北砂小に、平久小を数矢小に変更

## 7 東京都環境影響評価制度（環境アセスメント）

環境影響評価とは、1969年（昭和44年）に米国で初めて制度化された環境保全の制度で、道路、鉄道、高層ビル建設などの大規模な開発事業により環境に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、その影響を事前に調査・予測・評価し、環境保全の視点を開発事業へ反映させていく制度です。

東京都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定し、翌年から条例に基づく環境影響評価を実施しています。

また、平成14年に条例改正し、開発計画が固まる前段階で環境への影響を予測・評価し、計画の見直しを容易に行えるよう、計画段階環境影響評価制度を導入しました。（東京都の策定計画のみが対象）

### ● 予測・評価項目の選定

環境影響評価を行うにあたり、影響を与えるおそれのある項目を事前に選定し、項目ごとに予測・評価を行います。事業者は、その項目を選定した理由及び選定しなかった理由を具体的に示す必要があります。

予測・評価項目（17項目）

大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤・地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

### ● 対象となる事業

同条例により、26の開発事業が対象となっています。

対象事業 (抜粋)	対象事業の要件 (事業段階環境影響評価)	個別計画の要件 (計画段階環境影響評価)
道路の新設 または改築	新設する全ての高速自動車国道・自動車専用道路 その他の道路(4車線以上)の新設は1km以上 (※改築はいずれの道路も1km以上)	その他の道路(4車線以上)で 新設、改築ともに2km以上
ふ頭の新設	係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	水深15m以上かつ長さ480m以上
住宅団地の新設	住宅戸数1,500戸以上	住宅戸数3,000戸以上
高層建築物の新築	高さ100m超かつ延べ面積10万㎡超(駐車場面積を含む) (※特定地域は高さ180m超かつ延べ面積15万㎡超)	
自動車駐車場の 設置及び変更	[設置] 同時駐車能力1,000台以上(住宅居住者用を除く) [増設] 増加500台以上かつ増設後1,000台以上(同上)	
【その他の対象事業】	鉄道、飛行場、発電所(送電線路)、石油パイプライン(石油貯蔵所)、廃棄物処理施設、卸売市場などの設置または変更、埋め立て(干拓)、市街地再開発、新都市基盤整備事業など	

### ● 区長意見の提出

予測・評価を行った項目は、広く都民や関係自治体に意見を聴くよう条例で定められています。

江東区が関係自治体として都知事から意見を求められた場合には、江東区長は環境審議会に諮問し、審議会は専門委員会により専門的見地から内容を審議し、審議結果を江東区長へ答申します。その答申内容を基に区長意見として都知事に意見書を提出します。

区長意見提出数一覧

※東京都環境影響評価条例に基づくもの

	S56～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
配 慮 書	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
調 査 計 画 書	11	0	1	0	1	2	1	0	0	1	1	18
評 価 書 案	53	2	1	0	1	2	3	0	0	0	0	62

## 第6章 参考資料

### 1 用語解説

あ行

#### アスベスト

石綿のこと。天然に産する唯一の繊維状鉱物で、耐熱性、耐摩耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れているため、建築材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板等に幅広く使用されていた。しかし、アスベスト繊維が肺の奥まで達するとさまざまな疾患の原因となること等が明らかになり、平成18年9月からは、アスベストを質量の0.1%を超えて含有する物の製造等が、代替の困難な一部の製品等を除き禁止された。既設箇所での撤去の際は特定のアスベスト除去工事について大気汚染防止法で事前の届出を義務付けている。更に、一定規模以上の工事については、東京都環境確保条例により飛散防止計画届の提出を義務付けている。

#### インゴット

一般的には、金等を製錬後に型に流し込んで固めたものをいう。プラスチックでは、リサイクルするために、発泡スチロール等の使用済みプラスチックを溶かして、立方形の型に流し込み、固めたものをいう。

#### 温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に熱が地球の外に出て行くのを防ぐ働きのある大気中のガス。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等6種類のガスを削減対象としている。温室効果ガス排出量はCO<sub>2</sub>換算により算出。

か行

#### 化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物・無機物を化学的に分解する際に必要とされる酸素量のこと。水質指標の1つ。水質汚濁防止法による工場・事業所からの排水基準や海域・湖沼の環境基準に用いられる。COD値が高いと水質が悪い。

#### カレット

破碎された状態のガラスをいう。びん原料の約90%がカレットである。

#### 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等において定めている。

#### 京都議定書

1997年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議において採択された議定書。先進国の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）排出量について、法的拘束力のある数値目標が各国毎に決定されるとともに、国際的に協調して目標を達成するためのしくみ「京都メカニズム（排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム）」の導入が合意された。

#### 光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）

自動車や工場から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線（紫外線）を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される大気中の酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものの総称。オゾンを主成分とし、アルデヒドやパーオキシアセチルナイトレート（PAN）等を含み光化学スモッグの原因となる。

#### 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）が1995年から毎年開催されている。平成27年11月には、パリでCOP21が開催され、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含むCOP決定が採択された。

さ行

#### サーマルリサイクル

廃棄物を焼却させた際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。

#### 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）

再生可能エネルギー源（同制度の対象は太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのみ）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者が調達を義務付け、再生可能エネルギーの普及促進を図る制度。平成24年7月に制定、平成29年4月より改定された。

## 使用済み小型家電

家庭内で使用する家電のうち、不要となった「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の対象となる 28 種類。家電リサイクル法の対象となっている、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機以外のほぼ全ての家電が対象となっている。

## 森林認証木材

持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材。世界自然保護基金（WWF）が中心となって設立した森林管理協議会（FSC）や、日本林業協会等がつくる緑の循環認証会議（SGEC）等の認証がある。

## スラグ

燃やすごみ（可燃ごみ）の焼却灰等を高温(1,200℃以上)に加熱し、熔融・固化してできる物質。性状が砂に似ているため、アスファルト舗装や埋め戻し材等、土木・建設資材等として広く利用することができる。

## 生物化学的酸素要求量（BOD）

微生物が水中の有機物を分解する際に、必要とする酸素量のこと。水質指標の 1 つ。排水基準や河川の環境基準に用いられる。BOD 値が大きいと水質が悪い。

## 生物指標

限られた環境のみしか生息できず、環境の変化に敏感な、サワガニ、ゲンジボタル、タニシ、アメリカザリガニ等の生息状況を調べ、その地点の環境を推定すること。

## た行

### ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）にコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めて定義する。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、PCB 製品等が指摘されている。また、発がん性があるといわれている。

### 特定施設

騒音規制法では「工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」のことであり、振動規制法では「工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい振動を発生する施設」のことである。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

## な行

### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

無色・刺激性のある気体。俗に亜硫酸ガスという。硫酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭等の燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。昭和 30 年代後半から 40 年代前半においては大気汚染の主要な原因物質であったが、燃料規制や総量規制等各種の防止対策によって改善された。

### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて変化したもので、自動車の排出ガス等による大気汚染状況を示す項目として用いられる。

## は行

### ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいう。

### バイオマス(エネルギー)

家畜排せつ物や生ごみ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

### ばいじん

燃焼、加熱、及び化学反応等により発生する排ガス中に含まれる固体の粒子状物質。

### 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル等）のうち粒径が 10 μm 以下のものをいう。

### 粉じん

空気またはガス等に含まれている固体の粒子。大気汚染防止法では、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

### ペレット

破碎したプラスチックを加熱して粒状にしたもので、プラスチック製品等の原料として使われる。

## ま行

### マテリアルリサイクル

廃棄物等を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料や原料として利用すること。

## や行

### 有害ガス

人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質(ばい煙を除く)のこと。東京都環境確保条例第2条第11号で定義され、別表第3でホルムアルデヒド、塩化水素等具体的な物質名が掲げられている。

### 有害廃棄物

産業廃棄物のうち、水質汚濁防止法等で定められた水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とこれらの化合物、有機リン化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを基準値以上含む廃棄物。有害廃棄物に指定されているものの中には、水銀を含む乾電池や蛍光灯、体温計等のように家庭から排出されるものもあるが、産業廃棄物ではない限り特別の処理基準はない。

### 容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。容器包装廃棄物について、消費者による「分別排出」、市町村による「分別収集」、そして事業者による「リサイクル(再商品化)」という役割分担を規定し、廃棄物を適正に処理し、資源を有効に利用することを目的とした法律である。

### 要請限度

自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

### 溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素の量で、水質指標の1つ。河川や海域ともその水域類型に応じた基準がある。数値が低いと、水質が悪く、生物が住みにくい。

## ら行

### リサイクル

再生利用・資源として再生利用すること。

### リターナブルびん

一升瓶やビール瓶等、中を洗浄して、繰り返し使えるびんのこと。生きびんともいう。

### リデュース

発生抑制・ごみを発生させないこと。

### リフューズ

断る・ごみになるものを断ること。

### リペア

修理・ものを修理して使うこと。

### リユース

再使用・ものを繰り返し使うこと。

## アルファベット

### 5R

江東区が環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を実現するための取り組みとして掲げている、Refuse(リフューズ)、Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Repair(リペア)、Recycle(リサイクル)の、5つの行動の頭文字をとって5Rという。

### CCS

Carbon dioxide Capture and Storageの略。工場や発電所などで発生するCO<sub>2</sub>を、大気に放出する前に回収し貯蔵する一連のプロセス

### CO<sub>2</sub>排出係数

活動量1単位当たりどれだけのCO<sub>2</sub>を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量1kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出量を示す。

## 2 環境・公害関係年表

年	江東区の動き	国・東京都の動き
1885 (明治 18)	・浅野セメント深川工場の降灰、問題化	
1947 (昭和 22)	・深川区 城東区を合併して江東区誕生	
1949 (昭和 24)		・都が全国初となる「工場公害防止条例」制定
1954 (昭和 29)		・都「騒音防止に関する条例」制定
1955 (昭和 30)		・都「ばい煙防止条例」制定 (主にビル暖房の煙害防止)
1958 (昭和 33)		・国「工場排水規制法 水質保全法」施行
1960 (昭和 35)		・都の首都整備局に都市公害部設置
1962 (昭和 37)		・東京にスモッグが連続発生し問題化 ・国「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定 ・国「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」施行
1967 (昭和 42)		・国「公害対策基本法」制定
1968 (昭和 43)		・国「騒音規制法」「大気汚染防止法」制定
1970 (昭和 45)		・都「東京都公害防止条例」施行 ・光化学スモッグ被害初めて発生（初の注意報発令）
1971 (昭和 46)	・白河大気汚染測定室（第一庁舎）測定開始 ・亀戸大気汚染測定室（亀戸青年館）測定開始	・東京都知事による「ごみ戦争」の宣言 ・東京都ごみ対策専門委員設置 ・国「水質汚濁防止法」施行 ・国「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」施行
1972 (昭和 47)	・東陽大気汚染測定室（東陽出張所）測定開始 ・砂町大気汚染測定室（砂町出張所）測定開始 ・杉並区のごみ搬入の実力阻止（1回目）	・都ごみ対策専門委が 21 項目のごみ問題の解決策を提言 ・国「悪臭防止法」施行
1973 (昭和 48)	・杉並区のごみ搬入の実力阻止（2回目） ・高濃度六価クロムを含む鉱さいを発見（大島） ・江東区公害防止協議会を設置	・自動車排出ガス減少装置取り付け義務化 ・「環境週間」全国的に実施（6/5 より 1 週間）
1974 (昭和 49)	・「東京都江東清掃工場協定書」を都と締結	
1975 (昭和 50)	・豊洲大気汚染測定室（豊洲出張所）測定開始 ・江東区と江戸川区を中心に六価クロム鉱さいによる土壌汚染問題発生	・東京湾岸自治体公害対策会議発足 (湾岸 27 自治体参加)
1976 (昭和 51)	・「東京都江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」制定	・国「振動規制法」施行
1978 (昭和 53)	・隅田川水系浄化対策連絡協議会発足 (水系 9 区参加)	
1979 (昭和 54)	・日本化学工業㈱と「六価クロム鉱さい土壌の処理等に関する協定」締結	・国「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」施行
1980 (昭和 55)		・都「東京都環境影響評価条例」制定 ・都が東京湾にかかる水質総量規制実施
1982 (昭和 57)		・都が窒素酸化物の総量規制実施

年	江東区の動き	国・東京都の動き
1985 (昭和 60)	・江東区内の放置自転車の撤去活動を開始	
1990 (平成 2)	・大気汚染防止対策の一つとして電気自動車を購入	
1991 (平成 3)	・東雲大気汚染測定室（東雲小学校）測定開始	・国「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
1992 (平成 4)		・国「生物多様性条約」採択
1994 (平成 6)	・東京都有明清掃工場操業協定書を都と締結	・都「東京都環境基本条例」制定 ・国「第一次環境基本計画」閣議決定
1995 (平成 7)		・国「容器包装リサイクル法」公布
1997 (平成 9)	・「江東区環境基本計画」策定	・都が区内河川に対し、水質汚濁に係る環境基準の水 域類型指定施行 ・都「東京都環境基本計画」策定 ・国「環境影響評価法」公布 ・地球温暖化防止会議（COP3）「京都議定書」採択
1998 (平成 10)	・東京都新江東清掃工場操業協定書を都と締結	・「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排 出抑制指導要綱」を施行 ・国「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法） 制定 ・国「家電リサイクル法」制定
1999 (平成 11)	・「江東区環境基本条例」施行 ・「江東区環境審議会」の設置	・国「P R T R法」公布
2000 (平成 12)	・「江東区区内環境配慮推進計画」策定 ・都から区へ清掃事業の移管 ・有明清掃工場、新江東清掃工場の操業に関する協定 書を東京二十三区清掃一部事務組合と締結	・国「ダイオキシン類対策特別措置法」 ・都「東京都自然保護条例」公布
2001 (平成 13)	・「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定 ・区議会に「放置自転車対策特別委員会」を設置 ・ごみ出しサポート事業実施	・都「東京都公害防止条例」が「東京都環境確保条例」 に全面改正 ・国「食品リサイクル法」制定 ・国「P C B廃棄物処理特別措置法」制定
2002 (平成 14)		・国「土壌汚染対策法」制定
2003 (平成 15)		・国「エネルギー基本計画」策定
2004 (平成 16)	・「江東区環境基本計画」改定 ・若洲風力発電施設設置	
2005 (平成 17)	・「江東区環境行動計画」策定	・日本環境安全事業㈱と「東京ポリ塩化ビフェニール 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に 関する協定書」を締結 ・国「京都議定書」発効 ・国「環境配慮促進法」施行
2006 (平成 18)	・「江東区区内環境配慮推進計画」改定 ・白河測定局を廃止	・国「第三次環境基本計画」閣議決定
2007 (平成 19)	・環境学習情報館（えこっくる江東）開設 ・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・バイオマス実証試験開始（～H22） ・「江東区みどりと自然の基本計画」策定 ・砂町測定局を廃止	・都「東京都気候変動対策方針」策定 ・国「環境配慮契約法」施行

年	江東区の動き	国・東京都の動き
2008 (平成 20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東雲測定局を廃止し、一般環境大気測定局を亀戸・東陽・豊洲に整理統合</li> <li>・35年ぶりにごみの分別方法を変更</li> <li>・「江東区みどり・温暖化対策基金」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国「生物多様性基本法」施行</li> </ul>
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩きたばこ・ポイ捨て全面禁止の条例施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の実施</li> </ul>
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境基本計画」「KOTO 低炭素プラン（江東区地球温暖化対策実行計画）」策定</li> <li>・リサイクル施設「エコミラ江東」開設</li> <li>・「江東エコライフ協議会」の設置</li> <li>・「チーム江東・環境配慮推進計画(第2次庁内環境配慮推進計画)」策定</li> <li>・「江東区内における街路樹充実計画」を都と策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都「地球温暖化対策報告書制度」創設</li> <li>・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)愛知県名古屋市で開催</li> </ul>
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊洲グリーン・エコアイランド構想」策定</li> <li>・「江東区節電行動計画」策定</li> <li>・環境測定事業（空間放射線量及び土壌放射能測定）開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災の発生</li> <li>・東京都電力対策緊急プログラムの策定</li> <li>・国「生物多様性地域連携促進法」施行</li> </ul>
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定</li> <li>・「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」策定</li> <li>・「江東区 CIG ビジョン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」策定</li> <li>・国「固定価格買い取り制度（FIT）」開始</li> <li>・国「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定</li> <li>・国「地球温暖化対策のための税」導入</li> <li>・国「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行</li> <li>・国「第四次環境基本計画」閣議決定</li> </ul>
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区エコポイント制度事業の試行実施（～H26）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催決定</li> <li>・国 2020 年度の温室効果ガス削減目標設定</li> <li>・国「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行</li> <li>・国「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定</li> <li>・国「水銀に関する水俣条約」採択</li> </ul>
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都長期ビジョン」策定</li> <li>・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が第五次評価報告書統合評価報告書を公表</li> </ul>
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「江東区環境基本計画」改定</li> <li>・マイクロ水力発電設備設置</li> <li>・豊洲駅地下自転車駐車場の開設</li> <li>・燃料電池自動車「MIRAI」を庁有車として2台導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国「持続可能な資源利用に向けた取組方針」策定</li> <li>・国「水銀による環境汚染の防止に関する法律」制定</li> <li>・国「大気汚染防止法の一部を改正する法律」制定</li> <li>・国「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」施行</li> <li>・国連総会「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択（「持続可能な開発目標」（SDGs））</li> <li>・気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて「パリ協定」を採択</li> </ul>
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「チーム江東・環境配慮推進計画(第2次庁内環境配慮推進計画)」改定</li> <li>（「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」を統合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国「水銀に関する水俣条約」締結</li> <li>・電力の小売全面自由化が開始（4月～）</li> <li>・国「地球温暖化対策計画」策定</li> </ul>
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスの小売全面自由化が開始（4月～）</li> <li>・国「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」（改正 FIT 法）施行</li> </ul>
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃ごみの全量資源化を本格実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国「気候変動適応法案」閣議決定</li> <li>・国「第五次環境基本計画」策定</li> </ul>

年	江東区の動き	国・東京都の動き
2019 (令和元)	・区立全小中学校（義務教育学校含む）へ清掃工場で発電した電気の供給を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定</li> <li>・国「プラスチック資源循環戦略」策定</li> <li>・国「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定</li> <li>・国「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行</li> <li>・都「ゼロエミッション東京戦略」策定</li> </ul>
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「江東区環境基本計画（後期）」改定</li> <li>・「江東区みどりの基本計画」改定</li> <li>・「チーム江東・環境配慮推進計画(第3次庁内環境配慮推進計画)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会延期</li> <li>・国「日本のNDC（国が決定する貢献）」を決定</li> </ul>

## 江東区環境学習情報館キャラクター

えこっくる江東のたすけくんには妹とお友達がいることをご存知でしょうか。



たすけくん (ギンヤンマ)



あられさん (妹、ギンヤンマ)



すみれさん (妹、ギンヤンマ)



ケロぞうくん (友人、ニホンアカガエル)



げったくん (友人、ヤマトオサガニ)



げったくん (友人、ヤマトオサガニ)

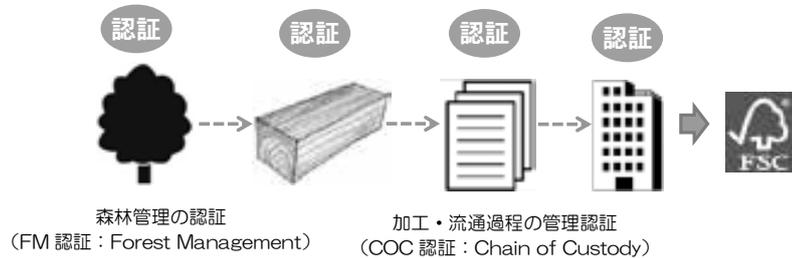
ぜひ仲間たちの名前を覚えて、えこっくる江東のいろいろなところに隠れている仲間たちを探してみてください。

### <本報告書について>

報告対象	江東区内全域及び庁内における「江東区環境基本計画」に基づく取り組み
対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
発行日	令和2年10月19日
発行部数（初版）	700部
次回発行予定	令和3年9月
直近の発行日	令和元年9月1日
参考にした指針	環境報告ガイドライン（2018版）
作成者	江東区環境清掃部温暖化対策課



国際的な森林保全活動を推進する Forest Stewardship Council®（森林管理協議会）により認証された森林からの原材料及び管理された原料を含む「FSC®認証紙」を使用しています。  
森林管理から加工・流通まで、製品に関わる全ての過程において認証を取得しています。



石油系溶剤の代わりに、植物由来の油を原料としたベジタブルインキを使用しています。紙との分離が容易なためリサイクルしやすく、土中での生分解性にも優れています。

## 江東区の環境白書

江東区環境基本計画 令和元年度実績報告

令和2年10月発行 印刷物登録番号(2)39号

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課  
東京都江東区東陽4-11-28  
電話 3647-9111 (大代表)

印刷所 タナカ印刷株式会社

IB 750